HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	低所得層の研究 I
Author(s)	高山, 武志; 杉村, 宏
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 20, 1-67
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88024
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_20.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ISSN 0385-6070

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書　第20号

低所得層の研究 Ⅰ

1981・3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

低所得層の研究 I

高山武志
杉村宏

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

この研究報告書第20号は，本産研施設の高山武志研究員と，同主宰研究グループ・本学部教育計画講座の杉村宏助教授両氏による貧困研究の方法論的検討の成果を内容とする。

もともと現代の教育計画研究においては教育福祉は不可欠の位置づけをもち，そのことがとくに近年は鋭く問われるにいたっているが，わが学部には，かつて在籍された籠山京，江口英一両教授の先駆的貧困研究の伝統が息づいており，両教授の転出後，その成果は高山，杉村両助教授によって，北海道の土壌に根ざしつゝ脈々と継承発展せしめられている。これまでに札幌その他道内のいくつかの地域を対象として両助教授は尨大なデータの採集と点検作業を通じて，地域住民諸階層の貧困の状態とその動態的メカニズムに実証的なメスを入れるという困難な研究に倦むことなく取り組み，すでにいくつかの貴重な成果をあげてきたが，そうした実証研究をふまえて今回は貧困そのものゝ理論的吟味に着手された。本報告書は，いわばその序論というべき位置づけをもつ。とりわけ，高山研究員のDeprivation概念の吟味は，同研究員のロンドン大学留学とその後の本学部と同大学との研究交流の成果の一端を示されたものとしてわれわれの学的関心をかきたてずにはおかない。

いわゆる現代的貧困化論については，わが国においても『資本論』第1巻第7篇第23章の資本主義的蓄積の一般法則とのかゝわりから，すでに多くの論者の参加による数次の論争が交わされ，すくなからざる研究の深化をわれわれは目のあたりにしている。その過程で ── いわゆる高度経済成長局面で，もはや貧困は消失したとする論者は論外としても，論争の力点は窮乏化法則の作用と発現の統一的理論整序にむけられ（たとえば金子ハルオ氏の剰余価値率説，それにたいする高橋秀直氏の生産力水準説等），したがって，K・マルクスの「労働調査」の101項目，J・クチンスキーの17指標による実証の伝統の発展はむしろ軽視されてきている他の一面は否定しがたい。とりわけ，もっとも新しい到達成果としての高橋氏の生産力水準説は ── 資本主義的生産力発展によって実現の「可能的な生活水準」と現実的条件のギャップをもって貧困とするというユニークな着想を示し ── 社会的総生産力の運用と統治の主体として形成されつゝあるこの国の労働者階級の力量の歴史的増大をかゝわらせてみるとき十分示唆的であるが，他方，多面的に進行しつゝある現実の貧困化の実証という点では少なからざる難点をもつといわざるをえない。

それにたいして，くしくも1960年代後半の「再発見された」貧困の研究，とりわけタウンゼントのDeprivation Standardの提起はブース，ローントリー以来の古典的貧困研究のイギリスの伝統を現代資本主義のもとで発展させ，再構成するキー概念として，われわれのつよい関心をひく。それはまだ十分理論的に熟成され洗練された概念とはいゝがたいが，現代資本主義下の社会的共同消費手段の形成をも射程におさめ，しかも労働者階級みずからの貧困の社会的自覚過程をもくみこんだ包括的実践的視覚を示し，したがってイギリスをこえて，「貧困との斗い」（ジョンソン）と取組みはじめたアメリカの福祉，心理学関係研究にもつよく滲透しつゝある。

このDeprivation概念の検討にあてられた本報告書は，本産業教育計画研究施設長交替を前にしての要請に応じて高山研究員がその序論的部分をまとめたものであり，その意味ではひきつゞく教育面でのDeprivation独自の理論的実証的研究展開の今後が期待される。

その理論的実証的深化は，わが国の現実とのかゝわりを必須の条件とすることはいうまでもないが，その試みも本報告書第二部の杉村論文で，貧困の公的基準と低所得との関係の具体的吟味として進められつゝある。

願わくは，これらの提起が貧困研究の新たなレベルへむけての発展に資せんことを。

最後に，わたしの施設長在任中によせられた関係各研究グループの尽力と，各関係学会の支持に心から謝意を表し，豊かな実証研究の学風をもつ北大教育学部と本産業教育計画研究施設が今後一層の充実・発展することを期待する次第である。

また，産研報告書刊行の実務に力をつくされた事務官各位に執筆者とともに深甚の謝意を表したい。

1981年3月

北海道大学教育学部附属
産業教育計画研究施設

施設長　美土路　達　雄

ま　え　が　き

この報告書は，北海道大学教育学部教育計画研究室で，1972年以来継続している札幌市における低所得層に関する実証的研究の一環をなすものである。その結果の一部は，「大都市における低所得層の調査」（高山武志，北海道福祉協議会，1976），「現代都市における「不安定就業階層」の新しい傾向について」（杉村　宏，北海道大学教育学部産業教育研究計画研究施設研究報告書第17号 － 「産業と教育」第1号，1979）「教育貧困」」（高山武志，江口英一編「貧困と社会福祉」所収，法律文化社近刊）などに出ている。

報告書の第一部は，英国の新しい貧困概念であるDeprivationについての考察である。

貧困には，本質的には新しい貧困も古い貧困もないのである，貧困とはそのままに放置すれば，やがて人間を精神的にも肉体的に破壊に追いやるものである。貧困は，いずれの時代を通してもそういうものなのである。しかし，貧困がまとってでてくる姿は，歴史の動きにつれてちがってくる。Deprivationの概念は，そう意味での「現代の貧困」を把えようとする英国や米国でおこなわれている1つの試みである。しかし，Deprivationは，貧困に関する抽象論ではなく，貧困の実態をまず調査することによって概念を検討し，深めてゆこうとする英国での経験主義的土壌の中から生まれたものである。すなわち，Deprivationは，単なる概念ではなく，貧困の実証的研究方法論でもあり，社会調査論でもある。それ故にDeprivation概念は，我々の実証にもとづく貧困研究を進めてゆく上に重要な示唆を与へるものと判断したのである。

貧困の実証的研究の出発点は，いうまでもなく貧困測定基準である。貧困測定基準は，単なる技術論ではない。それは，貧困概念の具体的表現という意味もあるのである。英国で，タウンゼントが新しい貧困基準Deprivation Standardをつくった。

それは，その名のごとく彼の貧困に関するDeprivation概念を具体的に表現したものである。

第2部は，日本における貧困測定基準に関する研究である。我々の調査では，生活保護基準を貧困測定基準として採用している。しかし，研究の過程において，絶えず生活保護基準の意味する生活が現代の一般的な生活水準の中でいかなる位置にあるかを問い，それで貧困を実証的に計測し分析していく意義を吟味して行かなければならない。

第1部と対比して，たとえばタウンゼントの全国調査における補足給付基準（日本の生活保護基準に当）とDeprivation Standardとの関係などを参照し，第2部を検討すればとくに興味深いであろう。

（執筆分担　第1部　高山武志　　第2部　杉村　宏）

目　　次

まえがき …… i

Ⅰ　英国の貧困概念－Deprivationについて－ …… 高山武志　1

Ⅱ　「低所得層」の測定 …… 杉村宏　23

教育計画研究グループ業績一覧 …… 66

北海道大学教育学部

産業教育計画研究施設報告書・研究紀要既刊タイトル

I 英国の貧困概念

— Deprivationについて —

高 山 武 志

目　　次

1. Deprivation論の流れ …… 1
1) 構造論的Deprivation …… 1
2) 貧困の文化論的Deprivation …… 4
2. 相対的貧困概念としてのDeprivation …… 7
1) 貧困と不平等 …… 7
2) Deprivation Standard の特質 …… 8
3. Deprivation Standard による貧困測定 …… 12
4. 貧困の拡張概念としてのDeprivation …… 13
1) Deprivation の対象範囲 …… 13
2) Deprivation とミニマム・スタンダート …… 14
5. 社会階級と Deprivation …… 15
1) Multiple Deprivation …… 15
2) 社会階級とDeprivation …… 16
6. む す び …… 18

1. Deprivation論の流れ

1) 構造論的Deprivation

英国は，19世紀末のチャールス・ブース（Charles Booth）やシーボーム・ラウントリー（Seebohm Rowntree）の先駆的な貧困調査以後，貧困の実証的研究に関して永い伝統をもっている。

しかし，1930年代の中頃から1950年代後半まで貧困研究への関心は低下し，1960年代初頭から再び関心が高まったとされている。このような貧困研究の再興は，所謂「貧困の再発見」を契機とするものであった。

ディヴィツト・ブル（David Bull）は，アーベル・スミス（Abel Smith）およびピーター・タウンゼント（Peter Townsend）が「貧困者と極貧者」(註1)を発行した1965年をもって，英国で「家族貧困の再発見」(註2)された時としている。Deprivationの概念がでてきたのはこの前後であるといわれている。(註3) 戦後の英国では，高度な雇用水準の維持，社会保障制度の発展，さらには，史上はじめて安定多数を得た労働党政府の出現により，社会はより平等化し，貧困についても1930年代にあったような広範な貧困は消滅し，貧困問題があるとしても，それは，老人や障害者などの非稼働者にのみかかわるものと一般に考えられるようになっていた。すなわち，つぎのような楽観論が支配的であった。「確かに，1950年代，所謂「豊かな社会」の夜明けは，貧困者（underprivileged）に対する関心を著しく低下させた。それは，繁栄せる経済と福祉国家は〝全体

としての人々”（people as a whole）の問題をすでに解決したという仮定にもとづくものであった。個々の貧困問題があるとしても，上記の結論を崩すものとはみなされなかった。〔残る〕貧困は個人的性格によって説明し得るもので，精神病学的なソーシヤール・ワーク以外にほとんど対処し得ないものである」。(註4)

以上のような貧困に対するオプティミズムを裏けたのがラウントリーのヨーク市での第3回貧困調査（1950年）である，(註5)彼の測定基準によるヨーク市の貧困者は，わずか労働者階級の 2.77 %，全人口の 1.66 %にすぎず，しかもその大半は老人であった。第2回調査（1936年）では，労働者階級の 31.1 %，全人口の 17.7 %が貧困者であり，貧困原因では失業がもっとも重要なものであった。14年間における貧困の減少は，主とし失業の解消と社会保障制度の発展によるものとされていた。

1950年代におけるこのような楽観論は，1960年代初頭から批判をうけるようになる。1962年には，リチャード・M・テイトムズ（Richard M. Titmus）が「所得分配と社会変化」(註6)で，所得の平等化が進行していないことを実証した。その中で，彼は所得がもし正しく測定されるとすれば，1939年以前に比して，その後所得再分配の不平等はほとんど変化していないことを示し，所得の平等化傾向を指摘している諸研究を批判した。

1965年には，前述のアーベル・スミスとタウンゼントの研究が発表された。彼等の研究目的は，貧困と不平等に関する確かな証拠を得ることで，労働者が実施していた家計支出調査（Family Expenditure Survey, F.E.S）の1953年－54年分と1960年分を使用している。貧困測定基準として，ラウントリーが1895年の第1回調査から以後2，3回調査で用いている「単なる肉体的能率を保持するに足る最低必要限度」をやっと充すに足る貧困線は，貧困についての狭い解釈を代表するものであると批判し，代りに国民扶助基準（National Assistance Rates）を採用している。その理由はつぎのとおりである。「”貧困”の正当な，あるいは一般から承認される測定尺度として，国民扶助局の最低生活水準が妥当であるかどうかについては議論の余地があるだろうが，それは，ある意味で，特定の時点における最低生活水準の”操作的”定義であるという利点を少なくともももっている」(註7)

1953－54年については，各世帯の消費支出，1960年では所得を，基礎的国民扶助基準（家賃を含む）の倍率として表現し，基礎的国民扶助基準の 140 %以下の所得および消費水準にある世帯をそれぞれ低所得，低消費世帯とした。（基礎的国民扶助基準の 140 %以下の所得，消費水準世帯を低所得・低消費すなわち貧困世帯とした理由は後述する）分析の結果，基礎的国民扶助基準の 140 %以下にある低生活水準世帯は，1953～54年で，全世帯のうち 10.1 %，全人口の 7.8 %，1960年では，それぞれ 17.9 %，14.2 %であった。また基礎的国民扶助基準以下の世帯・人口は，1953－54年では，世帯 2.1 %，人口 1.2 %，1960年は世帯 4.7 %，人口 3.8 %であった。これを英国全人口に引きなおせば，基礎的国民扶助基準の 140 %以下の人口は，1953－54年約 450 万人，1960年 750 万人，基礎的国民扶助基準以下のそれは，それぞれ約60万人，200 万人となる。この結果は，「福祉国家」のなかに，貧困層ないしはそれに接する低生活水準にあるボーダーライン層がなお多数存在することを実証した。かつ，消費で測定すれば貧困層を過少に，所得で推計すれば過大に測定する傾向があることを考慮に入れたとしても，貧困層が年を追って増加する傾向があることをしめすものであった。以上の事実は，戦後経済の相対的安定期を過ぎた社会経済的背景と相いまって，貧困解消論，あるいは少なくとも貧困は減少しつつあるという見解に深刻な反証を呈するものであった。しかし，彼等の研究の意義は，単に貧困者数の推計と，その推移を明きらかにしたことにあるだけではなく，戦後から1960年代にわたる貧困者の全国的推計に関する諸研究のなかで，貧困者層の世帯構成や主要所得源について詳細なデーターを供給していることである。その分析によれば，世帯主がフルタイムの仕事に従事しながら低消費世帯の範疇に入る世帯は，1953－54年で全低消費

世帯の34.6%である。1960年調査では，世帯主の就業状態別分析資料がなく代りに所得源別世帯分布がでている。主要所得源か稼働所得およびその他の個人的所得となっている世帯を，稼働世帯としてみればそれは全低所得世帯の約41.5%になっている。さらに，従来多子が重要な貧困原因として考えられていたが，低消費および低所得世帯に子供3人以下の世帯が多数いることが発見された。多子世帯が貧困に陥ちる度合は高く，多子は依然貧困原因として重要であったか，子供3人以下の世帯で貧困にあるものの実数は，多子世帯のそれをはるかに上廻るものであった。

英国での貧困の再発見は，子持ち家族の貧困（Family Poverty）すなわちWorking Poorの再発見であった。

アーベル・スミスとタウンゼントがこの研究を実施した契機の1つは，前述のとおり，ラウントリーの調査，とくに彼の貧困測定基準（貧困線）の基底をなす最低生存水準の概念（the Concept of Subsistence）に対する批判であった。

貧困についての最低生存概念を確立したのは，チャールス・ブースとラウントリーである。

ある英国の貧困研究者はつぎのようにいっている。「19世紀末，英国でブースやラウントリーがおこなった貧困調査は，貧困を測定する最初の試みではなかったが，しかし，彼等の調査の意義は，最低生存貧困基準の概念をリファインし，適用したことである。」(註8) 彼等の業績はこれにとどまるものではないが，しかし，この評価は，彼等の貧困基準が，以後の貧困研究におよぼした影響の大きかったことをしめしている。

ブースは，1886年に17年間におよぶロンドン調査に着手し，その成果として，ロンドンのドック大ストライキが発生した1889年にイーストエンド篇が，1903年には全17巻篇が出版されている。(註9) 彼は，貧困編の第1巻で，貧困をつぎのように定義している。「標準的規模の家族をもち，週18シリングから21シリングの乏しいけれどかなり安定した所得があるものを"貧困者"（poor），その水準より何等かの理由により所得が大分下廻るものを"極貧者"（very poor）とする」この根拠は必ずしも明確ではないが，30世帯の家計費調査結果を参照して作制したとおもわれる。ブースは，この貧困線以下の生活をつぎのように述べている。「私の（意味している）"貧困者"を叙述するとすれば，生活必需品を獲得し，どうにか収支を合わせようと苦闘しながら生活しており，他方，"極貧者"は，慢性的窮乏の状態で生活しているのである。」(註10)

ラウントリーは，1899年英国北部のヨーク市で，第1回調査をおこない以後1936年，1950年と3回にわたって同じヨーク市で調査を実施している。彼の調査のブースのロンドン調査の結果が，ヨーク市のような地方都市にも妥当するか否を検証するものであった。彼の業績は，ブースのそれに匹敵するものであったが，少くなくともつぎの2点で貧困調査に新しい境地を開いたものであった。1つは，ブースは教育委員会家庭訪問員（School Board Visitor）や教会などの人々から主として資料を得たが，彼は調査員による直接訪問調査をおこなった。2つは，ブースに比して，貧困線の根拠を明確にしたことである。ラウントリーは，栄養学の成果にもとづいて，成子と子供の栄養必要量を算出し，それを食物量に換算し，さらにその食物量を現金に換算して最低必要食費を出し，それに実際に調査した食困家庭の資料から被服，燃料，家庭雑費などの最低必要経費を決定した。以上の諸費目に，現に支払われている家賃を加えて貧困線とし，所得がその水準以下にある世帯を貧困の状態にあるとした。この貧困基準は，単なる肉体的能率を保持するために必要な最低限を保持するにたるものであって当時の救貧法による扶助水準以下のものであった。(註11) しかし，1936年の第2回調査では，文化的な支出，たとえば新聞の費用を含めるなど，若干の費用を追加し，貧困線を上昇させている。1950年の第3回調査でも献立を修正し，被服，燃料，その他の費用を変えているが，貧困線作製の基本は変化していない。

必要栄養量を基礎とするラウントリーでの最低生存貧困概念の指導的批判者はタウンゼントであ

った。彼の批判は，要すれば，最低生存貧困基準は，固定的で柔軟性を欠き，生活水準や消費様式の変動を反映せず，ダイナミックな社会における貧困を測定し得ないとするものであった。(註12) タウンゼントは，1962年に「貧困の意義」で，ラウントリーの最低生存基準を批判するとともに，それに代る新しい貧困基準の必要性を強調し，相対的貧困概念としてのRelative Deprivationという言葉を始めて使用している。しかし，「貧困者と極貧者」（1965年）では，前述のように，新貧困基準を使用せず，国民扶助基準によって貧困を測定している。タウンゼントは，1950年代初頭から，ラウントリー方式による絶対的貧困基準に代る新貧基準作製に着手し，1954年の「貧困測定」では，国民の消費実態に基礎をおいた最低生活費算定でエンゲル方法と呼ばれ範疇に入る貧困基準の試案をつくっている。しかし，資料上の制約もあってか，その基準を貧困量推計に実際に適用してはいない。前記，1962年および1965年の論文での貧困量を推計しているが，いずれも国民扶助基準を測定基準として採用している。絶対的貧困概念に対置するものとしての，相対的貧困概念にもとづく貧困測定基準，それはもはや貧困（poverty）の言葉を使っていないDeprivation Standard による貧困測定結果がでたのは，1980年の「英国における貧困」(註13) においてである。

以上，戦後英国で貧困測定に関連してDeprivation 概念がでてきた背景の流れを概観してきたが，Deprivationというタームは，貧困測定に特有なものでない。その他の研究領域で広く使用されている概念でありタームであり，それは「英語のなかでもっとも酷使されている用語の1つ」(註14) でもある。後述するように，相対的貧困概念としてのDeprivationは，貧困を個人的性格の問題ではなく，経済や社会構造の問題であるとする観点に立つもので，その意味で“構造論的”な概念なのである。

2）貧困の文化論的Deprivation

Deprivationという言葉の意味は，辞書によれば人から（物，地位）を奪う，はく奪するということで，はく奪，損失などと訳されている。心理学では，はく奪，疎隔，文化的庶断などの訳語があるようである。社会科学では，相対的貧困，価値はく奪感，あるいは収奪などの訳語がある。ある英国の社会科学者は，Deprivationのセマンティックな意味として，つぎのようにいっている。「その語義は，ある人から何かが，— その何かとは，言外に他の人に比較して彼が所有する権利があるものという意味をふくむ — 奪いされるということである」(註15) Deprivationは，個人，集団，あるいはある地域が窮境（Predicament）にある状態を指摘する広い概念であって，適用される状態によって，それぞれ異なる訳語があってしかるべきものであろう。また，原語のもつニュアンスを損わないためにもここでは原則としてDeprivationを訳さず使用している。なお，貧困概念として用いられた場合，Social Deprivationとされることが多い。

Deprivationは，前述のように広い概念であって，それを使う人によってさまざまの解釈があり，その正確な定義はまだ定着しているとはいいがたい。Deprivationの概念について混乱があり，そのために不毛の論争が数多いことも事実である。しかし，Deprivationの概念がディフューズ（diffuse）で広いものであることが，反面，それが個人的に社会的に不利を受けている状態を広範にとらえることができる利点につながっている。「Deprivationという言葉はセマンティックな混乱を生じさせるかも知れないが，人々の上にある窮境は現実の事柄である。……深刻な関心に値いし，政治行動を必要とするような窮境の多側面があるのである。」(註16) かくしてその問題とする局面によって，Housing Deprivation，Educational Deprivation，Work Deprivation，さらには親子関係の心理的側面にかかわるMaternal Deprivationと呼ばれる分野までを含む広い範囲にわたって，人々の受けている不利益（Disadvantage）の現状を指摘し，その過程，原因を分析する数多くの研究がおこなわれているのである。

貧困測定に直接かかわる貧困概念としてのDeprivationの他で，戦後英国でもっとも社会の注目を受けたのは恐らく，Cycle of Deprivatron（あるいはTransmitted Deprivation）の概念であろう。この概念は，1972年，当時の保守党内閣の社会保障省大臣であったジョセフ・キース（Joseph Keith）が強調したものである。キースは，就学前遊戯集団協会での演説で，第２次大戦後，長期にわたる完全雇用と相対的繁栄およびコミニュティ・サービスの改善があったにもかかわらず，Deprivationや社会非適応が際わだって永続しているのは何故であるかと問いながら，Deprivationをつぎのように定義づけている。

「Deprivationは，多く人々が現にしているのに比して，（ある）人々が心理的，情緒的，精神的に，彼等の可能性により接近させることを妨げている環境 － それは"貧困，情緒的退廃，性格的不安，貧弱な教育成績，ディプレション，絶望という形をとって現われてくるものである"－」(註17)　さらに，彼は，Deprivationが，世代を通して再生産されてくるプロセスを指摘した。キースは，Deprivationの原因をつぎの４つのグループに分類した。１，失業，低所得などの経済的要因，２，低位な住宅，過密などの環境的要因　３，病気，事故，遺伝質などの個人的要因　４，育児慣行などの要因であって，「子供が恒常的な愛と指導を奪いされている（deprived）とき，その子供は，安定と成熟を得るにもっとも寄与するとおもわれる背景を奪いさられているのである。」(註18)

上記の貧困原因に関する４分類からみると，キースのCycle of Deprivation は，貧困を社会経済構造に関連して把える"構造論的見解"（Structuralist Explanation of Deprivation）と，貧困の原因を家族文化的環境に依拠してみようとする立場ー「貧困の文化」（Culture of Poverty）(註19) 論の流れをくむ ― の混合したものみられる。しかし，彼が基本的に重視したのは，たとえ所得や住宅などの物質的問題が解決してもなお残存するDeprivationの問題であった。すなわち，貧困な両親により育てられた子供が，やがてまた貧困な両親になるという悪循環を断つための，キイ・ポイントをなすのは子供のソーシヤリィゼィションの問題であった。

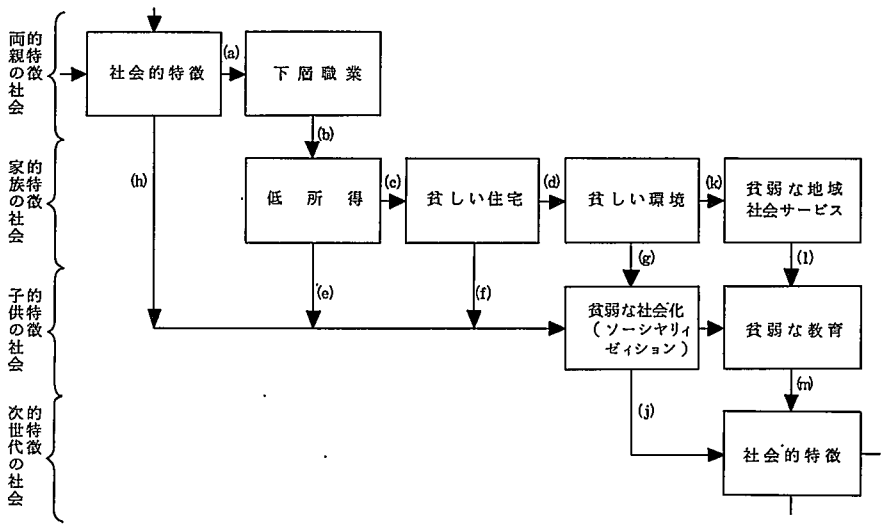

註　Berthoud, R.,「The Disadvantage of Inequality」, 1976. P108

第１図　Deprivationの世代的循環

要するに，Cycle of Deprivation は，図式(1)によってしめされるような経過をたどるものである。

(a)から(g)までの各プロセスは，つぎのように説明される。

(a) 貧困な両親の社会的特徴（Social Characteristics)ー たとえば低位な教育・技能水準などー は，雇用の選択範囲を下層の不安定な職種に限定する。 (b) その結果は低所得となり，(c) 貧弱な住居にしか住めなくなる。 (d) 貧しい住居は，しばしば全体の環境が悪るい地域に位置している。これらの諸要因は，子供のソーシヤリィゼィションの発達形成に単独にあるいは集合的に間接的影響をおよぼすものと考えられる。

それへの対策は，つぎの２面をもつこととなる。１つは，所得保障や住宅政策であり，２つは，貧困な両親の教育に対する無関心などによって，所謂＂貧困の文化＂によって象徴される特質と，子供のソーシヤリィゼィションとの直接的関連を，主に対個人サービスによって断ち切ることである。

上記のようにキースのDeprivationの概念は，情緒的貧困と物質的貧困の２要因より成っているが，Deprivationの世代的悪循環の基点をいずれに置くかによって，貧困観もことなり，したがって貧困対策の重点もちがってくるであろう。すなわち，上記の循環図からでてくる「第１の仮設は，両親の社会 ー経済的諸特徴からはじまり，この諸特徴がつぎの２つの結果をそれぞれ別個に生じせしめる。その１つは，家庭の物質的環境であり，その２つは，子供の貧しいソーシヤリィゼィションに結果する両親の行動（Behavior）である。この仮説に基づけば，子供への貧しい物的環境の影響は，二次的役割に押し下がられる。これに代る第２の仮設によれば，両親の行動や子供のソーシヤリィゼィションの発展より，まづ重要なのは，物的状況であり，他方，両親の本来の社会文化的諸特徴は，せいぜい触媒的（Catalytic)機能に低下する。」(註20)

これを図示すれば，つぎのとおりである。

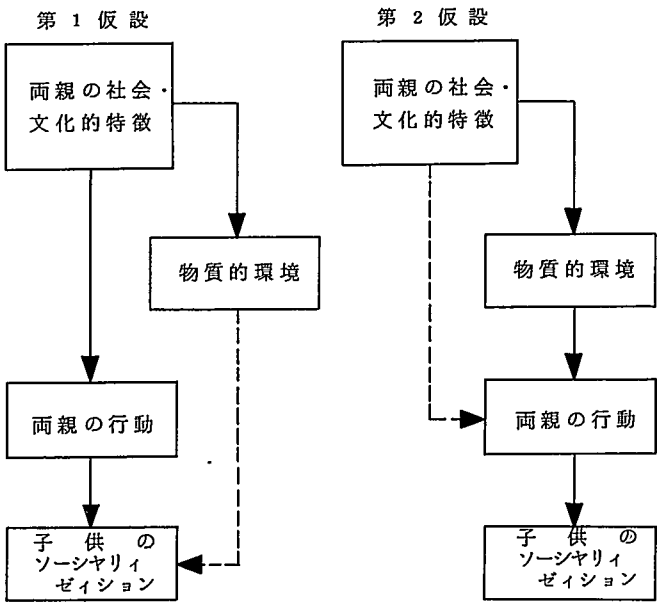

註) Berthoud, R.,「The Disadvantage of Inequality」, 1976. P112

第２図 ソーシヤリィゼィション理論

キースのDeprivationの概念は，第1仮説にもとづくものであるとして，タウンゼントやジョーダン（Bill Jordan）のつぎのよう批判をうける。

すなわち，タウンゼントは，キースの貧困についての因果関係モデルは，貧困あるいはその世代的伝達の原因について個人的欠陥のみを強調する部分的なものであって，社会的・経済的要因を無視しているとして，つぎのようにいっている。

「それは，我々の関心や調査研究努力を，Deprivationを大規模な構造的現象として見なすことから，残余的（residual）かつ個人的な家族的現象にそらさせるものである。それは，また，非常に費用がかかるとおもわれる（貧困）対策を考えることから，比較的安上りな対策に注意を寄せるよう我々の目をそらせてしまう。そして，それは，たとえば，ウィリアム・リヤン（William Ryan）の適切に言葉を使えば，政府を非難することから，“犠牲者”を非難するように我々をしむけてしまう。」(註21)

ジョーダンは，キースのDeprivationの概念を，貧困問題を“問題家族”（Problem Family）と等置するものとし，その概念にもとづく貧困対策が，所得保障と社会サービスを結びつけることによって，貧困者への所得保障を，労働の倫理（Work Ethic），家族の責任，そして法と秩序を強調した苛酷な救貧法的にすることを批判した。(註22) これらの批判は，いずれも貧困の原因についての“構造論的見地”からなされたものであった。タウンゼントのDeprivation論が，貧困の構造論派を代表するものとすれば，キースのそれは，貧困の文化論的立場を代表したものとみられる。貧困対策との関連からすると，前者の概念は全国的な社会経済構造の改革を射程に入れた政策につながりをもつが，後者は，地域社会における対個人的社会・サービス，ケース・ワークを重視する政策につながる。キースのDeprivation論は，その発表の前後，貧困地域（Deprived Area）の住宅，教育などの社会サービスの改善に関する諸勧告およびそれにもとづき実施されていた諸計画を支えるものであったといわれている。(註23)

2. 相対的貧困概念としてのDeprivation

前記のように，タウンゼントは，1968年～69年に実施された全国調査の結果を，分析に10余年をかけて，1980年に出版した。1216頁におよぶ大著であって，彼のこれまでの貧困研究の一大集成である。調査の規模，分析結果などが提示する問題の重要さなどからみて，英国の著名な社会経済学者であるバーバラー・ウオットン（Barbara Wotton）のタウンゼントの業績をブース，ラウントリーの古典的業績に匹敵するという評価もあながち言過ぎであるとはいえない。

Deprivationを相対的貧困概念の一部とみなすもの，あるいは，所得の面からみた貧困（Income Poverty）と区別して住宅，教育など所得以外にかかわる貧困現象をDeprivationとするものなどがいるが，ここでは，相対的貧困概念＝Deprivationとし，タウンゼントおよび，その他のDeprivation論を概観することによって，英国における相対的貧困論の特色を考察することにする。

1）貧困と不平等

貧困を相対的概念で定義しようとする人々は，貧困を広く社会の不平等構造との関連で把えることを主張している。テイトムスは，1962年の著書でつぎのように述べている。

「最低生存貧困概念は，もはや科学的に意味があり，または政治的に有用な概念であるとは考えられない。したがって，我々は，貧困の概念を社会変化の文脈の中に位置づけ，次第に複雑となり専門化している権力，権威および特権などの諸制度の発展と関連づけそれを解釈しなければならない。換言すれば，我々は，不平等の変化しつつある動因および性格を考慮に入れることなしに，貧

困の新しいフロンティアを描くことはできない。」(註24)

これからも判るように，貧困に関連すると考えられる不平等の範囲は極めて広い。それは所得や資産のみではなく，労働，教育，機会や権力，社会的威信などまで含んでいる。

貧困を不平等との関連で定義しようとする立場は，つぎの2点で，ブースやラウントリーの最低生存概念とことなるものである。

1つは，最低生存概念では，貧困を決定するのは，社会の諸成員間の比較ではなく，人々の所得や消費水準と貧困基準（貧困線）との比較であった。したがって，ブースやロウントリーの調査では富者（The Rich）の研究はほとんどおこなわれない。一方，戦後の英国の社会福祉学や貧困の研究者は，所得，資産，教育機会，住宅や社会サービスの利用状況について社会的不平等についての研究に関心をもち，社会上層から下層に至る比較を重視している。その代表的な例としてティムスがあり，またタウンゼントは，1980年の著書で，所得や資産の社会的分布について可成りの頁を当て，また富者（The Rich）についても1章をもうけ考察している。

2つは，貧困概念が拡張されたことである。最低生存貧困概念では，所得のみを対象として貧困を測定したが，住宅，教育あるいは"人生の機会"（Opportunity of life）までが貧困概念の対象範囲に入ってきていることである。

しかし貧困を不平等に関連づけることは，単に上記の貧困研究の方法に関係しているだけでなく，政策上にも意義をもつものであった。

タウンゼントは貧困を社会の不平等構造の一環として把えざるを得ない必然性をつぎのように説明している。(註25)

戦後英国の社会保障制度の基盤をなビヴァリッヂ計画（Beveridge Plan）の基本的前提は，社会保障制度の基礎的最低保障基準は，産業や市場経済構造を解体することなしに，富裕層から底辺層の税制を通しのマイルドな所得再分配によって達成し得るというものであった。しかし，現実には，英国の社会保障制度は，ビヴァリッヂの想定した最低保障基準を — それはラウントリーの最低生存基準を基礎したいものである — 実現できなかったのである。一方，貧困層は，増加しつづけ，今や1,500万人が，その生計を主として公的扶助に依存しており，全人口の約4分の1は，労働市場外にあって，社会保障で生活している状況にある。このような条件のもとで，貧困層の生活水準を改善するためには，現在の直接税による上下層間の所得再分配をさらに拡大することが必要だけでなく，賃金構造や労働のヒエラルキー全体を検討の対象としなければないと彼は主張する。

すなわち，貧困は，社会構造の変革へのパースペクティブなしには解決できないとする基本的観点は，相対的貧困概念をとる論者には強弱の差はあれ共通している点である。

したがって，最低生存概念にもとづく最低保障政策に比して，相対的貧困概念により政策提案は，それが不平等構造の根源に関連するために政治的にはより抵抗がつよくなる場合が多くなる。

2) Deprivation Standardの特質

しかし，社会における不平等あるいは相対的格差そのものが，貧困ではない。

バースオッド（Richard Berthoud）は，Deprivationと不平等との関係をつぎのように説明している。「一般に使用されているところからすれば，Deprivationという言葉は，たとへより一般的な不平等が少なくとも不可避であると受けとられていたにしても，許容できないほど（unacceptably）ある最低限（minimum standard）以下にある状態を意味しているようにおもわれる。」(註26)

したがって，不平等のなかで，貧困を発見し測定するとすれば，それ以下に人々が落ちてはならない最低限を設定しなければならない。貧困を定義づけ，測定するために，ある基準を設けることは，相対的貧困概念も最低生存概念（The Concept of Subsistence）も基本的には，同じである。

とすれば，両概念の相異はどこに存在するのか，

タウンゼントは，貧困をつぎのように定義している。

「貧困という言葉は，Relative Deprivation（相対的収奪）という概念の視点からのみ，客観的に定義づけられ，かつ一貫して矛盾することなく，使用され得るものである。これが本章のテーマである。ここでは貧困は，主観的なものとしてよりは，むしろ客観的なものとして理解されている。個人，家族，諸集団は，その社会で慣習になっている，あるいは少くなくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり，社会的諸活動に参加したり，あるいは生活の必要諸条件や快適さをもったりするために必要な生活資源（resources）を欠いている時，全人口のうちでは，貧困の状態にあるとされるのである。貧困な人々の生活資源は，平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて，きわめて劣っているために，通常社会で当然とみなされている生活様式，慣習，社会的活動から事実上締め出されているのである。」(註27)

この定義によれば，タウンゼントの貧困概念は，社会を構成する個人，家族，集団間の生活資源（広い意味での所得），消費水準あるいは生活様式の相互比較という要因と，ある時代，ある地域における一般的に普及している慣習的消費水準および生活様式と個人，家族，集団のそれを比較するという２つの要因より成っている。

Relative Deprivationという言葉は，社会心理学者のストファーが「The American Soldier」の研究ではじめて使用したもので，ランキマン（W. G. Runciman）が，「Relative Deprivation and Social Jutice」(1966年)で発展させたものである。Relative Deprivation は，もとは主観的な状態をしめすものであって，その意味は，「他の人々に比べて相対的に deprived（収奪されている）という感情であって，相対的に deprived されている状態ではない。」(註28)タウンゼントは，それから主観的意味を抜き取り，客観的な状態をしめす概念として使用している。すなわち，Relative Deprivation は，収奪感（A Sense of Deprivation）をしめす言葉であって，同時にそれは，ある個人または集団の想像上での状態との比較に関連している。この比較の対象となる個人や集団が，“準拠集団”（The Reference Group）あるいはより正確には，“比較準拠集団”（The Comparative Reference Group）と呼ばれる。(註29)ランキマンの研究は，英国の労働者階級の準拠集団の選択を身近かな人々や集団に求める傾向があることを指摘している。とまれ，Relative Deprivationは，社会の個人，集団間の比較を重要なキイポイントとする概念である。

主観的問題にかかわる準拠集団は，個人や集団をとりまく状況の変化によって変動することがある。しかし，貧困概念あるいは貧困基準における準拠集団は，社会における平均的あるいはモードとしての個人や集団の状態である。(註30)それは，しかし平均よりより上層の富者と貧困者の関連を問題の外に置くことではない。貧困の原因，貧困者の状態を改善するために必要な所得再分配などの問題について，貧困者と富者の関係は重要な課題となる。

上記のように相対的貧困概念では，貧困基準の設定にたって，社会の個人や集団間の比較が重要とされている。社会諸成員間の比較から貧困を測定しようとする例としては，タウンゼントが相対的所得貧困基準（The Relative Income Standard of Poverty）がある。この方法は，家族構成によって修正した平均所得を，同じく家族のニードを加味した個々の家族の所得を比較して，所得がたとえば平均所得の50%および80%以下を家族を貧困および貧困の週辺にあるとみなすものである。(註31) しかし，平均所得を下廻る何%を貧困にするかについての客観的な判断基準はなく，価値判断によってそれを決めざる得ない。タウンゼントのDeprivation基準は，価値判断が入るのは止む得ざるにしても，それを最小限に抑え，できるだけ客観的な貧困基準を求めようとする１つの試みである。

タウンゼントは，上記のように個人や集団が社会で一般的かつ慣習的になっている生活様式を営

むために必要な生活資源欠くとき貧困としているが，彼の場合生活資源によって非常に広い範囲のものを意味している。それには，以下のようフロウの所得のみではなし，住宅のような資産，さらには公的社会サービスの価値まで含むものである。彼が，貧困の測定基準の対象として，広い生活資源の概念を採用した主な理由は，つぎの２つであるようにおもわれる。

１つは，現金所得以外の現物所得，例えば農家における自家消費分，企業から現物附加給付，さらには公的社会サービスから援助など人々の生活水準に影響を与えることである。２つは，諸種の生活資源の人々の生活水準を決定する上での役割を知ることにより，生活資源制度配分の基礎になっている諸制度の寄与を知ることは，貧困対策上有効であるということである。(註32)

1.	現金所得	(a) 稼働所得
		(b) 非稼働所得
		(c) 社会保障所得
2.	資本的資産	(a) 家族居住の１個建家屋・アパートおよび生活設備
		(b) 資産（居住家屋以外の）および貯蓄
3.	企業福利給付の価値	(a) フリンジ・ベネフィット（諸補助金および企業内保険の価値）
		(b) 企業内福利施設
4.	現物の公的社会サービスの価値	政府による補助金およびサービスを含む（たとえば，保健，教育，住宅など，ただし社会保障は除外）
5.	個人的現物所得	(a) 家庭生産物（たとえば，小耕地または庭園からのもの）
		(b) 贈与品
		(c) 個人的扶助サービスの価値

Townsend, P. ,「Poverty in the United Kingdom」1979 P55
邦訳高山武志「イギリスにおける貧困の論理」1977 P40

図３　生活資源の諸形態

1968年－69年の全国調査でも，上記生活資源のほとんど全項目が調査されているが，貧困の測定には現金所得のみが使用されている。

彼の生活様式（Style of Living）の概念は，複雑で理解しがたい側面をもっているが，その特徴はまづ，消費水準あるいは生活水準を含む，生活資源と同様に広い概念である。彼が生活様式によって，何を意味しているかを前述の定義よりもっと単的に表現しているのはつぎの言葉であろう。

「人々は，もし彼が，彼の属する社会において慣習となっており，あるいは少くとも広く奨励され承認されている食事，住宅，環境や教育，労働などに関する社会的諸条件，諸活動および施設などの諸様式（type）を欠いているならば，deprived（収奪されて）いるということができる。」(註33) ここでは，教育，住宅などの社会的共同消費手段といわれるものから，労働条件まで含まれている。もし，人々が慣習的な生活様式を欠いていくとすれば，同時に彼らは，生活水準（Standard of Living）においても慣習的水準以下である。しかし，この２つは，全く同一のものとはおもわれないと彼はいっている。(註34) 生活様式には"全国的"なもの，さらには，地域，階級，民族集団，労働集団によりそれぞれの生活様式があり，それらはオーバーラップして存在している。しかし，現在では，生活様式は，全国的に統一されて行く傾向にあるとしている。(註35)

彼は，全国調査で，人々の生活様式を知るために，60のDeprivation指標を設定し，回答を求めている。その指標は，食事，衣服，燃料光熱，家具調度品，住宅状況および快適度，労働条件，健康，教育，環境などのグループ別に構成されている。

この60の指標のうちから，全国式的生活様式を知るために，全国調査では，以下の12項目を選んで回答を求めている。

〔（）の数字は，調査対象人口のうちにしめる比率〕

1. 過去12月間に，家庭外で1週間の休日を過さなかったもの。（53.6％）
2. 成人のみ；過去4週間に，食事や軽食のために，親戚や友人を家庭に招かなかったもの。（33.4％）
3. 成人のみ；過去4週間に，親戚や友人と食事や軽食のために外出しなかったもの。（45.1％）
4. 子供のみ（15歳以下）；過去4週間に，友人と遊んだりお茶を飲むことをまったくしなかったもの。（36.3％）
5. 子供のみ；最近の誕生日にパーティをしなかったもの。（56.6％）
6. 最近2週間に，娯楽のために午後または夕方外出しなかったもの。（47.0％）
7. 1週間のうち4日間，新鮮な肉を食べなかったもの（外食を含めて）。（19.3％）
8. 過去2週間に，調理を加えた食事なしで1日以上過したもの。（7.0％）
9. 1週間のうち大半，調理を加えた朝食を食べなかったもの。（67.3％）
10. 家庭に冷蔵庫がないもの。（45.1％）
11. 家庭で，日曜日のご馳走（a Sunday joint）を普通しないもの（4回のうち3回しないものも含む）（25.9％）
12. 家庭に，つぎの4つの室内専用施設がないもの（水洗便所，流しまたは洗面台および水道蛇口，据え付け風呂またはシャワー，ガスまたは電気調理器）（21.4％）

Townsend, P.,「Poverty in the United Kingdom」1979. P250.
邦訳高山武志「イギリスにおける貧困の論理」1977 P45～46.

図4　収奪指標（Deprivation Index）

これをみると，Deprivationの対象は，物的なものから，友人，親せきなどとの交際を含む社会関係にまで及んでいる。タウンゼントは，各指標の性格によって，個人および家族単位に回答を求め，その結果を数量化し，所得単位（家族単位）および世帯単位にまとめた。それを現金所得と相関させ，所得の低下につれて，Deprivationの度合が急激に増加する所得水準を測定している。(註36) Deprivation の度合と所得水準の相関傾向が全体としてみられたにもかかわらず，たとえば，所得が極めて高いにもかかわらず，Deprivationの度合が非常に高いものがみられないなど，その結果は決定的なものではなかったとタウンゼント自身率直に認めている。(註37)

しかし，彼のDeprivation Standardは方法論にまだ未成熟の面があるにしても，その概念において注目すべき課題を提出している。タウンゼントは，つぎのように貧困を説明している。

「すべて社会において，一方における資源の生産，分配，再分配と他方における生活様式の形成あるいは保持の間には決定的な関係がある。前者は，諸個人や諸家族が自由にし得るようになる生活資源を規制する。後者は，社会の成員に附帯する"一般的な"（ordinary）な（生活の）状態と期待 — それを得ることができなかったり欠いていることはDeprivationを意味する — を規制し

ている。両者は，絶えず相互に作用し合っており，ある一定の時における貧困の水準と範囲を歴史的に説明する。」(註38)

すなわち，生産関係や分配（流通をふくむ）によって，社会成員の生活や消費様式，期待水準の形成が社会的に強制されているなかで生じている現代の貧困を測定する基準をつくろうとした試みが，Deprivation Standardなのである。

しかし，タウンゼント自身が述べているようRelative Deprivation の概念は決して新しいものでなく，マルクスやアダム・スミスの労働の価値の内容をなす歴史的文化的生活水準のそれと基本的には同じものなのである。(註39) Deprivation Standard が新しいのは，それらの概念を実際の調査に適用できるような道具にしようとしたことであろう。

3. Deprivation Standard による貧困測定結果

タウンゼントは，全国調査で，つぎの3つの基準を使って貧困を測定している。(註40)

① 国家貧困基準（The State's Standard of Poverty）

この基準は，補足給付基準（日本の生活保護基準に相当）を使ったものである。補足給付基準による貧困測定は，もっとも普遍的である。英国の補足給付基準はラウントリーの最低生存費にもとづくもので，1948年国民扶助法（National Assistance Act）ができて以来，年毎に物価上昇や賃金の変動に応じて，改定されてきている。国家貧困基準は，国家により規範的に定められている基準を貧困測定に利用するものであって，それが人々のニーズを実際に充足している程度は，調査により検討される必要がある。しかし，この基準は社会のもっとも多数の人々の意見を反映している貧困基準であり，かつこれを貧困測定に使用することにより公的扶助制度やその他の貧困対策の効果を評価できるという利点をもっている。アーベル・スミスとタウンゼントは「貧困者と極貧者」（1965年）で，基礎的補足給付水準＋40%以下の所得をもつ世帯を貧困としている。以後，この方法が定着し最近ではロンドン大学のレヤード（R. Layard），ピアショ（David Piachaud）の「The Causes of Poverty」（1978年）でもこの方法が使われている。

全国調査でも，所得が補足給付基準以下のもの貧困層，それ以上補足給付基準＋40%までを貧困周辺層（Margin of Poverty）としている。補足給付基準100%以上140%以下までを貧困周辺層とする理由はつぎのとおりである。

補足給付受給世帯でも，例えば，盲人に対する高率な補足給付基準の適用，稼働所得への特別控除，老人への特別給付などにより基礎的基準額を上廻る所得がある一方，正当な理由なく，雇用を離れたなどの理由により，基礎的基準以下の給付をけるものがあり，その所得は基礎的基準の上下にわたって分布している。しかし，補足給付受給世帯の所得は，補足給付基準＋40%以内に大半分布している。

② 相対的所得貧困基準（The Relative Income Standard of Poverty）

これは，家族類型ごとに所得の平均を出し，それに，各々対応する家族の所得を比較する方法である。平均所得の50%および80%がカットオフ点になっている。

③ Deprivation基準

前項でふれたので，説明を省略する。

3つの基準による測定結果は，第1表のようになっている。

国家貧困基準による測定では，世帯の約7%，人口では約6%が基礎的補足給付基準以下である。さらに基礎的補足給は基準100%以上～140%以下の所得のものは，世帯で約24%，人口では，約22%いる。

相対的所得貧困基準による測定では，所得が同種家族類型の50%以下のものは，世帯の約10%，人口の約9%となっている。平均所得の50%以上から80%までに入るのは，世帯，人口とも約30%である。

Deprivation Standardでは，世帯約25%，人口約23%となっている。

第1表　3貧困基準による測定結果

貧困基準		世帯 (%)	人口 (%)	推計数（UK）100万 世帯	人口（施設外）
国貧基家困準	貧困層	7.1	6.1	1.34	3.32
	貧困周辺層	23.8	21.8	4.50	11.86
相的得困準対所貧基	貧困層	10.6	9.2	2.00	5.0
	貧困周辺層	29.5	29.6	5.58	16.10
Deprivation基準		25.2	22.9	4.76	12.46
合計（UK）		100	100	18.90	54.4

註） Townsend, P.,「Poverty in the United Kingdom」1979. P273

タウンゼントのDeprivationの基本的理念は，中流階級の水準に達しないものを貧困とし，それらの人々をすべて救済すべきであると主張しているという批判がある。(註41)しかし，Deprivation Standard による貧困者は，人口の約3分の1で，多数にのぼるとはいえ，全国民のうちでなお少数派である。さらに，その貧困者数が，国家貧困測定基準による貧困層および貧困周辺層の合計にほとんど同じである。このことは，Deprivation Standardが中流階級の生活水準を意味するものでなく，公的扶助制度の基礎的補足給付水準が低いために，被受給層の生活の実態に応じて現実に保障せざるを得くなっている水準に相当していることをしめしている。

（なお，タウンゼントは，貧困測定には使用しなかったが，全国調査では，資産，利用している社会諸サービス（現金給付をのぞく）の価置を所得に換算して，それを現金所得に加算して，その分布を考察している。資産の所得換算価置を加えれば，所得の段層間格差はなお拡大する結果がでている。社会サービスについては，最上20%所得段層が受けている社会サービスの価置は，最下20%層の約4倍にも達している。これは，社会サービスのなかでしめる教育給付と住宅ローンに対する免税措置の大きさによるものである。この結果は，社会サービスによる上層から下層への再分配機能が一般に考えられているよりは弱いことをしめしている。）

4. 貧困の拡張概念としてのDeprivation

1）Deprivationの対象範囲

前述のように，Deprivationの形態は多様であってその範囲は広い。相対的貧困概念では，所得以外の生活諸要因 － タウンゼントによれば生活資源 － をも貧困測定の対象とし，それらが社会の他成員に比して著しく劣り，最低限以下の状態にあるようなとき，その対象に応じて，教育貧困（Educational Deprivation），住宅貧困（Housing Deprivation），労働の場面ではWork Deprivationなどと表現している。Deprivation概念の対象は，教育，住宅をはじめとして，健康，労働条件，環境，さらには社会的政治的権利なども含む広い分野におよんでいる。

このような貧困の拡張概念が主張される根拠として，ホルマン（Robert Holman）はつぎのような理由あげている。

1）個人や集団間の格差は，たゞ単に所得だけでなく，住宅情況，仕事の安定度，教育水準などに，関係するものである。

2）所得を保障するだけでは，人々が現に経験している状態を変えるに不充分である。たとえば，ある人の所得を保護基準の 120 %に上げたとしても，それだけでは，彼の住宅や仕事を安定させるには不充分かも知れないからである。(註42)

さらにつけ加えれば，所得以外諸要因を貧困の測定の対象とすることによって，所得で辛ろうじて，貧困の状態を上廻っているボーダー・ライン層の苦しい状況を把えることが可能になるであろう。タウンゼントの全国調査では，仕事の強度，安定度，福利施設などの企業附加給付などの状態を数量化し，Deprivation at Workを測定している。この結果によれば，低賃金労働者は，一般に仕事において厳しく deprived されているものが多いか，逆は，必ずしも当てはまらない。すなわち，所得は，充分貧困基準を上廻っている労働者でも，厳しいWork Deprivation がより少なくなるということはないのである。すなわち，苛酷な労働をしてのみ，貧困水準を上廻る賃金を辛ろうじて得ることができる労働者が多数いるのである。

貧困概念が，所得以外に拡大し，さらには社会的権利をまで含むまでに拡大されていった背景の1つに，戦後の普遍主義（universalism ）にもとづく社会諸サービスが，社会階級の諸格差を縮少し，平等化したことに対する幻滅があったようにおもわれる。(註43) それは格差を解決し得なかったところか，社会サービスのうちには，たとえば教育などは，むしろその拡大に寄与しているという事実が1950年代後半から1960年代後半にかけてあきらかにされていった。

もっとも普遍主義的原則を代表している国民保健サービス（National Health Service ）ですら，疾病率，治療などの階級間格差を解決し得なかったのである。(註44) 公的社会サービス外の諸福祉制度の発展 － 例えば，企業福利制度，民間保険など － とあいまって，テイトムスは，「福祉国家」の下にあっても，階級原則にもとづく福祉の配分（Social Divison of Welfare ）がより拡大していく傾向があること指摘している。(註45)

すべての市民のニーズに平等に充すことを目的とする普遍主義的社会サービスは，社会階級の最下層や貧困層のニーズに応ずることができなかったのである。このような事実を貧困の拡張概念としてのDeprivationは，指摘し批判するものであった。

2）Deprivation とミニマム・スタンダード

Deprivationが「許容されざる不平等」（ unaceptable inequality ） とすれば，それを判断する基準として，Deprivationの概念は，人々が保障さるべき正当な最低限としての生活水準あるいは"社会規範"（Social Norm） があることを前提としているのである。(註46)この最低限以下にある人々は，その理由の如何を問わず deprived（ 収奪された ） 状態にあるとされるのである。たとえば，両親によって育てられていない子供は，正常な家庭生活を deprived されているのであり，また医者が不充分な地域は，医療の観点から deprived されているのである。数量化できるミニマム・スタンダードもあれば，それが非常に困難なものもある。また，それを決定する際に，例えば医療のように，専門家が主体になる場合もあるし，広く社会的コンセサスによる場合もある。しかし，いずれにしも，Deprivationは， deprived されているか否かを判断するミニマム・スタンダードの存在を前提として，あるいはそれを求めようとする概念である。

もっとも，相対的貧困論者達は，ミニマム・スタンダードという言葉をあまり使用しない傾向がある。それをニーズを判断する基準というように表現する場合が多い。その理由はミニマムという言葉が彼等が批判する最低生存貧困概念（The Concept of Subsistence ）を連想させるためかとおもわれる。彼等が問題とするニーズの基準は，それが即保障さるべき最低限となるべきものなのである。しかし，その最低限は，固定的，絶対的なものではなく，社会の変動を反映する相対的なものでなければならぬとするのか，彼等の主張である。そして，その最低限は，社会権（Social

Right）として，かっての救貧法下におけるように屈辱をうけることなしに保障さるべきものである。しかも，その保障すべき最低限が，その分野によって，— たとえば教育のような — 実質的な平等の実現を意味する場合もあるのである。

その例として，教育における積極的差別（Positive Discrimination）の概念があげられる。

Deprived Area（貧困地域）の教育を改善するために，全国平均を上廻る資源を投入し，教育優先地域（Educational Priority Area）の設定を勧告したプラデン報告（Plowden Report 1967年）に関して，ロビンソン（Philip Robinson）は，つぎのようにいっている。

「貧困者に対する社会の責任は，いまや承認された。もし，産業社会の荒廃に対抗し，累積されたDeprivationに取組み，あるいは数世代にわたる“根深い垢”（Ingrained Grime）を洗い落とそうとすれば，教育優先地域と呼ばれるような地域を積極的に差別し，より多くの資源を与えることが必要なのである」（註47）

また，前述のごとく，ミニマム・スタンダートは，社会の一般的な生活水準が変動するにつれて，変化するものでなければならない。その例を，英国の住宅に関するミニマム・スタンダードの変遷についてみてみよ。（註48）

19世紀末のオクタヴァ・ヒル（Octavia Hill）その他の労働者階級の住宅改良運動家達の，住宅の最低限は，トイレットや水道権が同じ敷地内にある数家族が共用し，1人または2人さらにはもっと多くの子供がいる家族が1室で暮すことを認めていた。しかし，今世紀に入って，遂次もっと寛大な住宅基準が採用され，1961年にパーカー・モリス（Parker Morris）委員会は，新築家屋について許可基準となるデザインや構造のミニマム・スタンダードの勧告を出し，過密基準も1室当り2人以上から，1人当になった。さらに，同報告は，現在の住宅だけではなく，生活水準が上昇するであろう将来の住宅に重点をおき，人々の住宅に対する期待水準の要求に応えようとしている。同報告の趣旨は，単なる勧告にとどまらず，1967年以来，政府は，同報告の基準にしたがって，建築するよう地方当局および住宅業者に指導している。

しかし，タウンゼントは，政府の住宅のミニマム・スタンダードは，現実の住宅事情を反映しない低水準なもので，今日の住宅問題の真の規模と深刻さを隠当していると批判し，全国調査で，Housing Deprivationの調査をしている。（註49）

すなわち，Deprivationは，現存のミニマム・スタンダードが有効に働いているか否かを検討するとともに，現情に照して新しい適切なスタンダードをつくろうとする概念でもある。いいかえれば，Deprivationは，政策概念でもあるのである。

バースウットは，そのことをつぎのようにいっている。

「もし，数語にして“Deprivation”という言葉を要約することが必要とすれば，人は，まづ，それを社会の人々が苦しんでいるすべてのさまざまな不幸（misfortune）をカバーする傘として述べる以外に，より正確に表現することは難しいであろう。事実，歴史的パースペクティブによれば，Deprivationは，政治的思想の領域において生じた現象である。すなわち，Deprivationは，社会自体の中に現存する現象であると同時に，社会がかくあるべきであるとする立場からの，社会が現に動いている方向についての見解（批判）である。」（註50）

5. 社会階級とDeprivation

1) Multiple Deprivation

前述のようにDeprivationの対象は広い範囲のものであって，その分布も諸個人，諸社会階級あるいは各地域にわたって広く分布している。中流階級に属し所得が可成多くても，過密地域に居住

している場合は，低水準の住居に住まわざる得ないかも知れない，他方，下層に属し，所得は低くても，良質で安価な公営住宅に入居する機会に恵まれたり，あるいは住宅事情が一般に良い地域に居住している時には，Housing Deprivation の状態にない場合もある。また，Deprivationが皆無という地域は，富裕層が集中して住んでいる極く狭い範囲での地域をのぞいては，恐らく存在しないであろう。しかし，各種のDeprivationがある個人，社会階級，地域に集中している場合がある。その状態をMultiple Deprivation という。各種のDeprivationが集中する傾向がある集団として，例えば，タウンゼントがソーシャル・マイノリティ（Social Minority）(註51) と呼ぶ，老人，低賃金労働者，失業者，片親家族，障害者などのグループがある。しかし，これらのグループの分類は，Deprivationの原因をしめすものではない。なぜならば，老年期の生活水準を決定する根本的要因は，稼働期あるいは生涯を通しての社会的地位（Social Status）であるからである。企業年金の有無高低は，諸調査のしめすごとく職場における地位に相関し，稼働期の賃金俸給水準は，老後に備える資産の形成に影響することはいうまでもない。また失業率は，諸社会階級のうちで，不熟練労働者（Unskilled Worker）がもっとも高いのである。片親家族（One Parent Family ）もまた，社会階級の下層に多いのである。Multiple Deprivationの基本的要因は，人々の属する社会階級にあるとせざるを得ないのである。

2）社会階級とDeprivation

ここで，英国で社会調査に使用される社会階級（social class）について若干説明しておこう。英国で社会調査に多く使われている社会階級分類の1つに戸籍本署（The Register General：R．G．）の5分類がある。

Ⅰ 管理職・専門職（Managerial and Profession Occupation etc）
Ⅱ 中間的職業 （Intermediate Occupation）
Ⅲ 熟練職業 a 熟練的ホワイトカラー職業
（Skilled Non Manual Occupation）
b 熟練的ブルーカラー職業
（Skilled Manual Occupation）
Ⅳ 部分的熟練職業（Partly Skilled Occupation）
Ⅴ 不熟練職業 （Unskilled Occupation）

この分類は，ブルーカラー職業とホワイトカラー職業との区別が明確でないという批判があるにも拘らず，多くの調査で住宅，教育あるいは疾病率などの諸指標と相関があることをしめし，その有効度が高いことが実証されていた。しかし，第2次大戦後は，社会学者達によっていくつかの新階級分類がつくられた。社会階級は，職業の他に，所得，住宅所有状，教育，消費様式，行動類型，出身，家族，居住環境，さらには社会的威信などを考慮に入れて分類される。しかし，分類の基本となるのは，職業である。(註52)

タウンゼントも社会階級を決定する基本的要因は，職業であるとして，社会階級ではなく職業階級の名稱を使用し，つぎの8分類を採用している。

Ⅰ 専門的職業 （Professional）
Ⅱ 管理的職業 （Managerial）
Ⅲ 高級監督職 （Higer Supervisory）
Ⅳ 下級監督職 （Lower Supervisory）
Ⅴ 事務員職 （Routine Non Manual）
Ⅵ 部分熟練労働職（Partly Skilled Manual）

Ⅶ　不熟練労働職（Unskilled　Manual）

以上のような意味をもつ社会階級別の各種のDeprivationのみたものがつぎの表と図である。この表と図からみる通り，階級が下るにつれて，種々のDeprivationが集中して行く傾向がある。しかし，Deprivationは，各階級にわたって分布しており，中流階級，上層階級も(1)から(8)までの各Deprivationが存在している。社会階級上層といえども，Deprivationが全くないのではないし，一方，社会階級下層といえども，Deprivationを全く蒙っていないものもあるのである。この事実は，Deprivationは，全ての階級が蒙る可能性があるが，社会階級下層ほどそのうちでもとくに不熟練労働階級は，グループとしてDeprivationの状態になる可能性が高くなる構造的特質があ

第2表　社会階級別Deprivation発生率　（%）

Deprivation ＼ 社会階級	管理専門職	その他のホワイトカラー職	熟練労働者	半熟練労働者	不熟練労働者
1.不充分な寝室数	3	4	8	8	8
2.不充分な住居の快適さ	5	12	12	18	21
3.貧弱な読書能力(11才)	7	15	22	31	38
4.慢性的疾患(中年男性)	11	19	20	24	33
5.失業	2	3	4	5	12
6.労働時間週45時間以下	7	25	13	27	45
7.〃 週48時間以上	5			27	
8.貯蓄なし	7	12	22	38	

註）前掲 Berthoud, R., P178

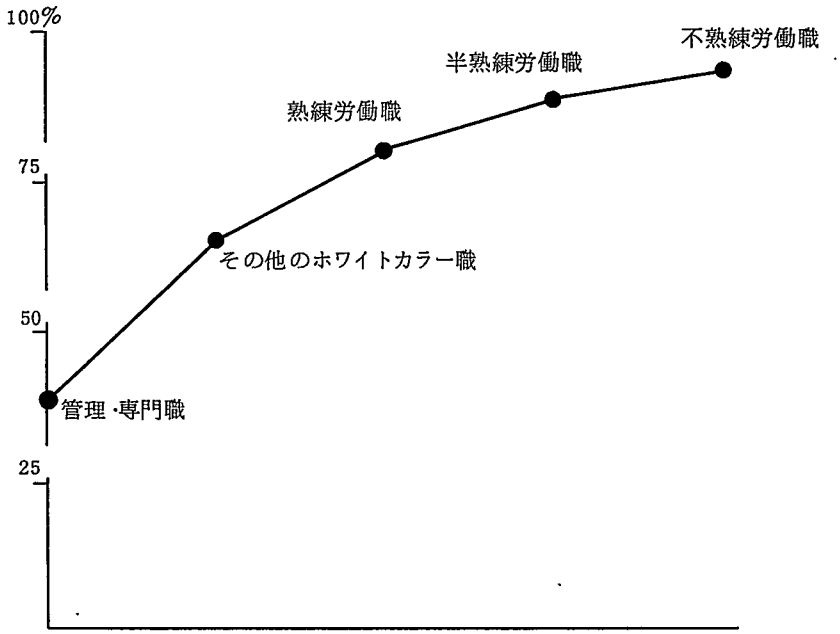

註）上掲 Berthoud, R., P179

第5図　最低1つのDeprivation発生率

ることをしめしている。Deprivationのすべてを，社会階級によって説明し得ないにしても，少なくともその基本的要因は社会階級の中にあるということができる。とすればDeprivation対策は，社会階級下層がもっているDeprivationに陥ち入り易い構造的特質を改善する対策でなければならない。その対策の基本となるのは，労働・生活のすべてにわたるミニマム・スタンダードの確立・改善であろう。ここで注意すべきは，前図でみるごとく，Deprivationの社会階級分布をみると，Deprivationの発生率にもっと明確な差がみられるのは，管理・専門職業とその他のホワイトカラー職業である。その他のホワイトカラー職業と不熟練労働職との間のカーブは比較的なだらかである。これは，Deprivationが発生し易い構造的特質をもった社会階級が今や広範囲になってきていることを物語るものであろう。

むすび

キースが主唱してできた社会保障省と社会科学調査委員会の合同ワーキング・グループの委嘱による研究であるMichael RutterとNicola Madgeの「Cycles of Disadvantage」は，世代的Deprivationに関する英米の文献を収集分析したものである。その内容項目をみると，つぎのようになっている。（経済階級，住宅，知能成績および学業，水準，職業階級，犯罪，および非行，心理的錯乱，父母行動，多局的問題家族〔Multiple Problem Families〕，英国における民族的少数派）。このようにDeprivationの対象とする範囲は広く，その資料文献も厖大である。またDeprivationの概念もまだ確立してはいない。私が会った英国人もDeprivationに対して，大別して2つのタイプの反応があったようにおもわれる。1つのタイプは，現実のDeprivationに怒りをしめし，他の1つはそれにより貧困者の道徳的たい廃を連想するタイプである。英国でもDeprivationは人によってさまざまに解釈されているようにみえた。このような状況のなかで，1外国人の私の英国のDeprivationについての考察は，視野も狭く，かつ解釈に誤りをおかしているかも知れない。それを敢えて，Deprivationの概念についての評価をおこなうとすればつぎのとおりである。

1） Deprivationの概念は，広い領域にわたる研究者に貧困問題に対する関心を高め，種々のサイドからの貧困に関する実証資料が集積した。戦後の平均的生活水準の上昇にもかかわらず，多様なDeprivationが存在し，かつそれらが増大して行く傾向があることが次第に立証されそれえの対策の緊要性を一般に認識させた。

2） 相対的貧困概念としてのDeprivationは，人々に保障すべき最低限を社会の変化に応じて，現存のそれよりも改善しなければならぬ必然性 － 例えば，社会的強制による生活および消費様式の規制 － を説明し，現存の最低保障水準が不充分なことを主張する。

最低限水準の改善向上は，上下階層間の所得再分配の規模拡大をともなわなければならない。

それは，貧困を社会経済構造全体との関連でとらえなければならないことを意味する。Deprivation 概念は，その関連を抽象論としてではなく，教育，労働，政治的権利などの広い分野でのDeprivationを究明する努力を通して，実証的に調査する方法を開拓した。

3） 1)と関連することであるが，教育や住宅などの社会サービスが階級原則（英国では，しばしばCash Nexusと呼ばれている）によって，社会階級下層が，不利な受益配分をうけている実態が，Deprivationの概念によって明きらかにされた。その結果，例えば，教育における教育優先地域の設定あるいは1972年にhomeless（家なき人々）に地方当局が宿泊施設や住居を供給することを義務づけるHomeless Actが成立した。

貧困問題の基本は，社会構造にあるにしても，現に今存在する貧困の悲惨さは，可急的に治療を要する問題である。貧困者がかかえているさまざまな問題を，解決し得るものから手をつけることが必

要であろう。前述したように，Deprivationは，実践的課題をもった概念である。Deprivationの研究は，まづ実態の究明からはじまる。それが英国の経験主義的土壌にマッチしたのであろう。実に多くのDeprivationの題名をつけた研究がおこなわれ，資料が集積している。その混沌としている状況のなかから，タウンゼントの10年有余年にわたる労作が，Deprivation概念の体系化への第1歩とするのは過言であろうか。

註1. Abel-Smith, B. and Townsend, P., "The Poor and the Poorest", Bell, London, 1965

2. David Bull., "The Rediscovery of Family Poverty.", David Bull (ed) Family Poverty, Gerald Duckworth, London 1971. P13

3. Lucy Syson, "Recent Research on Income Poverty in Britain.", Peter Willmott(ed) poverty Report, Temple Smith, London, 1976. P177

4. Richard Berthoud, "The Disadvantages of Inequality." P1, Macdonald and Ganes, . London, 1976.

5. Rowntree, B. S., and Lavers, G. R., "Poverty and the Welfare State ; A Third Social Survey of York dealing only Economic Questions," Longmans, Green, London, 1951.

6. Titmuss, R. M., "Income Distribution and Social Change," Allen & Unwin, London, 1962.

7. 前掲 Abel Smith, B., and Townsend. P17

8. Fiegehen, G. C., Lansley, P. S., and Smith, A. D., "Poverty and Progress Britain" 1953-73, Cambridge University Press, 1977. P129

9. Booth, C., "Life and Labour of the People in London," Macmilan, London (17-Vol. edition.), 1903. (Original volume on East London published, 1899).

10. 前掲 Booth, C., "Poverty Series Vol.1" P50

11. ラウントリーの貧困線が想定した生活は，つぎのように厳しいものであった。「わたくしは，今まで，しばしば「単なる肉体的能率」(merely physical efficiency) ということばを使ってきた。「第1次的貧乏」の本質的な解剖をするためには，この「単なる肉体的能率」ということばの意味も，十分闡明しておかなければならない。今，われわれが問題にしているひとびとには，たとえば汽車に乗るとかバスに乗るとかいうことは，まったく許されておらない。仮りに彼らが田舎にゆく場合にしても徒歩以外の方法は，絶対にあり得ないといってよいのである。彼らは，半ペニーの新聞を買うこともせず，一ペニーくらいの安音楽会の切符すら買わない。また，よそで働いている子供に手紙を書くこともしない。切手を買うことすら辛いからである。彼らは，教会に寄付をしたり，近所のひとびととのつきあいなども — それが，いやしくも金のかかることなれば — いっさいしない。貯金をするなどということは夢のようだし，また，sick clubにしても，労働組合にしても，いっさい加入しない。加入してからあとの組合費の支払いのみならず，入会費の支払ができないからである。両親が，このような状態にあるとすれば，子供が，玩具や菓子を買うための小遣い銭を持っているなどということは，かんがえられないのが当然である。父親は，煙草もすえなければビールも飲めない。母親は，自分自身のものはいうまでもなく，子供のために小切れ1つ買うことを許されない，家族の衣裳戸棚は，彼らの食事と同様に，つぎのような鉄則に縛られているからである。 —「およそ，肉体的能率を保つために絶対的に必要なもの以外に買ってはならない。また，いやしくも，購入されるものは，もっとも簡素で，もっとも経済的(低廉)なものに限られなければならない。」— 子供が病気

になれば，教区の医師の無料診断を受ける。子供が死ねば，教区から無料葬式を出してもらう。これですら，精一杯である。主たる賃金所得者が，ただの一日でも仕事を休んだらどういうことになるか，これは，わたくしの説明をまつまでもあるまい。

要するに，「なにかことがあれば」彼らは食費を切詰めて辻褄を合わせるほかに，まったく手段がないのである。食費を切詰めるということは，肉体的能率を犠牲にするということと同じ意味になることは明白である。これは一種の鉄則なのである。

Rowntree, B. S., "Poverty: A Study of Town Life", Macmilan, London, 1918
長沼弘毅邦訳「貧乏研究」，株式会社千城，1973，P148－149

12. Townsend がRowntree を批判している主な論文は，つぎのとおり。（なお，Townsend の貧困測定に関する業績の紹介は，小沼正，"イギリス Peter Townsend の貧困測定"　小沼正著"貧困－その測定と生活保護"所収，東京大学出版会，1974年，参照のこと）

Townsend, P., "Measuring poverty", The British Journal of Sociology, June 1954.

〃　"The Meaning of Poverty", The British Journal of Sociology, Sept. 1962.

〃　"The social minority", Allen Lan, London, 1973.

〃　"Poverty as relative deprivation; resources and style of living":
Dorothy Wedderburn (ed), "Poverty, inequality and class structure" Cambridge University Press, London, 1974.
（この論文は，その後 Townsend の「Poverty in the United Kingdom」に所収されている）

13. Townsend, P.,"Poverty in the United Kingdom" Penguin Book, London, 1979.

14. Michael Rutter., Nicola Madge, "Cycles of Disadvantage" Heineman, London, 1976. P1.

15. 前掲Berthoud, R., P187.

16. 前掲Michael Rutter., Nicola Madge. P2.

17 上掲，P3，なお，"Cycle of Disadvantage"は，Keith のイニシヤテイブのもとに集まった社会保障省（DHSS）と社会科学調査協議会（SSRC）の合同研究作業委員会の委嘱でおこなわれた transmitted（世代的）deprivation に関する文献的研究をまとめたものである。

18. Philip Robinson., "Education and poverty" Methuen, London, 1976. P33

19. 文化人類学者の Oscar Lewis がメキシコなどの貧困家族を調査し，貧困層は独特の下位文化をもっていて，それが彼等を社会の主流から遠ざけ世代的貧困の原因となるという主張を，貧困文化論という。

20. 前掲Berthoud, R., P112.

21. 前掲 Philip Robinson P36

22. Jodarn, B., "Poor Parents; Social policy and the cycle of deprivraion" Routledge & Kegan Paul. 1974.

23. 前掲 Jordan, B., P2

24. 前掲 Titmuss, R. M., P187

25. David Bull., "Reflections on a Life Time's Ambitions － An Interview with Professor Peter Townsend" Poverty, No. 44 December 1979, P15.

26. 前掲 Berthoud, R., P180

27 前掲 Townsend. P31. およびDorothy Wedderburn (ed), "Poverty, Inequality and Class

Structure" P 15, 邦訳高山武志訳「イギリスにおける貧困の論理」光生館 1977. P 19.

28. 上掲 高山邦訳 P32.

29. Ruciman, W. G., "Relative Deprivation and Social Justice" Routledge & Kegan Paul, London, 1966. P11.

30. 前掲 Berthoud, R., P39.

31. Townsend, P., "Poverty in the United Kingdom", Penguin book, London, 1979, P247.

32. 前掲 高山邦訳, P40～41.

33. 前掲 Townsend, P., P413.

34. 〃 P413.

35. 〃 P249.

36. 〃 P248～271.

37 〃 P260.

38. 〃 P917.

39. これに関して, Townsend はつぎのように述べている。

「相対的収奪の概念が新しいというのは, いままではその意義や適用の仕方が系統的かつ詳細にはっきり述べられていなかったという意味においてのみである。多くの社会学者たちが, 過去に, このような考え方を出している。たとえば, アダム・スミスは, つぎのように書いている。"わたしが必需品というのは, ただ生活を維持するために必要不可欠な商品ばかりではなく, その国の慣習上, 最下層の人々でさえ, それなしには信用のおける人として, 見苦しくなってしまうような, あらゆる商品をいう" The Wealth of Nations, Book 5, chapter 2, Part 1, 1776.

(邦訳;大内兵衛・松川七郎「諸国民の富」1973, 第4分冊 P329 岩波文庫」)

前掲 高山邦訳 P48

40. 前掲 Townsend, P., 241－270.

41. Robson. W. A., "Welfare state and welfare society" George Allen & Unwin Ltd. London, 1976. P58.

Robson は, Deprivation Standard は, また最低生存貧困概念に馴染んでいる国民感情にはそぐわないものであるとしている。

42. Holeman, R., "Poverty" Martin Robertson, London, 1978. P32.

43. Room, G., "The Sociology of Welfare －Social Policy, Stratification and Political order－" Martin Robertson, London, 1979. P66.

44. 前掲 Room, G., P152.

45. Titmuss, R. M., "The Social Divison of Welfare" Titmuss, R. M. Essays on the Welfare State, second edilion, George Allen, and Unwin Ltd, London, 1963.

谷 昌恒邦訳 "福祉政策の社会制度上の区分 ―平等への努力に関する二, 三の考察－" 所収"福祉国家の理想と現実" 東京大学出版会, 1967. P25.

46. Clegg. J., "Dictionary of Social Service － Policy and Practice" National Council of Social Service, London, second edition, 1977. P31.

47 前掲 Robinson, P., P51.

48. 前掲 Townsend, P., P476.

49. 前掲 Townsend, P., P478.

50. 前掲 Berthoud, P., P175.

51. 前掲 Townsend, P., P566.

52. 各社会階級に分類される職業の事例はつぎのごとくである。

Ⅰ 専門職・管理職

会計士，建築士，薬剤士，牧師，医者，弁護士，測量士，大学教師

Ⅱ 中間的職業

航空操縦士または機関士，足治療医，農業主，支配人，議員，看護婦，警察および消防官，学校教師

Ⅲ 熟練職業

(a) 熟練ホワイト・カラー

事務員，設計士，セールス代理人，秘書，店員助手，電話監督者，ウエイター

(b) 熟練ブルー・カラー

バス運転手，ブッチャー，煉瓦士，大工，コック，電気工，地下炭坑夫，鉄道保安，ジュータン屋

Ⅳ 部分的熟練職業

農業労働者，バアマン，バス車掌，電気ミシン工，包そう工，郵便配達，電話交換手

Ⅴ 不熟練職業

台所手伝，無技能労働者，ローリー・バス運転手助手，メッセンジャー，事務所掃除人，鉄道，ポーター，沖仲仕，窓ふき

Reid, I., " Social class difference in Britain " 1977, Open Books. から引用

Ⅱ　「低所得層」の測定

杉　村　　宏

目　　次

1.　「低所得層」測定の流れ …… 23
　1)　厚生行政基礎調査 …… 24
　2)　「富山調査」 …… 24
　3)　「中野調査」 …… 25
2.　測定尺度 …… 26
　1)　尺度としての生活保護基準 …… 26
　2)　尺度の有効性 …… 27
3.　最低生活の検討 …… 29
　1)　被保護世帯の消費生活－事例検討－ …… 32
　2)　被保護世帯の家計の構造 …… 40
4.　「低所得層」の範囲 …… 42
　1)　被保護世帯家計の収支バランス …… 43
　2)　世帯構成のちがい …… 50
　3)　現物給付および諸経費減免措置分の金銭的価値 …… 54
5.　測定単位 …… 56
　1)　所得単位 …… 56
　2)　「世帯」を単位とする場合の問題点 …… 57
　3)　所得の把握 …… 58
　　○貧困の持続期間 …… 58
　　○年間所得と月間所得の関係 …… 58

1.　「低所得層」測定の流れ

「低所得層」をどのように把握するかという点にかゝわって，戦後わが国における「低所得層」測定の流れを素描したい。

この課題は，「貧困」ないし「低所得層」研究における測定方法に注目しているのであるから，当然「貧困・低所得」研究そのものの系譜について検討をくわえなければならないが，それはいずれ機会をあらためて論ずることとし，ここでは，戦後わが国で試みられた測定方法における諸特徴を検討し，その共通性と摂取すべき点を明らかにしたいと思う。

とり上げる素材は，a)1952年から厚生省が行った「厚生行政基礎調査」中の「低消費水準世帯」の推計方法，b) 東大社研グループが自ら「社会階層的方法」と名づけ低所得層研究の基礎調査として位置づけた1952年の「富山調査」における低所得層の推計，c) 江口英一氏を中心とするグループが都市住民の大量観察にもとづいて「貧困の再発見」をおこなった「中野調査」の3つのみをとりあげる。[注1]

言うまでもなく，戦後わが国の貧困研究が十分に展開していなかったとは言え，今掲げた調査以外

になかったわけではないし，それぞれの調査が，その目的も調査主体も異っているわけであるから，それぞれを並列的にならべてながめても，あまり意味のあることではない。だから，その目的をふまえながら，できるかぎりその測定方法に即して概観することとしたい。

1）厚生行政基礎調査

この調査全体の構想は，その標題が示すとうり，厚生行政の企画運営の基礎資料をうるという，政策立案を目的としているところにあるが，注目すべきは，「世帯の実態」を調査していることにある。しかも，国勢調査世帯の100分の1を対象とし，訪問調査により行なうという点でもユニークである。

この基礎調査のなかで，1954年から「低消費水準」世帯の推計をおこなっているが，その方法を記せば，以下のとうりである。

まず，低消費水準世帯を「被保護世帯と同様な低消費水準にある世帯」と規定し，その水準は被保護世帯の実質消費水準の78%であるとした。従って被保護世帯と同等といっても，実質的には被保世帯の消費水準以下ということになる。厚生行政基礎調査では，対象世帯の，実収入額と実支出額を調査しているにもかゝわらず，なぜ低所得世帯の測定でなく低消費世帯であったのかという点について全く触れていない。しかし，低消費水準の説明に際し，厚生行政調査の実支出額を家計調査の実質支出額と比較検討したところその50～80%にとどまりやゝ過少に申告されているとの記述があり，実支出額，実収入額ともかなり大ざっぱな調査方法であったことが推察される。[注2] 一般に，収入もしくは支出に関するききとり調査を行う場合，支出に比して収入の方が過少に申告される傾向があり，とくに官庁が行なう場合その傾向が強いと考えられる。1954年の「低消費水準」世帯は推計200万世帯，1,000万人であると報告されており，もし実収入額を最低生活費と比較して「低所得世帯」を推計したならば，前述の一般論に従えば，これより多くなったと考えられる。「低消費水準」世帯の存在が，その後の厚生行政の動向で明白なとうり，「生活保護基準を軽々に引上げることはできない」という社会保障費抑制の手段として利用されたが，1957年には推計方式がやゝずさんであったとして変更し，1954年段階でも，もっと少なかったと推計値を変更していることからも推定されるとうり，実際より少な目にみつもる意図はかなり明確であるといえる。

ともあれ，厚生行政基礎調査は，被保護世帯実態調査にもとづく，消費支出額を尺度として対象世帯の「低消費性」を測定したことは間違いない。

2）「富山調査」

この研究は従来貧困の測定法として「最低生活費」を決定し，それをものさしとして個別の世帯の所得水準を測かり，最低生活費以下の収入しかない世帯を貧困世帯とする方法の理論的，実際的弱点を解明し，「社会階層」概念を導入することによりそのような弱点を克服しょうとする試みであった。その論旨を要約すれば次のとうりである。従来の貧困測定に関する理論上の難点は2つあり，第1にはこの考え方の前提として，すべての住民は，消費者という面で等質であるということでなければならないという点である。実際には住民の生活は，その社会階級上の地位，職業と労働などの社会的要因や，個人の性向や趣味によって異質的であるのに，一定の水準をもって貧困であるか否かを判定するためには，すべての世帯が同一の消費支出の法則に支配され，その標準の収入をもつ世帯が，法則的に予定された支出のパターンをとるという保証がなければならぬ。この点で事実認識としては，現実的ではないということになる。

第2に，最低生活水準によって測定した貧困層にとっていかなる政策により解決をはかるかという政策手段にかかわる実態を明らかにすることができないという点である。たとえば，一般賃労働

者の場合，賃金の最低限を保障することが望しいか，その業種に補助金を出して賃金支払い能力をますことが望ましいか，あるいはまた労働者に直接賃金の補助を行うことが望しいかは，ある水準以下を貧困層とする消費面からの政策目標の設定だけでは判断ができない。

都市における貧困の研究にとっては，住民の労働・職業・経済的地位・消費生活・文化生活など，生活の全体を総合的に把握することが必要であり，社会生活の物質的基礎である経済生活に規定され，生活のあらゆる面で総合体として共通性をもつ人々の社会集団＝社会階層を分析用具として，それぞれの社会階層と貧困層のかかわりから課題を明らかにするべきだとした。

以上の理由から調査研究は，次のような手順によってすゝめられた。

a）都市の住民をいくつかの社会階層に分類する。

b）全体として都市社会を形成している諸社会階層の序列付けを行ない，貧困層がどの社会階層ととくに関係があるかを明らかにする。

c）それらの社会階層の経済的，社会的性質，生活構造など明らかにすることによって，そこでの貧困層の形成法則，存在態様を分析する。

d）諸社会階層間の相互関係を明らかにする。

e）このような諸社会階層から構成される都市社会の階層構造が，全体として動態的にどのように変化しているか調べる。

具体的には，1951年10月に厚生省がおこなった生活実態調査のうち，富山市（$\frac{1}{10}$抽出2,754世帯分）の原票を用いて分析している。

分析用具としての社会階層は，①社会階級，②産業，③雇用上の地位，④労働の格，⑤雇用形態，⑥雇用・収入の規則性，の6つの差異を考慮に入れて，男子については27階層，女子10階層に類型化し，各社会階層ごとの，総支出額，1人当り支出の累積度数分布表およびその分布の平均値，最頻値，最高値，最低値の特性値の比較から序列づけなされる。

この分析の過程で，序列と同時に，上位の階層ほど分散度が高く，このことは，その階層から下位の階層へ「没落」する場合の抵抗手段が多くそして強いということ，それはまた同時に下位の階層ほど没落に対する抵抗手段が弱まり「不安定化」していることを明らかにした。

以上が富山調査の意義とそこにおける社会階層序列と，その流動に関しての理論的な枠組である。それではそれぞれの社会階層を構成する世帯の生活水準の指標がどのようなものであったかというと，先の厚生行政基礎調査の場合と類似していて，消費水準の生活保護世帯対比であった。たゞ厚生行政基礎調査の場合，消費支出額の比較であったが，この調査対象世帯の場合，消費支出額に耐久消費材の購入状況を折りこんだ消費水準は，「社会的生存の最低限」を1.0としてその対比率で算定し「生活線等級」として表示した点で，特筆すべきものであった。[注3]

いまその具体的な算定法については記録がないため不明であるが，この指数も社会階層序列を検討する上で参考にしたであろうことは想像にかたくない。

この研究はのちに，「低所得・貧困」の本質を労働と消費における「不安定性」にもとめ，そのベルト的下層労働者層としての「日雇労働者層」の研究にむかわせる契機となったが，「貧困・低所得」概念を，「ひとたび世帯内に事故があれば，短期に直接生活保護層へ転落しうる不安定性」として規定した点で，強く，被保護世帯の生活水準を意識していたということができる。

3）中野調査

この調査は，「『高度経済成長』の下で累積されてきた『貧困階層』の，最も発展した姿を示し」，「その隠蔽性と存在の厖大性」を把握するためにおこなわれたものである。

この課題を究明するために，区民全体の各世帯の所得状況を把握し，その生活水準が，「国民生

活の一つの公的な限界的基準，公的な貧乏線を意味する」「生活保護基準に対する倍率」で測定しようとした。

世帯別の所得状況は，課税の母体をなす年所得額で把握し，「生活保護基準」は世帯人員別に，現実に考えうる最大限度の年間保護基準をもってあてた。

この調査研究は中野区民 309, 845 人の悉皆調査という点では画期的なものであり，その規模においては，わが国におけるこの種の調査では他に例をみないものとなっている。しかし，このような大量観察をおこなったための制約も多い。

所得額の把握についてみれば，課税資料所得であるため，非課税，未申告等による調査もれが世帯比率にして13%あまりあること。さらに源泉徴収にかゝわる雇用労働者層の所得は年間所得としては正確である反面，毎月きまって得ている所得と臨時的な所得の区分けができないこと，および，自営業者層等の申告所得の場合，やゝ過少に偏よっている可能性が高いことなどがある。次に保護基準に関していえば，江口氏も指摘しているとうり，あらゆる多様性をもつ世帯に応じて，生活保護基準は複雑に変動するが，この調査対象は，その資料の制約上家賃や加算に関する情報などが全く不十分なため前記のように世帯人員にしゅうれんしてその最大限度額をださざるを得ず，「世帯人員や，有業者数が小さいのが一般である低所得層にとっては，この基準は若干高すぎる」きらいがある。

以上が 3 つの典型的な「低所得層」研究の測定方法に関する概観である。それぞれの目的と特徴，および問題点については，各項で指摘したので，ここではその共通認識に関してまとめておきたいと思う。それはひとことで言えば，生活保護世帯の生活を基準にして，「低所得＝低消費」世帯へ接近しようとしている点にある。生活保護世帯の生活を規定している生活保護基準をモノサシにして測定していることである。そこには，生活保護層が，最下の貧困層として存在していという「公的な」共通の認識を基盤として，生活保護世帯と同等もしくはそれ以下の生活しか維持しえない世帯があるか，あるとすれば，その性格・形成のメカニズムはいかなるものであるかを探求しようとする姿勢がよみとれる。

「高所得層」に対する「低所得層」といった相対主義ではなく，「低所得層」を，社会共通の一つの基準との比較で検討しようとする場合，まず，生活保護基準を手がかりにしようとしたことを知るのである。

2　測定尺度

1）尺度としての生活保護基準

前節の結論は貧困・低所得の測定尺度は「公的貧乏線」ともいうべき生活保護基準によっているということであった。そこで，何故に測定尺度となりうるのかという点について検討をくわえる。

「低所得層」を表現するいま一つの方法として，第Ⅰ・5分位階層，もしくは，第Ⅰ・10分位階層といったものがある。このような方法によってとらえられる所得階層はたしかに，ある集団の所得分布の 5 等分なり10等分をしたボトムの階層であり，その意味では「低所得層」と言えないことはない。しかしこゝにふくまれる所得取得者が構成する世帯がすべて，われわれが措定する，「低所得＝低消費層」であるかというと，必らずしもそうはいいきれない。

かりに，生活単位として，世帯をとらえ，その困窮度といったものを考えた場合，この所得分布が世帯の大きさと正比例の関係にあり，所得の多い階層では世帯の規模が大きく，所得の低い階層では世帯の規模が小さいというように分布していたとすれば世帯としての困窮度は，単にボトムの

所得階層にあるから高いことはならない。

すなわち，「低所得・低消費」を観念する場合，そこにはおのずと，世帯といった生活の基礎的な単位における，需要ないしは消費と，それに対応した所得のバランスといったものが介在しているということになる。「低所得・低消費」をさしあたり生活水準を測定する概念とし用いるとすれば，分位階層も，一つの参考たりうるが，それによって切りとった部分の性格を解明するだけでは全く不十分であると言わざるを得ない。

そこで，世帯の所得量ないし，消費量を計測し，それを1人当りの平均所得や消費額におきかえて比較する方法はどうかという問題にいきあたる。

1人当り平均の所得なり消費の分布をしらべ，その第Ⅰ・5分位層という把握のし方に関する問題である。たしかに，ある時期と他の時期，あるいはある国と他の国における比較といった場合には，一定の有効性があるが，それは相対的にどうであるかということを表わすにすぎず，したがってボトムの階層も相対的に低いという意味での「低所得層」を示すにすぎない。問題はその層が，社会的にみすごすことができない，解決をせまられている生活水準にあるかどうかといった，いわば「絶対的」な水準との関係でどうであるかという基本的な観点がぬけているのである。われわれは，この「絶対的」な水準を，生活保護基準にもとめようと考えている。ただし，ここで言う「絶対的」な水準というのも，歴史的・社会的にみれば，相対的たることをまぬがれない。けだし，測定の対象となる社会生活そのものが，きわめて歴史的な所産であり，変転きわまりない動的存在であるからである。しかしながら，ある歴史的段階，あるいは社会的諸条件のなかで，生活の最低限はどこにあるかを科学的でありかつ実践的に決定することは不可能ではないし，必要なことである。そのような意味合いで「絶対的」な水準を考えたいと思う。

2) 尺度の有効性

われわれは，高度に発達した資本主義国にあって，いまだ十分とはいえないが，社会保障・社会福祉の諸制度を持ち，就業人口の7割をこす雇用労働者の3分の1以上が，自らの生活と権利を守る労働組合に参加しているこの社会で，公的な保護なしには日々の生活が成立しえないこんにちの被救恤的窮民層＝生活保護層，および世帯内にいったん事故あるときには，短期間に直線的にこれら生活保護層へ転落しうる社会階層としての「低所得層」が広範に存在しているということを明らかにしようと考えている。その場合，生活保護受給層が，最下の貧困層であり，もしなんらかの理由で同様の生活水準にありながらも，生活保護を受給していない人々があるとすれば，それらもまた貧困層であるという国民一般の共通認識を前提としている。

その水準（生活保護の）が，国民生活の最低限としてふさわしいものであるかどうかという点については後述するが，生活保護水準を〃公的な貧乏線〃と考えるということである。

さてそこで，この生活保護基準が，「貧困・低所得」測定の尺度としてどの程度有効なものであるか，とりわけ，ある地域と他の地域，ある時期と他の時期の比較という場合にどうかという点について触れておかなければならない。

まず地域比較について。わが国の生活保護基準は，地域の生活水準，消費物価の動向等を勘案した級地差があり，現在全国を3級地に区分をしている。大都市およびその周辺地域で構成される1級地の基準を100とすれば，中小都市を包括する2級地はおゝむねその91%，それ以外の地域の3級地は82%となっているが，正確にその地域の消費や生活水準の動向を反映したものとはいいがたい。しかし，このほかとりわけ，地域的格差として問題となる住宅扶助基準の場合，地域の公営住宅の家賃等を考慮した特別基準によって実態に近ずける配慮がされており，以上のことを勘案すれば地域比較のうえでは大まかにいって生活保護基準の有効性はたもたれているとみることができる。

次に異なる時期の比較の有効性であるが，この点に関しては周知のごとくわが国の生活保護基準の決定方式が，マーケット・バスケット方式（昭和23年８月から昭和36年３月まで）から，エンゲル方式（昭和36年４月から昭和39年３月まで）さらに格差縮少方式（現行）と目まぐるしくかわっており，この一事からしても，きわめて困難な問題をかゝえていると言わざるを得ない。そこでまず，わが国のこのような実情を一応おくとして，理論上はどうであるかという点から述べると，それは十分有効性があると言いうる。これにはいくつかの前提と仮定を必要とする。第１に，われわれが尺度としようとする生活保護基準＝最低生活費は，単なる生理的な最低生存水準ではなく，憲法の規定をかりれば，「健康で文化的な最低生活水準」であるということである。これをきわめて単純化して，生理的な最低生存水準と（プラス）社会生活を営むにふさわしい最低限度の健康で文化的な要素という２つの部分に分解して考えると，最低生活水準は，その総体であらわされるものである。もちろん，前者と後者は相互にふかくむすびついており，とりわけ，前者に後者の要素が入りこむということはさけられないし，それを単純に２つの要素に分解することの危険性には十分注意を払わなければならないが，この２つの要素のうち，前者が実際に生活保護基準により数量化される部分であるとみることができる。後者は主として，現物によって給付されたり．耐久消費材の保有のように，生活保護を実施する過程で裁量によって判断されるものである。

生活保護基準は生理的生存水準でないといっておいて，実際にはそうであるということは，一見矛盾しているようであるが，ここで言いたいことは生活保護基準によって保障される生活水準全体は，先に指摘した２つの要素によって成立しているのだということである。

もちろん，数量的に表現される生理的生存水準は，いついかなる時にも不変であるとは思えないが，資本主義社会，それもある水準に達した段階においては，かなり長い期間にわたってそれほど大きくかわるとは考えられない。

従って，第２に，ある社会における生理的生存水準を理論的に算定したとしよう。

この場合の生理的生存水準のなかみは，日々の生活の単純再生産（労働力の再生産というよりは非稼働世帯の構成員が，栄養不良をおこしたり，幼児死亡率が一般に比して高くならない程度の水準と考えられる，）が可能な水準であり，子弟の義務教育は保障され，生活をしていくための最低限度の情報が得られるよう配慮をされている水準であるとしよう。

多分このような生存水準を算定するためには，マーケット・バスケット方式によるのがよいであろう。このようにして組立てられた理論的な最低生存水準は，10年や20年といった時期に大巾に修正する必要はないであろう。もちろん，このような水準をある時期の具体的な生活費として算定する場合には，物価の変動を勘案しなければならないから，生活費の額は，ある時期と他の時期で異るのは当然であるが，最低生存水準のなかみそのものは，かわらないであろう。そうであるとすれば，このような最低生存水準を尺度として測定したとしても，それは，例えば10年前の測定値との比較でも十分有効性はたもたれていることになる。

事実，イギリスや西ドイツにおける最低生活費は，ある時期専門家によって決定せられたものを，基本的には物価スライドするだけでこんにちのものとして使用しているという。[注4]

生活保護基準がこのような位置と性格をもったものであれば，尺度として十分有効であるが，前述したとうり，わが国の場合保護基準の決定方式がいく度となく変更せられており，その脈絡も判然としないのが実情である。このことは，保護基準決定方式が，厚生省内で秘やかに検討されてきたという現実的な問題もさることながら，わが国のかの高度経済成長が，国民生活をめまぐるしく変化させたということと無関係ではないと思う。

こんにちでは，生活保護基準の決定方式が格差縮小方式と称して，勤労者世帯の消費水準の50～60％の水準にするという方法をとっているため，形式的にはきわめて相対的であり，われわれが主

張する「絶対的」な基準たりえないという印象をもつことになる。

だからわれわれは，次の節で，生活保護世帯の実態をつうじてこんにちの生活保護基準の水準を検討しようと試みている。しかし，その作業仮説は，わが国の生活保護基準は大枠としてこゝ20年ほどは変化しておらず，その実態は最低生存水準であるという点にある。それは，飲食物費の基礎は，必要栄養量の最低限であり，衣類は下着程度の買替えは認めるものの新規の購入は生活扶助基準には含まないであろうし，住宅扶助は，公営住宅の家賃の範囲であり，子弟の教育水準は原則として義務教育までである。新聞の購読は一紙に限りみとめる。

以上列記した事柄は現行の生活保護基準の内容として公表されているわけでない。しかし，生活保護の実施にあたっての指針を検討すると以上のような生活水準がうかび上ってくる。そしてこの程度の水準は，生活保護制度発足当時の基準決定の内容のなかにすでにふくまれていたものである。くりかえしになるが，もちろんそうだからといって，30年前の生活保護の揺籃期における最低生活のなかみと，こんにちのそれとが同じだといっているのではない。現物給付の水準や運用で保有がみとめられた耐久消費材の範囲は飛躍的に拡大している。たとえば，現物給付の典型として医療扶助があるが，かっては「新薬」として生活保護世帯にその適用がみとめられなかったものが，現在では日常的に投与されるとか，耐久消費材でいえば，かってカラーテレビの保有が夢物語であったものが，今日ではほとんど無条件にみとめられるということである。しかしこれらは先にものべたが，生活保護基準に直接は影響しないが，保障される最低生活の内容に変化を与えるということである。

以上のべたことは仮説の域をでないが，大筋としてこれらのことが承認されるならば，貧困，低所得測定の尺度として，生活保護基準は有効であるといいうる条件である。

3　最低生活の検討

ここでの主要な課題は，生活保護基準が実質的に生理的生存水準に近いものであり，したがってそれほど時期的に異なるものではないという点を実証することにある。

近年，生活保護基準はかってのように低くなく，高すぎるのではないかといった議論にぶつかることがある。[注5]　この場合何を比較対象として高低を論じているかが問題である。生活保護基準が高いという場合，下層の労働者の賃金水準や，自営業とは名ばかりの1人自営者などの所得，年金給付水準などの比較であろうことは，容易に察せられる。（われわれもこの点に着目しているのであり，実際には，この関係が逆であろうということを証明したいのである。つまり，生活保護基準が高すぎるのではなく，賃金や所得が低くすぎるのであると。この課題は大都市における，「『低所得層』の研究」全体をつうじてのテーマであり，やがて実証的に解明したいと思うが，そのためにもここでは，生活保護基準の枠内でげんに生活している被保護世帯の実態をとうして，最低生活の内実を吟味することが重要である。）

分析の方法としては，一般的な勤労世帯の生活様式と比較するというやり方はとらず，被保護世帯の家計調査のなかから，できるだけ具体的に，生存水準とのかかわりで検討するという方法を試みる。したがって，事例的に取りあげざるを得ず，被保護世帯全体ではどうかという点に関しては限定的にしか触れられないと思う。

用いる資料は，1975年被保護世帯家計調査札幌市分（総世帯数354件－たゞし延数），そのうち事例で取り上げるのは，1年間の購入品目，数量，単価，がすべて記載されているAケースの家計簿である。

第1表　A 世帯の年間実

項目＼年月	S50. 4月	5	6	7	8	9
実収入	108, 490	207, 770	78, 430	95, 874	(100. 0) 162, 780	102, 380
勤め先収入						
内職・事業収入						
その他の実収入	108, 490	207, 770	78, 430	95, 874	162, 780	102, 380
生活保護金品	108, 490	94, 010	78, 430	90, 474	(52. 3) 85, 180	102, 380
実支出	91, 170	110, 910	97, 697	116, 920	114, 245	121, 428
消費支出	91, 170	110, 910	97, 697	116, 920	(100. 0) 114, 245	121, 428
食料費	35, 024	42, 877	54, 230	64, 610	(47. 2) 54, 024	48, 141
主食	7, 585	4, 235	8, 813	12, 413	(8. 1) 9, 280	10, 999
副食品	17, 128	16, 854	21, 298	33, 092	(22. 9) 26, 239	27, 569
し好食品	10, 311	12, 271	15, 119	9, 505	(8. 3) 9, 505	8, 593
外食 外食費				600		980
外食 学校給食費		9, 517	9, 000	9, 000	(7. 9) 9, 000	
住居費	930	25, 156	13, 411	14, 615	(11. 4) 13, 050	17, 888
家賃・地代		24, 000	12, 000	12, 000	(10. 4) 12, 000	12, 000
設備修繕費				1, 350		1, 500
水道料		800	400	400	(0. 4) 400	400
家具什器費	930	356	1, 011	835	(0. 6) 650	3, 988
光熱費	2, 036	5, 709	4, 062	4, 445	(2. 7) 3, 040	5, 426
電気代	1, 936	1, 392	1, 415	1, 565		2, 618
ガス代		4, 317	2, 309	2, 600	(2. 5) 2, 800	2, 808
その他の光熱費	100		338	280	(0. 2) 240	
被服費	16, 900	18, 320	7, 580	6, 860	(10. 9) 12, 400	
雑費	36, 280	18, 848	18, 414	26, 390	(27. 8) 31, 731	49, 973
医療保健衛生費	3, 640	4, 308	4, 465	5, 700	(8. 2) 9, 253	24, 940
保健医療費	300	100	280	400	(2. 0) 2, 330	23, 480
理容衛生費	3, 340	4, 208	4, 185	5, 300	(6. 2) 6, 923	1, 460
教育費	7, 550	1, 040			(0. 7) 750	9, 000
文房具費	3, 400				(0. 7) 840	4, 163
交通通信費	2, 210	300	2, 818	3, 835	(5. 3) 6, 068	3, 920
教養娯楽費	11, 880	4, 400	3, 805	4, 355	(7. 4) 8, 510	3, 650
交際費	3, 800		3, 526	12, 500	(2. 3) 2, 640	2, 000
こづかい・たばこ等	3, 800	8, 800	3, 800		(3. 2) 3, 670	2, 300
非消費支出						

収 入 ・ 実 支 出 総 括 表

10	11	12	51. 1	2	3	合　計	1ケ月平均	割　合
149, 730	169, 920	230, 660		265, 040	82, 750	1, 653, 824	137, 819	(100. 0)
						0	0	(0)
						0	0	(0)
149, 730	169, 920	230, 660	0	265, 040	82, 750	1, 653, 824	137, 819	(100. 0)
148, 030	83, 320	221, 760	0	118, 840	77, 050	1, 207, 964	100, 664	(73. 0)
97, 965	120, 639	187, 013	107, 431	96, 285	270, 155	1, 531, 858	127, 655	
97, 965	120, 639	187, 013	107, 431	(100. 0) 96, 285	270, 155	1, 531, 858	127, 655	(100. 0)
62, 131	58, 602	74, 503	39, 564	(52. 2) 50, 286	49, 255	633, 247	52, 771	(41. 3)
12, 608	9, 774	16, 986	4, 774	(7. 9) 7, 571	11, 386	116, 424	9, 702	(7. 6)
29, 465	30, 752	36, 126	16, 627	(26. 9) 25, 875	28, 042	309, 067	25, 756	(20. 2)
10, 258	9, 076	12, 391	7, 723	(8. 1) 7, 840	9, 827	122, 419	10, 202	(8. 0)
800			1, 440			3, 820	318	(0. 2)
9, 000	9, 000	9, 000	9, 000	(9. 3) 9, 000		81, 517	6, 793	(5. 3)
6, 368	15, 415	14, 092	13, 678	(14. 3) 13, 744	13, 555	161, 902	13, 491	(10. 6)
	12, 000	13, 000	13, 000	(13. 5) 13, 000	13, 000	136, 000	11, 332	(9. 0)
	2, 395					5, 275	440	(0. 3)
	600	400	400	(0. 4) 400	400	4, 600	383	(0. 3)
6, 368	420	692	278	(0. 4) 344	155	16, 027	1, 336	(1. 0)
2, 314	12, 464	2, 399	12, 983	(5. 4) 5, 180	11, 934	71, 992	5, 999	(4. 7)
2, 314	2, 453	2, 309	2, 363	(2. 4) 2, 340	1, 891	22, 596	1, 883	(1. 5)
	2, 811		3, 212	(2. 9) 2, 840	2, 863	26, 560	2, 213	(1. 7)
	7, 200	90	7, 408		7, 180	22, 836	1, 903	(1. 5)
10, 506	16, 760	37, 550	16, 000	(3. 8) 3, 698	36, 960	183, 534	15, 295	(12. 0)
16, 646	17, 398	58, 469	25, 206	(24. 3) 23, 377	158, 451	481, 183	40, 099	(31. 4)
6, 302	3, 546	4, 503	3, 245	(4. 9) 4, 725	7, 356	81, 983	6, 832	(5. 4)
720	700	780	2, 700		830	32, 620	2, 718	(2. 1)
5, 582	2, 846	3, 723	545	(4. 9) 4, 725	6, 526	49, 363	4, 114	(3. 3)
				(6. 2) 6, 000	134, 500	158, 840	13, 236	(10. 5)
		90				8, 493	708	(0. 5)
4, 004	2, 982	7, 736	3, 691	(5. 2) 5, 022	4, 045	46, 631	3, 886	(3. 0)
2, 040	4, 370	35, 840	5, 630	(4. 4) 4, 250	6, 970	95, 700	7, 975	(6. 2)
2, 000	2, 200	2, 000	12, 640			43, 306	3, 609	(2. 8)
2, 300	4, 300	8, 300		(3. 5) 3, 380	5, 580	46, 230	3, 853	(3. 0)

1）被保護世帯の消費生活－事例検討－

Aケースの世帯構成は次のとおりである。

世帯主	（女，44才）	無業，母の看病
母	（67才）	1975. 4 ～ 6 まで入院，その後自宅療養
長男	（14才）	公立中 3 年，1976. 3　私立高校入試に合格
次男	（12才）	公立中 1 年

以上家族 4 人の母子世帯である。

第 1 表は，A世帯の 1975. 4 ～ 1976. 3 までの実収入および実支出の総括表である。実収入のうち勤労収入は 0 円，その他の収入の73%が生活保護費，27%が遺族年金と母子福祉年金である。実支出の項目別構成比は右表側に示したとうりである。Aケースの消費支出構成比を，調査世帯の類型，子供の就学段階類型と比較すると，第 2 表のとうりであり，A世帯の特徴は，消費単位が大きいことおよび，消費支出では，住居費，光熱費，雑費で特異な比率を示していることである。以下，消費支出の主要なものをとりあげて検討する。

第 2 表　世帯類型別・消費単位当り消費支出額とその構成比

項目＼類型		総世帯	Aケース	世帯類型		
				乳幼児世帯	児童・生徒世帯	高令者世帯
世帯数①		354	12	49	231	74
世帯人員		2. 62	4. 00	2. 24	2. 97	1. 78
稼働人員		0. 11	0	0. 02	0. 13	0. 08
消費単位		2. 12	3. 40	1. 40	2. 41	1. 68
1消費単位当		(100.0)38, 157	(100.0)37, 543	(100.0)42, 544	(100.0)38, 949	(100.0)31, 294
消費支出内訳	食料費	(39. 9)15, 238	(41. 3)15, 520	(36. 9)15, 726	(39. 6)15, 448	(44. 1)13, 782
	住居費	(18. 4) 7, 004	(10. 6) 3, 968	(26. 0)11, 070	(16. 8) 6, 550	(20. 5) 6, 559
	光熱費	(7. 7) 2, 926	(4. 7) 1, 764	(11. 8) 5, 032	(6. 3) 2, 453	(13. 1) 3, 895
	被服費	(10. 8) 4, 136	(12. 0) 4, 498	(10. 4) 4, 441	(11. 9) 4, 530	(5. 7) 1, 852
	雑費	(23. 2) 8, 853	(31. 4)11, 793	(14. 8) 6, 275	(25. 6) 9, 968	(16. 6) 5, 206

項目＼類型		総世帯	Aケース	児童・生徒のいる世帯の就学段階別類型		
				高校就学世帯	中学就学世帯	小学就学世帯
世帯数①		354	12	69	66	96
世帯人員		2. 62	4. 00	2. 78	3. 27	2. 89
稼働人員		0. 11	0	0. 21	0. 09	0. 11
消費単位		2. 12	3. 40	2. 47	2. 65	2. 65
1消費単位当		(100.0)38, 157	(100.0)37, 543	(100.0)39, 062	(100.0)38, 461	(100.0)32, 702
消費支出内訳	食料費	(39. 9)15, 238	(41. 3)15, 520	(34. 9)13, 657	(40. 9)15, 717	(42. 5)13, 872
	住居費	(18. 4) 7, 004	(10. 6) 3, 968	(15. 1) 5, 901	(16. 4) 6, 295	(18. 3) 5, 996
	光熱費	(7. 7) 2, 926	(4. 7) 1, 764	(6. 2) 2, 408	(6. 2) 2, 403	(6. 4) 2, 107
	被服費	(10. 8) 4, 136	(12. 0) 4, 498	(10. 2) 3, 985	(11. 2) 4, 327	(13. 2) 4, 332
	雑費	(23. 2) 8, 853	(31. 4)11, 793	(33. 6) 13, 111	(25. 3) 9, 719	(19. 6) 6, 395

表注①　世帯数は延数である。

第3表　おもな副食品の購入量と金額（Aケースの8月と2月分）

	品目名	50年8月 回数	購入量	金額	①100g当り	②100g小売	51年2月 回数	購入量	金額	①100g当り	②100g小売
肉類	ハム	2	300g	280円	93.33円	155円					159円
	マトン	4	2,000	1,350円	67.50		1	500g	400円	80.00円	
	とり	4	750	830	110.67	96	4	900	820	91.11	113
	豚ひき肉	6	1,460	2,200	150.68	163	7	1,400	1,960	140.00	165
	ソーセージ	2	600	720	120.00		2	600	750	125.00	
	牛レバー						1	300	240	80.00	98
							2	560	420	75.00	
	玉子	7	3,910	1,465	37.47	36.1	5	3,060	1,050	34.31	41
魚類	サンマ	1	200g	150円	75.00	81	1	3枚	120円		—
	しじみ	1	220	90	40.90						
	キューリ	1	424	296	69.81						
	イワシ	2	1,790	500	27.93	47					38
	あじ	2	510	520	101.96	128				—	—
	いか	1	640	400	62.50	71	3	2,383	1,040	43.64	—
	ニシン	2	1,040	400	38.46		1	910	200	21.97	
	タラコ	1	150	150	100.00	198	2	394	392	99.49	198
	マス	1	480	450	93.75						
	かれい	1	150	200	133.33	63	1	740	300	40.54	88
	ホッケ	1	620	150	24.19		3	1,505	920	61.13	
	めざし						3	1,320	698	52.88	
	たら						2	1,500	565	37.67	84
	くじら						1	380	380	100.00	
	たこ						1	380	280	73.68	114
	かき						1	300	180	60.00	118
	鮭						1	85	120	141.18	
乳製品	牛乳	16	15,500	2,938	18.95	19.1	10	10,000g	1,900円	19.00	
	マーガリン	3	675	650	96.29	(213) 95	2	450	460	102.22	(213) 95
	チーズ	2	154	255	165.58	(270) 120	1	200	288	144.00	(270) 120

表注①　Aケースの購入品目100g当り単価である。

②　総理府統計局「小売物価統計調査」による同月の札幌市内の100g当り単価である。空欄は調査されていない品目である。

第3表　つづき

	品目名	50年8月 回数	購入量	金額	①100g当り	②100g小売	51年2月 回数	購入量	金額	①100g当り	②100g小売
			g	円	円	円		g	円	円	円
果物類	りんご	4	3,640	769	21.12	25.0	5	5,620	1,040	18.51	23.1
	バナナ	2	2,670	546	20.45	22.8	1	860	172	20.00	27.1
	スイカ	1	1,800	350	19.44	13.3					
	水みつ	1	500	250	50.00	44.2					
	みかん						7	12,800	1,570	12.27	17.0
	ハッサク						1	930	180	19.35	
野菜類	もやし	3		120			4		180		
	大根	3	2,100	280	13.33	21.0	2	2,180	310	14.22	18.1
	キャベツ	5	3,960	370	9.34	13.3	4	2,150	643	29.9	35.6
	キューリ	9	6,170	857	13.89	20.4	2	530	178	33.58	55.7
	ピーマン	4	1,200	318	26.50	33.4	3	450	285	63.33	69.7
	トマト	7	11,300	1,450	12.83	23.6					
	ナス	7	5,340	868	16.25	20.7	1	300	120	40.00	58.3
	ハクサイ	1	350	60	17.14	17.0	1	480	123	25.63	13.4
	長ねぎ	2	340	136	40.00	29.7	4	1,240	350	28.23	31.5
	レタス	2	860	140	16.28	38.4	1	260	180	69.23	89.0
	人参	4	1,350	240	17.78	22.5	2	820	200	24.39	25.6
	さつまいも	1	1,000	170	17.00	29.1	2	2,830	316	11.17	21.6
	ジャガイモ	3	2,670	233	8.73	10.4	3	3,000	380	12.67	10.4
	ほうれん草	3	540	190	35.19	53.1		2,400	720	30.00	40.1
	ワラビ	2	380	220	57.89						
	フキ	2	570	220	38.59						
	ゴボウ	1	70	100	142.86	50.7	3	530	490	92.45	44.4
	玉ねぎ	4	3,030	287	9.47	10.0	3	2,500	460	18.40	20.0
	ササギ	1	500	100	20.00						
	たけのこ	1	200	70	35.00						
	しょうが						1	35	108	308.57	
	小豆						1	300	145	48.33	
	冷カボチャ						1	500	180	36.00	

食料費

子供が夏休みで家にいた8月と，その対極をなす2月の食料費のうち，副食品について類別に購入品目と量，金額など抜き出したものが第3表である。

肉類では豚肉の「並」か「小間切」が，夏冬をつうじてよく買われている。玉子も同じで，この2つが主な動物性蛋白質源である。夏にマトンがでてくるのは，北海道特有の現象であろう。マトンは

100 g当単価が67円50銭と肉の中では格安であるが，調理（ジンギスカン焼）の際おびただしい煙がでるため，換気のむずかしい冬い買いびかえられている。そのかわり8月にでてこない牛レバーが2月に2回購入されている。

魚類は，購入量などに季節的差異があるうえ，肉のなかの豚肉のように常時購入されるものはすくない。8月のイワシやニシン，2月のイカ，ホッケ，タラのように比較的安い品物の購入量は多くなっている。

乳製品は，この世帯が朝食にパンが多いためにコンスタントに購入されているが，その割には量的にみてすくない。牛乳は夏場でさえ1日1人当り130cc足らずである。次に野菜類についてみると，8月にはキャベツ，キューリ，トマト，ナス，イモ，などの購入量が多く，冬は大根，イモ，玉ネギなどが多い。これらに共通する点は100 g当単価が20円以下であることだが，出盛りのものを集中的に購入しているようである。

果物では，りんごが夏冬つうじて4～5回購入されている，2月にみかんが，12kg強買っているが，8月には相当するものが見当らない。この点家計簿の用途欄を検討すると，野菜のトマトがおやつとして購入されており果物の代用をしている。

全体として，次のことが指摘できる。このケースは，生鮮食品をかなりバランスよく購入しているが，100 g当り単価を検討すると，1975年当時の価格で，肉などは150円以下，魚では50～60円以下，野菜果物では20円以下と，安価な品物を選択して購入している。このため一般世帯ではかなり一般的に購入されていると思われる品目，たとえば肉ならば牛肉（並），魚では鮭切身，さしみ，あさりなど，野菜で生しいたけ，果物ではぶどうその他として緑茶などは，年間購入量にしても，第4表のように少量である。しかも，その大部分は正月用に購入したものおよび，病気の母用に特別に購入したものに限られ，牛肉，ぶどう，緑茶はこの世帯の場合唯の一度も購入されなかった。たゞし牛レバー，番茶は月1回の割で買われている。これは言うまでもなく，例示した品物の単価が高くて手がでないということであろう。

第4表　年間購入量のすくない食品例

品目例	回数	購入量①	うち正月用	100 g単価②
牛肉（並）	0	0g	—	259円
鮭切身（塩）	5	2,975	(2,000)	205
まぐろ赤身さしみ	4	920	(520)	263
しいたけ（生）	1	150		206
しいたけ（干）	5	244	(50)	650
ぶどう（デラ）	0	0		123
せん茶（中）	0	0		300

表注① Aケースの年間購入量である。（但し10月は除く）
② 50年平均の札幌市小売物価
総理府「小売物価統計調査年報，昭和50年」

次にこれら副食品の購入価格について検討する。一般に貧困者は大量購入の経済的，物質的条件に乏しいから，割高な品物を買っていること，しかし，同じ品なら一番安い物を買おうとするから，鮮度や質の悪い物を購入する確率は高まり，一層割高な買い物をする傾向があると言われている。もっともこのことは，その世帯の生活環境（買物の便，地域の物価，保存場所の有無など）や，買物をする者の条件（就労の有無，商品知識など）によって左右されるからいちがいに論じられないが，この世帯の場合，居住地区は旧市外地で物価は全市平均よりやゝ安く，世帯主は商品に対する知識や買物の計画性をかなりもっているとみることができる。

第3表により8月と2月の市内の小売価格の平均値と購入価格を比較すると，この世帯では，ほゞ全品目とも20～30%方安い品物をかっていることになる。しかも，購入量と回数から判断して1回当りの購入量は1～2回で消費する位の少量であるから，少量でも安いものということになり，質的に

は問題が残るところである。

第3に以上みてきた品目の購入量が栄養的にみてどのような水準を維持しうるかを検討する。

1975.8.1～8.24 の間は，夏休みで子供の給食がなかったため，購入栄養量の算定にあたって給食の推計が不要なので，この期間で検討する。

第5表　購入栄養量と所要栄養量の比較（Aケースの1975.8.1～24日における）

栄養素		エネルギー (cal)	蛋白質 (g)	カルシウム (g)	鉄 (mg)	ビタミンA (IU)	ビタミンB_1 (mg)	ビタミンB_2 (mg)	ニコチン酸 (mg)	ビタミンC (mg)	ビタミンD (IU)	脂質	糖質
8.1～8.24の購入栄養量①		173,405	4,899	30.8	831	78,663	70.3	62.1	1,082	6,416	6,958	3,410	30,757
1日平均量A		7,225	204	1.3	35	3,278	2.9	2.6	45	267	290	142	1,282
所要量	世帯主	1,900	60	0.6	12	1,800	0.8	1.0	13	50	100		
	祖母	1,700	60	0.6	12	1,800	0.7	0.9	11	50	100		
	長男	2,500	85	0.9	12	1,500	1.0	1.4	17	50	100		
	次男	2,500	85	0.9	12	1,500	1.0	1.4	17	50	100		
1日所要量B②		8,600	290	3.0	48	6,600	3.5	4.7	58	200	400		
A／B		84.0	70.3	43.3	72.9	50.0	82.9	55.3	77.6	133.5	72.5		

表注① 購入食料すべてを品目，量から，栄養量を算出したものである。たゞし，調味料で一部（例えばジンギスカンのたれ）不明のものはのぞいた。栄養算定にあたっては昭和51年版，栄養研究グループ編「栄養価早見表」によった。また非可食分は除いて計算してある。

② 1975年版「日本人の栄養所要量」により算出した。

この世帯の1日平均の購入栄養量と栄養所要量の比較は第5表のとうりである。所要量を100とした購入栄養量の比率は，ビタミンCを除いてすべての栄養素で不足していることを示している。軽うじて80%を満しているのは，熱量とビタミンB_1のみであり，60%に満たないものはカルシウム，ビタミンA_1，B_2などである。

しかもこの表をみる場合，次の点に留意する必要がある。

ⓐ 夏休み中のため，昼食用の購入が増えている数値である。平常月では子供の給食があるためか昼食がたまにしかでてこない。その点ではこの期間の購入栄養量は平常月に比しておおめであるとみなければならない。

ⓑ 算定値は「購入栄養量」であるから，実際の摂取量はさらに下回ると考えられる。なぜならビタミン類のように調理過程で減殺される部分があるだろうし，非可食分（これは算定にあたって全品目とも調整しているが）以外に，食べ残しなどによる廃棄分が当然あると予想されるからである。

ⓒ 購入栄養量の世帯内での摂取方法は，もちろん均一ではなかろう。とくに子供たちが所要量に近い量だけ摂取すればするほど，世帯主と母の摂取量は一層少くなくなる。

以上が食料費からみた食生活の一端である。

住居費・光熱費

Aケースは民間アパートに住み，12,000円（12月から13,000円）の家賃を支払っているが2間のうち1室はほとんど寝たきり状態の母親が占有しており，生活の場は1室だけである。年間5,000円ほどの修理費を要したのは入口の引戸のレールの交換と虫よりの網を窓にはりつけた時に支出している。住居費の比率は，他の世帯にくらべてかなり低い。また光熱費も同様である。北海道の場合，冬期加

算とは別に10月～４月まで対象とした冬期薪炭費（雇用労働者のいわゆる「石炭手当」に対応している）が，10月と２月にまとめて支給される。この世帯の場合，薪炭費の合算額が34,500円であるのに対して，灯油購入は11月，１月，３月の３回，ドラムかん一本づつの計21,788円しか支出していない。日中も氷点下の真冬日が１ケ月以上もつづき「食べる物を節約しても燃料代を確保する」ことが，常識になっているこの寒冷の地で生活保護基準による燃料代の40％近くも節約している点は注目しなければならない。

なお，第１表の電気代，ガス代，の季節的変動をみると，電気代に関しては秋から冬にかけて増加しているのにガス代は年間をとうして変動がすくなく，むしろ冬期間の方が支払いがすくないのは，灯油ストーブで煮たきして節約しているものと考えられる。

教　育　費

中学生２人をかゝえているこの世帯にとって，教育費は特別に重要な意味をもつであろう。ところで分析にさきだち，ここで検討する教育費の枠組についてまずのべておくこととする。

家計調査項目上の「教育費」は，授業料などいわゆる学校納付金に限られ，たとえば，参考書は「教養娯楽費」，通学用カバンは「被服費」，勉強机は「住居費」といったぐわいに他の項目に分散しているため，教育扶助基準と対応する教育費支出ということになれば，独自に集計せざるを得ない。Ａケースの家計簿から教育にかゝわる品目を用途に応じて抜き出したものが第６表である。この場合の分類項目は文部省が実施している「父兄が支出した教育費」調査を参考にした。

長男の「学校教育費」の総額は277,769円（たゞし10月分は除く，以下この項は同じ）である。このなかには札幌市外の私立高校へ受験するための費用，入学金，高校通学のための学生服，カバンの購入費も含んでいる。従って中学教育に要した総額は102,289円である。給食費以外の支出で大きいものは，実習材料費にふくまれているスキー授業関係物品購入費の41,400円である。参考書や問題集など家庭学習用の教材費が10,000円弱，修学旅行費は免除されているため支出されていないが，その準備費や学生服のカラーの購入やクリーニング代が，「その他の教育費」として16,000円あまりが支出されている。

これらの支出に対応する教育扶助費の長男にかゝわるものをひろい出すと，基準額20,680円，教材費25,170円（うちスキー購入費分22,400円），給食費42,396円，計88,446円である。

高校進学にかゝわる費用を除いた「学校教育費」と比較しても12,000円ほど不足している。実際に支出した教育費のそれぞれの段階を100とした教育扶助の比率は第６表下段に算出したとうり70％にも満たないが，このうえ，高校進学のため別に180,000円余が現実に支出されていることに注意すべきである。この点はのちに触れるが，教材費とりわけスキー購入費について一言コメントするならば，基準額22,400円は，スキー一式の購入費としてもやゝ不足するばかりか，ヤッケ，ズボンなど付随する費用が全く見込まれていないという点で不十分さをまぬがれない。

次男の支出に関しても，長男の場合と同様の傾向が指摘できる。

なお月別に教育費の各々が消費支出に占める割合を示せば第７表のとおりである。

被　服　費

個別に着用する衣類に関する支出をまとめると，第８表のとおりである。子供の学校用の被服は教育費に入れたのでここではふく。長男，次男の支出で目立つのはジャンパーくらいで，あとは下着，靴下など日常的に消費されるものの補充が大部分である。

母親は'75.４～６月まで入院していたため病院用の衣類が全体の半分を占めている。世帯主は，スーツ材料代として，4,330円を支出しているが，これは長男の中学卒業式用に自作する材料費である。この他にはストッキング以外，この１年間購入していない。

被服費に関しては，日常的に消耗するものの補充が主であるが，入院というような事態があるとど

第6表　用途分類別年間教育費支出額と教育扶助基準額の比較（Aケースの場合）

教育費支出項目	長男（中学3年生）分		次男（中1）分	備　考
	支出額	うち高校進学費用		
<学校教育費>				
教科書費	3,680	(3,680)	0	
教科書以外の図書費	3,720		4,130	ワーク・ブック
学用品費	2,243		3,940	習字・製図具
実験，実習材料費	48,540		21,320	スキー用具
教科外活動費	1,260		6,310	部活動費
保健，衛生費	0		0	
交通費	0		0	
通学用費	33,810	(31,300)	1,130	長男の学生服カバン
その他直接支出金	1,400		830	
給食費	42,396		39,121	
学校納付金	140,720	(140,500)	220	PTA，入学金
小計(a)	277,769		77,001	
A高校進学費用を除いた(a)	102,289		77,001	
<家庭教育費>				
物品費	405		255	
図書費	7,570		3,080	参考書
塾費	2,000		0	
その他	0		0	
小計(b)	9,975		3,335	
B高校進学費用を除いた(b)	9,975		3,335	
<その他の教育費>				
学生服クリーニング	1,600		690	
学用品購入交通費	150		150	
修学旅行関連	14,535			修学旅行用品
実習関連			2,520	登山実習費
高校受験関連	3,590	(3,590)		謄本代，交通費等
小計(c)	19,875		3,360	
C高校進学費用を除いた(c)	16,285		3,360	
合計(d)	307,619	179,070	83,696	
D高校進学費用を除いた(d)	128,549		83,696	
E教育扶助基準年間TOTAL	88,446		68,771	
E／A×100	86.5		89.1	
E／A＋B×100	78.8		85.6	
E／D×100	68.8		82.2	
E／(d)×100	28.8		82.2	

第7表　教育費の消費支出に占める割合（Aケースの場合）

	消費支出に占める割合			
	学校教育費A	家庭教育費B	その他教育費C	A＋B＋C
50. 4	22. 1	6. 0	0. 8	28. 9
5	11. 1		11. 8	22. 9
6	10. 5		0. 7	11. 2
7	9. 3		3. 3	12. 6
8	16. 2	1. 8	1. 2	19. 2
9	10. 1	0. 5		10. 6
10	—	—	—	—
11	7. 5	1. 0		8. 5
12	28. 6	1. 0		29. 6
51. 1	21. 2		0. 7	21. 9
2	15. 6		2. 9	18. 5
3	63. 0			63. 0
計	24. 8	0. 8	1. 6	27. 2
3月を除いた割合				18. 8

第8表　年間の個別被服購入状況（Aケースの場合）

衣類品目	長男		次男		祖母		世帯主	
	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額
ジャンパー	1	6, 800	1	5, 800				
Tシャツ	1	500	1	500				
セーター	1	980	2	1, 960	1	2, 300		
ズボン，Gパン	2	2, 960	2	2, 630	1	1, 500		
靴	1	1, 980	1	1, 780	2	4, 380	1	1, 500
手袋	1	1, 000	1	1, 000			1	580
パジャマ	1	1, 150	1	1, 150	2	2, 980		
下着	8	3, 130	5	2, 390	2	2, 030		
靴下	6	1, 160	6	1, 160	5	1, 320	8	1, 600
海水パンツ			1	1, 500				
ブラウス					1	980		
スーツ（材料代）								4, 330
茶羽織					1	1, 960		
手拭					4	480		
サンダル							1	580
合計	—	19, 660	—	19, 870	—	17, 930	—	8, 590

うしても余分な支出が強制されるようにみえる。

保健・医療費

被保護世帯では，医療費に関しては，医療扶助の適用をうけることによって全く本人が支払わなくてよいしくみになっているが，この世帯の場合，年間32,600円支出している。主なものとしては，長男の近視用眼鏡の購入費 23,000 円があり，その他には感冒薬，きず薬，湿布薬など常備薬類の購入である。医療に医療扶助が対応しているといっても，この程度の支出のあることは留意すべき点である。なお眼鏡は治療材料として給付されるが，本ケースの場合，自費購入をしている。理容衛生費についてみると，散髪は長男が年4回，次男が3回，世帯主が卒業式前日にパーマ代を支出している。入浴回数は10月を除く11ケ月間の支払回数延150回，市から年間1人当り12回分支給される風呂券による利用延回数48回，計約200回で1人1ケ月平均にすると5回弱であった。家計簿によれば，子供だけで入浴する場合が月2回の割であるから，世帯主と母の回数は，月平均3～4回ということになる。

教養娯楽費・交際費

教養娯楽費の大部分は教育費によって占められるが，この他では新聞購読料と，毎月7日の命日に支出される読経料 1,000 円がすべてである。交際費も大部分子供の友達との往来に関する費用であるが，7月の 12,500 円は母親の退院に際しての医師や看護婦へのお礼の品物の購入費であった。

2）被保護世帯の家計の構造

Aケースの消費のなかみの検討をつうじて，被保護世帯の家計の構造について考察する。前出の，第2表にもどって，1消費単位当りの支出額をみていただきたい。まず食料費，Aケースは総世帯中でも，学校就学段階別にみてもとりたてて食料費を節約しているとは思われない。このことは，支出額の比較だけからみれば，被保護世帯全体は，かなり栄養上から問題のある食事をしているということになる。またここで注目しなければならないことは，高校生のいる世帯の食料費支出が目立ってすくないことである。それは高令世帯の支出水準とほぼ同じである。高校生のいる世帯が老人と同じ食料費の水準でよいはずはなく，これはあきらかに教育費 － この表では雑費に含まれてしまっているが － によって圧縮されているとみざるを得ない。

次に住居費，被保護世帯の場合，住居費は，一定限度まで住宅扶助が全額カバーするため，住居費の支出の大きさが，他の品目に直接影響を与えるということはすくないと考えられる。ただしそれは，住宅費が住宅扶助基準限度額内の場合である。実家賃が住宅扶助基準を超えると，その超過分だけ確実に消費支出のどこかで節約を余儀なくされる。

第9表　住居形態別実家賃の住宅扶助基準との比較

1977. 札幌市

種別＼家賃		0		住宅扶助基準内		基準超過①		計	
自家		(65.4)	426	(34.6)	225	(0)	0	(100.0)	651
二種公営等		(0.5)	9	(99.5)	1,642	(0)	0	(100.0)	1,651
借家・借間		(4.5)	418	(84.9)	7,964	(10.6)	998	(100.0)	9,380
内訳	1～4人	(4.5)	399	(85.9)	7,699	(9.6)	860	(100.0)	8,958
	5人以上	(4.5)	19	(62.8)	265	(32.7)	130	(100.0)	422
その他		(100.0)	2,727	(0)	0	(0)	0	(100.0)	2,727
合計		(24.8)	3,580	(68.2)	9,831	(6.9)	998	(100.0)	14,409

表注① 基準超過とは，6人家族以内では29,600円以上，7人家族以上では35.500円以上をいう。

この表は，1979年の全国一斉調査札幌市集計分を参考にして作成した。

第９表は住宅の種別に実家賃が住宅扶助基準内かどうかをまとめたものであるが，札幌市全体では，基準を超過している世帯は 4.2％にすぎないが，借家，借間に入居している被保護世帯の12％が住宅扶助基準（最高限度額）を上回っており，とくに５人以上の世帯では37％の高率に達する。家計調査の対象世帯には見当らなかったが，基準額を１～２万円以上も上回る場合その生活は重大な危機にひんしていると考えなければならない。

光熱費は一般に社会的強制費で圧縮が困難と考えられているが，家計に占める光熱費の割合が相対的に高い北海道のような地域では，多少とも節約可能な費目であるかもしれない。世帯類型によって，かなり巾があるし，Ａケースのように冬期薪炭費を節約して教育費に回すという場合もある。乳幼児世帯の光熱費が目立って大きいのは，洗たく物の乾燥との関係があるが，子供が寒さをがまんできる段階になると，かなり積極的に削られる費用のようである。

被服費は高令世帯でその他の世帯の半分以下の支出にとゞまっているが，これはのび盛りの子供がいなければ，被服に関してはほとんど補充もしないということであろう。

Ａケースは他の世帯とくらべてやゝおゝ目の支出になっているが，それは母親の入院や，長男の高校用学生服の購入といったいわば特別の出費があったからであり，日常の被服はほとんど購入していないから，それと比較しても他のケースの衣生活はいかに質素か想像にかたくない。雑費の中心は言うまでもなく教育費である。

そのことは，世帯類型別の雑費の支出額をみてもわかるが，学校就学段階別にみると，一層はっきりする。小学から中学，中学から高校と就学段階がたかまるにつれて雑費の割合がたかまり，ほぼその分食料費が圧縮されている。光熱費，被服費の割合もわずかながら少さくなるが，食費ほどではない。

被保護世帯のように決められた枠内での消費生活にあっては，子供の就学段階，教育費支出の多寡が，他の品目の割合を決める上で重要な役割を担っている。Ａケースの場合のように光熱費も積極的に節約される。

第10表　高　校　進　学　状　況　　（札幌市）

	常住者				生活保護者			
	50. 5. 1		53. 5. 1		50. 7. 1		54. 7. 1	
15～17才人口	100.0	43,152	100.0	47,217	100.0	751	100.0	1,330
高校在学者	98.7 (100.0)	42,604	97.3 (100.0)	45,948	75.4 (100.0)	566	75.6 (100.0)	1,006
公立	(42.1)	17,950	(48.4)	22,237	(38.3)	217	(41.2)	414
私立	(51.7)	22,018	(46.6)	21,413	(48.2)	273	(46.4)	467
定時制	(6.2)	2,636	(5.0)	2,298	(13.4)	76	(12.4)	125

出典　札幌市厚生局「昭和54年度　生活保護の現況」

以上の点と関連して，札幌市における生活保護世帯の高校進学状況をみると第10表のとおりである。54年７月段階で，生活保護世帯の高校進学率は 75.6 ％であるが，その46％がＡケースの場合と同様，私立高校への進学である点に注意する必要がある。生活困窮世帯の方が，教育費の高い私立高校への進学の比率が高いことは，家計を一層圧迫するという面からも重視しなければなるまい。

以上被保護世帯の生活実態を概観したが，生活保護基準の枠は，被保護者をして非常に窮屈な状態におしこめていることが理解でき，総体としては非稼働世帯の生理的生存を維持する水準に近いと言いうる。「近い」という表現を用いたのは，現行の基準でさえ見てとうりであるから，生活保護発足

当時の基準は，かなり生存水準を割りこんでいたかもしれないという意味をこめている。

4　低所得層の範囲

「公的な貧乏線」による生活水準は，前項で考察したとうりであるが，こんにちの貧困・低所得層を測定する尺度としてこの生活保護基準をどのように用いるかについてここでは検討する。

ある世帯の所得を調査して，その所得が世帯の生活保護基準以下である場合，その世帯はまさに貧困の中にあると判断してよいであろう。しかし貧困低所得層をこれだけに限定するというのでは不十分である。

前項でも指摘したが，現在最低生活の内容のうち，生活保護基準であらわされるものはその一部分であり，現物給付や裁量によって容認される生活の巾を考慮すると，被保護世帯の消費生活の規模は，生活保護基準で表現されたものよりかなりふくらんだものになるといえる。それを計量することはたやすくないが，一応被保護世帯の家計における収支状況などから判断しなければならないだろう。そうであるとすれば，問題は生活保護基準のなん割増しぐらいのところまでを「低所得層」の範囲にす

第11表　家計調査世帯の

世帯構成	人員	稼働者	世帯類型	子供就学	年間最低生活費
1. m77, f71	2	0	老人	0	986, 470
2. f45, f67, m14, m12	4	0	母子	中，小	1, 646, 910
3. m72, f69	2	0	老人	0	799, 070
4. f37, f1	2	0	母子	0	840, 390
5. m75, f64	2	家内 1	老人	0	788, 110
6. f34, f2	2	0	母子	0	796, 630
7. f40, f15, m9	3	常用 1	母子	中，小	1, 211, 670
8. m50, f47, m11	3	常用 1	その他	小	1, 013, 240
9. f39, f11, m7, f4	4	0	母子	小，小	1, 374, 230
10. f42, f18, m16, f13	4	常用 1	母子	高，中	1, 450, 155
11. f34, m13	2	常用 1	母子	中	948, 180
12. f29, f6	2	0	母子	0	848, 617
13. m39, f36, m12, f8	4	0	その他	中，小	1, 384, 741
14. f45, m17	2	家内 1	母子	高	695, 370
15. f27, m3, f2	3	0	母子	0	982, 820
16. f37, f6	2	0	母子	0	☆834, 740
17. f38, f13, f8	3	常用 1	母子	中，小	1, 157, 400
18. f39, f11, m10	3	常用 1	母子	小，小	1, 211, 790
19. f40, m13, m5	3	0	母子	中	1, 176, 834
20. f55, f15	2	家内 1	母子	高	781, 012
21. f50, f11	2	0	母子	中	881, 630
22. m50, f40, m17	3	0	その他	高	1, 337, 320
23. m64, f61	2	0	その他	0	☆674, 430
24. m31, f37, m6	3	0	その他	0	☆980, 680
25. m66, f61	2	常用 1	老人	0	☆656, 038

表注 1　黒は黒字の月で，赤は赤字の月　　2　☆は11ケ月記入世帯

るかということになる。

われわれは，低所得対策の対象を政策的に1.5倍と決めていることなども考慮すると，5割増し位が目安であろうという予測をしているが，そのことを被保護世帯家計の収支バランスを手がかりに検討したいと思う。

1）被保護世帯家計の収支バランス

まず家計調査原票から，世帯ごとの家族構成，世帯類型，就労者の有無，就労形態，子供の就学状況，月別の実収入額，月別の実支出額，月別の最低生活費額をぬきだし，分析することとした。

札幌市で行なった調査は30世帯あまりであるが，12ケ月（一部11ケ月）分の記入のある世帯は25ケースであり，この世帯を対象とすることとした，

第11表は世帯別の一覧である。

世帯類型別に，対象世帯の諸特徴をみると，第12表～第14表のとうりである。

対象世帯の64%が母子世帯で，16%が高令世帯，その他世帯は20%である。人数別にみると，過半数（13世帯）は2人世帯で，高令者世帯の全部，および母子世帯の半数が，ここに属している。

一 覧（1975年度　札幌市）

年間実収入	年間実支出	対最低生活費の 実収入指数	対最低生活費の 実支出指数	①黒：赤	月平均最低生活費	月平均実収入	月平均実支出
845, 959	777, 029	85. 8	78. 8	10: 2	82, 205	70, 496	64, 752
1, 653, 824	1, 561, 856	100. 4	94. 8	8: 4	137, 242	137, 818	130, 154
835, 090	523, 902	104. 5	65. 6	11: 1	66, 589	69, 590	43, 658
966, 655	826, 833	115. 0	98. 4	6: 6	70, 032	80, 554	68, 902
894, 324	856, 389	113. 5	108. 7	3: 9	65, 675	74, 527	71, 365
788, 380	517, 423	99. 0	65. 0	12: 0	66, 385	65, 698	43, 118
1, 139, 168	1, 236, 246	94. 0	102. 0	4: 8	100, 972	94, 930	103, 020
1, 253, 227	1, 255, 274	123. 7	123. 9	2:10	84, 436	104, 435	104, 606
1, 435, 780	1, 223, 750	104. 5	89. 0	8: 4	114, 519	119, 648	101, 979
1, 840, 225	1, 753, 984	126. 9	121. 0	2:10	120, 846	153, 352	146, 165
1, 073, 910	989, 437	113. 3	104. 4	3: 9	79, 015	89, 492	82, 453
966, 027	934, 404	113. 8	110. 1	4: 8	70, 718	80, 502	77, 867
1, 490, 896	1, 500, 352	107. 7	108. 3	1:11	115, 395	124, 241	125, 029
832, 930	841, 781	119. 8	121. 1	1:11	57, 947	69, 410	70, 148
1, 089, 268	1, 237, 893	110. 8	126. 0	② 6: 6	81, 901	90, 772	103, 157
763, 884	824, 338	91. 5	98. 8	☆ 8: 3	75, 885	69, 444	74, 939
1, 276, 990	1, 260, 143	110. 3	108. 9	4: 8	96, 450	106, 415	105, 011
1, 473, 036	1, 469, 965	121. 6	121. 3	2:10	100, 982	122, 753	122, 497
1, 176, 570	959, 084	100. 0	81. 5	11: 1	98, 069	98, 047	79, 923
1, 030, 678	1, 023, 930	132. 0	131. 1	1:11	65, 084	85, 889	85, 327
783, 540	590, 418	88. 9	67. 0	11: 1	73, 469	65, 295	49, 201
1, 509, 759	1, 628, 999	112. 9	121. 8	2:10	111, 443	125, 813	135, 749
691, 670	692, 000	102. 6	102. 6	☆ 2: 9	61, 311	62, 879	62, 909
1, 088, 497	1, 051, 591	110. 0	107. 2	☆ 4: 7	89, 152	98, 954	95, 599
736, 430	677, 293	112. 3	103. 2	☆ 1:10	59, 639	66, 948	61, 572

第12表　世帯類型別・世帯人員（家計調査世帯）

世帯類型＼世帯人員	2	3	4	計	
高　　令	4			4	16％
母　　子	8	5	3	16	64％
そ の 他	1	3	1	5	20％
計	13	8	4	25	100％

第13表　世帯類型別・主の就労形態（家計調査世帯）

世帯類型＼就労形態	常　用	家　内	不就労	計
高　　令	1	1	2	4
母　　子	5	2	9	16
そ の 他	1	0	4	5
計	7	3	15	25

第14表　世帯類型別・居住地区（家計調査世帯）

世帯類型＼居住地区	中　央	北	東	白　石	豊　平	南	西	計
令	3					1		4
母　　子	2	2	3	3	4	1	1	16
そ の 他		1	1	1	1		1	5
計	5	3	4	4	5	2	2	25

世帯内の就労状況についてみると，就労者のいない世帯が，全体の60％を占め，常用労働者のいる世帯が，28％である。母子世帯で常用労働者の含む割合が一番高いが，生活保護世帯を対象とした調査における，「常用労働者」という場合，たとえば牛乳配達のような形態もふくむ，広い用い方をしている。月に20日以上，継続して就労していると常用という範囲に入れていると考えてよい。「その他の世帯」5ケースのうち，就労者のいない世帯が4件を占めているが，その他世帯の大部分が，傷病障害世帯であることと関連している。地域的には，札幌市内のすべての区から抽出されている。

実収入と最低生活費

われわれは「低所得層」の測定基準を設定する目的で，被保護世帯の家計調査を分析するのであるから，まず初めに被保護世帯の生活保護基準＝最低生活費と実収入の関係について考察する。各世帯の月平均実収入と最低生活費をグラフ化すると，図1のとうりである。

理論的に考えれば，$y=x$の線の下にプロットされる世帯がでてくることはありえないのだが，実際には4世帯ある（ケース№7, 1, 16, 21）。つまり，月平均の実収入が，月平均の最低生活費を下回っている世帯である。生活保護をうけていない世帯であれば，このようなことはありうるが，現に保護をうけている世帯は，最低生活費が保障されているはずであるから，（最低生活費に足らない分は扶助費として支給され，家計上実収入としてあらわれてくる），年間をとうして実収入が

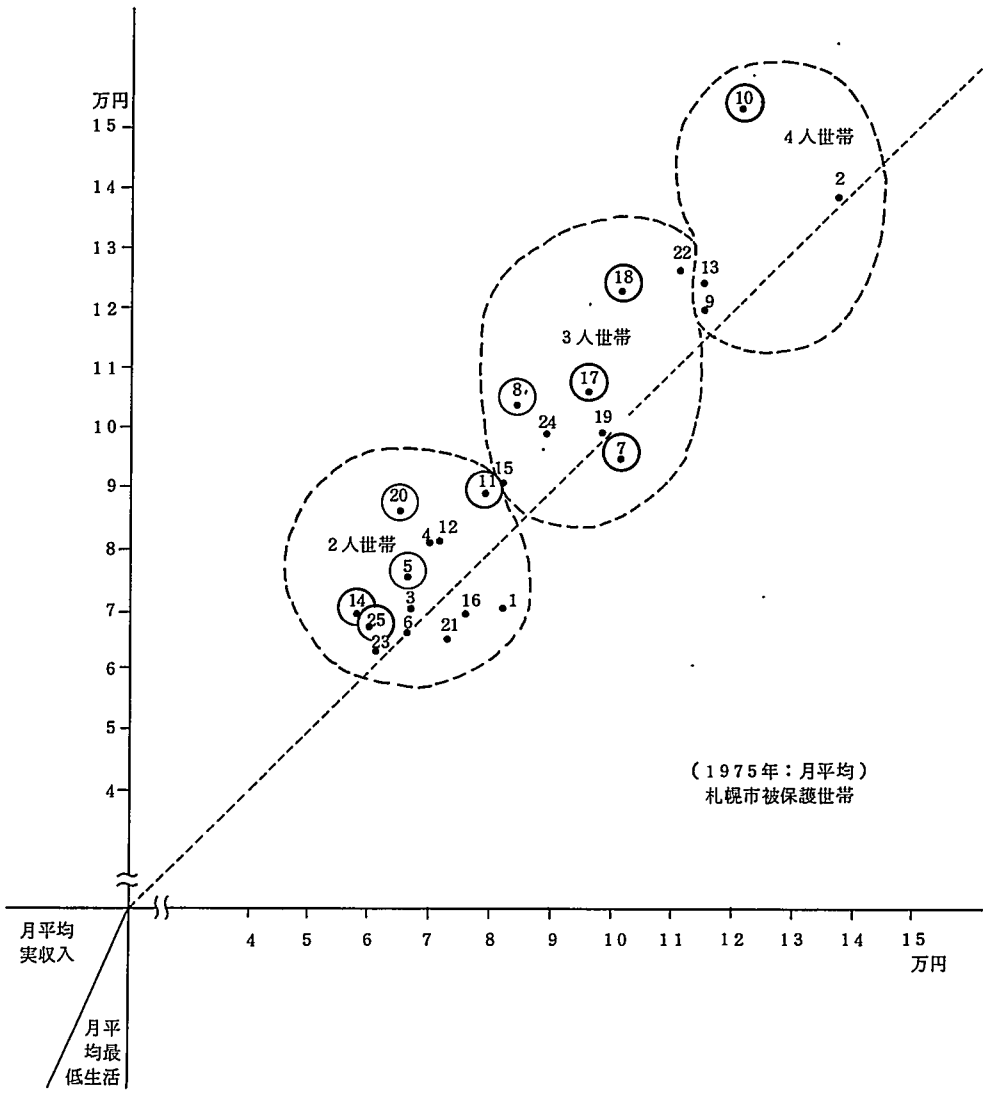

図１　最低生活費別の実収入の分布

最低生活費を下回るということは，生活保護が十全に機能していないということを意味する。この点は今後より詳細に分析する必要がある課題であるが，本論では問題の指摘にとゞめ，先にすゝむ。

25世帯のうち，先の４世帯を除けば，いずれも実収入が最低生活費を上回っていることが確認できる。つまり，生活保護世帯は，年間をとうして最低生活費と同額の実収入で生活をしているのではないということである。このことは，低所得層の測定にとって重要な事柄である。

そこで何故実収入が，最低生活費を上回るかというと，第１には，収入が稼働収入である場合，必要経費と基礎控除額を差引いて最低生活費に充当するという生活保護制度の運用の原則から，必然的に稼働者を含む世帯では，上回るという点が指摘できる。グラフ中の世帯№を○でかこんだものは，稼働者が含まれているケースである。

第２に考えられることは，実収入のなかに，収入認定の対象とならない収入がふくまれているということである。この点は，実際の家計簿において点検してみるとかなりの比重をしめていることがわかるが，次節で詳述することとする。

最低生活費と実収入がほとんど一致するというケースも，またまれである（№ 2, 19, 6）。これらのケースは，実収入の中味がすべて扶助費であるという場合が多い。

実収入と実支出

生活保護世帯の多くは，最低生活費以上の実収入を得ていることが前項で明らかになったが，それらの世帯の実際の生活 － とりわけ消費生活 － が，いかなるものであるかという点に関しては実収入と最低生活費の比較だけではほとんど意味がない。支出の側面からみる必要がある。

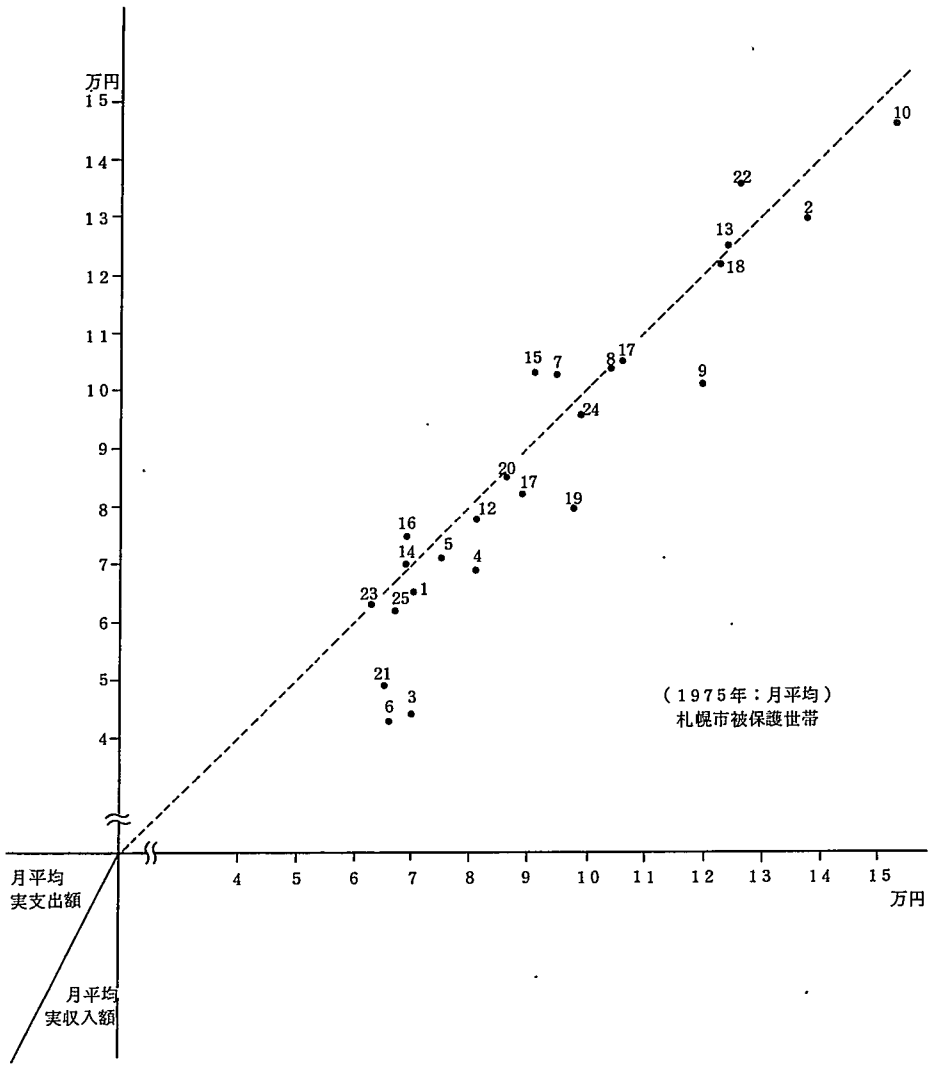

図２　実収入と実支出の分布

被保護世帯の月平均の実収入と実支出の相関グラフは，図２である。非常に厳密にプラスの相関がある。被保護世帯といえども「入るを計って出るを制する」という家計の原則が貫徹しているから，緊密な相関があってよいのだが，被保護世帯の家計をみる場合，生活保護基準という枠がはめられているという点に留意する必要がある。

生活保護の保障する水準は，必要にして最低限度の水準であるから，その水準ではかられた被保護世帯の実収入は，丁度その水準に見合う支出を行うことを期待している。つまり，最低生活費の枠内の生活とはいえ，その範囲内でどのように支出するかは，本来生活をしていく被保護者自身の問題であるはずであるのだが，実際には，その裁量の幅は狭いものである。

生活保護の実施に責任を負う福祉事務所は，平均して赤字のつゞく世帯 － （図２の場合16.22,

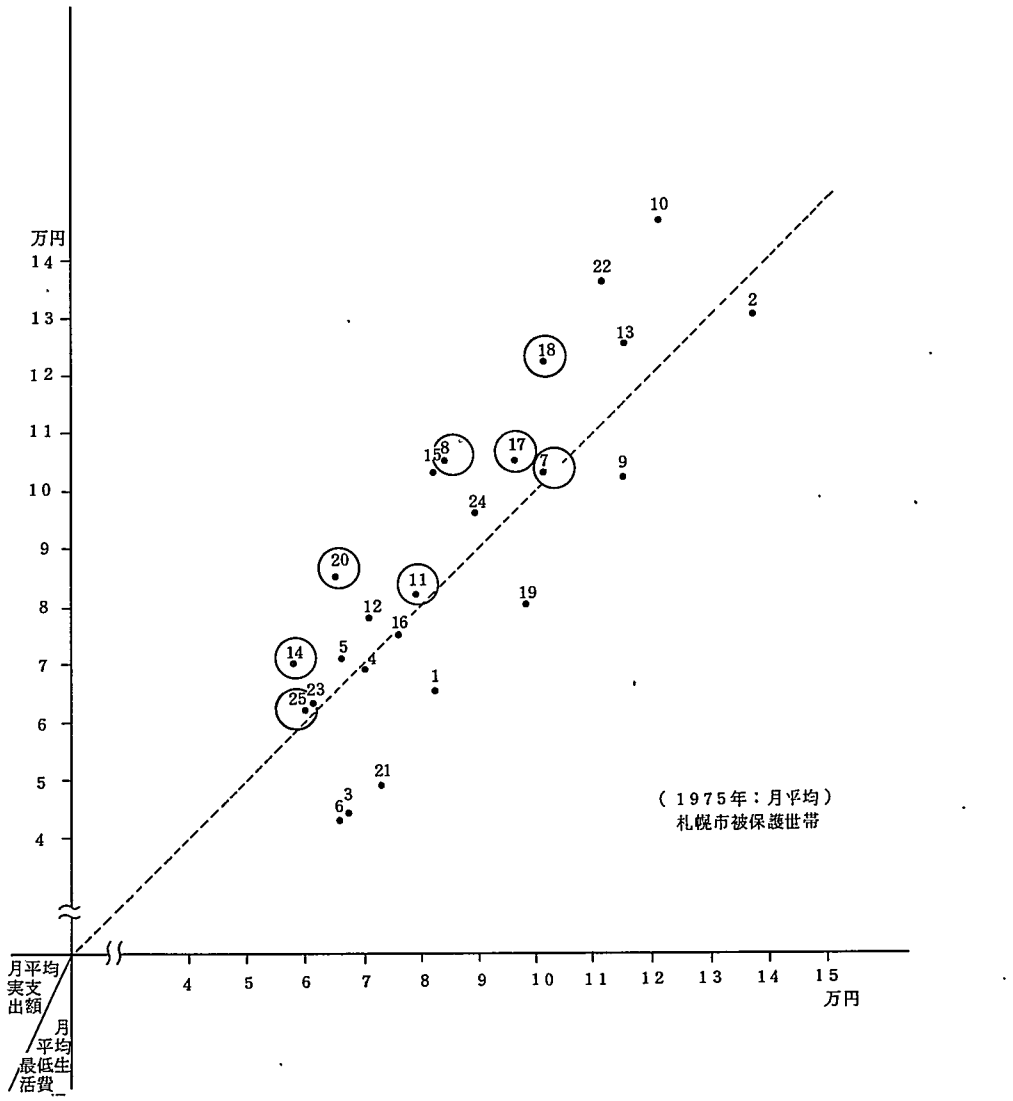

図３　最低生活費と実支出

7, 15, 16）は，最低生活水準をこえているという点で問題であるばかりでなく，その赤字分が累積していくほかない性格であるという点からも，〃生活指導〃を必要とするケースと考えるであろう。また逆に，ケースNo.3のように，実収入が7万円あるのに，実支出が，4万5千円ほどにとどまっているという場合も，放置しておけば生活保護が保障する水準の生活をなしえていないという点から，〃生活指導〃を考慮せざるを得ないであろう。このような点から，被保護世帯の収支の相関は，一般世帯のそれにくらべれば，ずっと高いものと思われる。

被保護世帯のうち，かなり多くの世帯は，実収入と実支出がほゞ一致するという，その意味でもゆとりのない生活をしているといえる。

実支出と最低生活費

図3のとうり，実支出が最低生活費を上回るケースが過半数を占めている。つまり，実際の消費生活の側面からみても，実収入のところで指摘した点 － すなわち，被保護世帯の多くは最低生活費を上回る収入を得，消費生活をしているということがあらためて確認できる。

実収入と実支出はかなり緊密な相関をしめしていたが，実支出と最低生活費の相関分布は，前2図に比較するとやゝ分散している。生活保護世帯の実際の消費生活は，最低生活費からはやゝ上下に分散しているということである。しかし，図1と同様に，稼働者を含む世帯は，全ケース，最低生活費を実支出が上回っている。これは，おそらく基礎控除に見合う分が，確実に支出に回っているということを意味するであろう。

実支出倍率別の諸特徴

被保護世帯の実支出が，最低生活費と比較して一定の幅をもっていることは明らかであるが、それがどの程度のものであるかを考慮するためには，実数より最低生活費を100とした指数でみる方が，便利である。

実支出と実収入の最低生活費に対する倍率別の分布は第15表のとうりである。実収入倍率より，実支出倍率の方が分散していることが，これによっても確認される。最低生活費を100として，60～140までの間に広く分散していることになる。

第15表　実支出指数別・実収入指数分布（家計調査世帯）

実支出指数別 ＼ 実収入指数別	60～80	80～100	100～120	120～140	140～	計
60～80		3	1			4
80～100		1	4			5
100～120		1	8			9
120～140			3	4		7
140～						
計		5	16	4		25

まず世帯人員別にみると（第16表）60～80という実支出の水準にとゞまっている世帯はすべて2人世帯であるが，その他の実支出倍率階級区分では，顕著な特徴はみい出せない。

次に世帯類型別にみると（第17表）夫婦と子供で構成されている世帯が5件のうち4ケースを占める「その他」世帯が，全部，100を超えているところに分布している。高令，母子，その他という類型

第16表　実支出指数別・世帯人員（家計調査世帯）

実支出指数 ＼ 世帯人員	2人	3人	4人	計
～60				
60～80	4			4
80～100	2	1	2	5
100～120	5	3	1	9
120～140	2	4	1	7
140～				
計	13	8	4	25

分けのなかで，最も一般世帯に近い形態は，「その他」世帯と考えられることを考慮するならば，これは注目すべき点である。

世帯内の就労状況別の分布をとると第18表のとうりである。常用，家内労働者とを問わず，就労者のいる世帯は，全部100を超えている。就労者のいない世帯では，100未満の世帯と以上の世帯の割合は，3：2と，前者の比率が大きい。

小，中，高の在学児童生徒の状況別に分布をとったものが，第19表である。あまりはっきりした傾向は指摘できないが，120～140に分布する世帯の7件のうち6件までが，在学児童のいる世帯である点がやゝ特徴的である。そこで，高校生の有無別にみると，高校生のいる世帯全部が120～140にふくまれていることがわかる。（第20表）

以上の結果にもとづいて，次の2つの側面から検討する。

第1には，一般世帯と被保護世帯の世帯構成のちがいについて。とりわけ有業者がいることのちがいが，生活保護基準では勤労控除のもつ意味として検討することになるのだが，－であり，第2には，被保護世帯の家計にはあらわれてこない消費－現物給付と諸経費の減免措置など－についての考察である。

第17表　実支出指数別・世帯類型
（家計調査世帯）

実支出指数＼世帯類型	高　令	母　子	その他	計
～ 60				
60 ～ 80	2	2		4
80 ～ 100		5		5
100 ～ 120	2	4	3	9
120 ～ 140		5	2	7
140 ～				
計	4	16	5	25

第18表　実支出指数別・主の就労形態
（家計調査世帯）

実支出指数＼就労形態	常　用	家　内	不就労	計
～ 60				
60 ～ 80			4	4
80 ～ 100			5	5
100 ～ 120	4	1	4	9
120 ～ 140	3	2	2	7
140 ～				
計	7	3	15	25

第19表　実支出指数別・就学児童数
（家計調査世帯）

実支出指数＼就学児童数	な　し	1	2	計
～ 60				
60 ～ 80	3	1		4
80 ～ 100	2	1	2	5
100 ～ 120	5	1	3	9
120 ～ 140	1	4	2	7
140 ～				
計	11	7	7	25

第20表　実支出指数別・高校生の有無
（家計調査世帯）

実支出指数＼高校生	あ　り	な　し	計
～ 60			
60 ～ 80		4	4
80 ～ 100		5	5
100 ～ 120		9	9
120 ～ 140	4	3	7
140 ～			
計	4	21	25

2）世帯構成のちがい

げんに生活保護を受給している世帯と，われわれが生活保護基準を尺度としてその所得を測定しようとする一般世帯では，その規模と構成がいちじるしく異なる。

第21表　被保護世帯と一般世帯の世帯人員別構成比の推移

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯人員
	被保護世帯							
								人
40年	100.0	39.0	19.0	14.0	12.0	8.2	7.8	2.60
45	100.0	50.0	20.8	11.9	8.8	4.9	3.8	2.11
46	100.0	52.3	20.8	11.2	8.0	4.4	3.3	2.03
47	100.0	53.0	20.9	11.0	7.7	4.1	3.2	2.01
48	100.0	53.9	21.2	10.7	7.4	3.9	3.0	1.97
49	100.0	55.4	21.0	10.3	7.0	3.6	2.7	1.93
50	100.0	55.6	21.1	10.3	6.9	3.5	2.6	1.91
51	100.0	55.9	20.4	10.4	7.1	3.6	2.6	1.92
52	100.0	55.6	20.3	10.6	7.2	3.6	2.6	1.92
53	100.0	55.2	20.4	10.9	7.4	3.6	2.6	1.93
	一般世帯							
40年	100.0	17.8	12.4	15.7	19.9	15.2	19.0	3.75
45	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.1	3.45
46	100.0	19.9	14.4	17.6	22.9	13.1	12.1	3.38
47	100.0	20.8	14.3	17.8	23.4	12.6	11.1	3.32
48	100.0	19.8	15.0	17.7	24.0	12.6	10.9	3.33
49	100.0	19.0	15.4	18.0	24.5	12.7	10.3	3.33
50	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	3.35
51	100.0	20.3	15.6	17.7	24.2	12.1	10.0	3.27
52	100.0	19.2	15.4	18.3	25.7	12.0	9.5	3.29
53	100.0	18.0	16.2	18.0	25.9	12.3	9.6	3.31

資料　「被保護者全国一斉調査」「厚生行政基礎調査」

まず世帯人員の比較をみると（第21表），被保護世帯にあっては，1人世帯が過半数をしめ2人世帯をくわえると75%に達するのに，一般世帯では1人ないし2人世帯は全体の3分の1のみである。また一般世帯では，4人以上の世帯がほゞ半数に達する。したがって平均世帯人員が被保護世帯では 1.93 人，一般世帯では 3.31 人であるが，実際には，被保護世帯では1人世帯が圧倒的で，一般世帯は4人以上の世帯が多いとみるべきである。

次に，世帯類型別の比較によれば，（第22表），被保護世帯では，高令者世帯，母子世帯，傷病・障害世帯が90%近くを占めるのに対し，一般世帯では，高令，母子に含まれない，その他世帯が90%を上回っている。一般世帯の「その他」世帯に関しては，その内訳はわからないが，被保護世帯の傷病・障害世帯が，それを理由に生活保護を受給せざるを得ないなど程度が重いのであるから，

そのような意味での傷病・障害世帯は一般世帯ではごく限られた部分であろうと想像される。

第21表と第22表をかさねあわせて言えることは，被保護世帯の場合，その世帯内に稼働能力を有する者がいちじるしく少ないであろうということである。労働力類型別に被保護世帯についてながめると（第23表），世帯のなかで，世帯主もしくは世帯員が働いている世帯は，20%強の状況である。他方一般世帯の場合，このような統計であらわすことは困難であるが，大部分世帯内に有業者（就労者）がいるであろうことは容易に想像される。そうすると有業者が世帯にいるかいないかが，生活保護基準にどのような変更をくわえるかということが，一般世帯を生活保護基準で測定する場合問われなければならない。

この問題を考える場合簡単に生活保護基準の組み立てを検討しておくことが必要であろう。最低生活費は在宅者の場合，生活扶助，住宅扶助，教育扶助および医療扶助から成っている。医療扶助が現物給付である他は，原則として現金給付の対象である。

生活扶助，住宅扶助，教育扶助の合算額で表現される最低生活費は，非稼働の世帯に見合ったものであり，稼働者がいる場合にその勤労にともなう追加的扶助はこのなかに含まれていない。稼働所得が

第22表　被保護世帯と一般世帯の世帯類型別構成比の推移

	総数	高齢者	母子	その他		
				総数	傷病障害	その他
被保護世帯						
40年	100.0	22.9	13.7	63.4	29.4	34.0
45	100.0	31.4	10.3	58.3	35.9	22.4
46	100.0	31.0	10.0	59.0	43.8	15.2
47	100.0	34.3	9.8	55.9	43.8	12.1
48	100.0	34.5	9.4	56.1	45.2	10.9
49	100.0	35.4	9.5	55.2	42.8	12.4
50	100.0	34.3	9.5	56.3	46.1	10.2
51	100.0	33.7	9.7	56.6	44.4	12.2
52	100.0	32.1	10.7	57.2	44.9	12.3
53	100.0	33.0	11.1	55.9	43.3	12.6
一般世帯						
40年	100.0	3.1	1.3	95.6	—	—
45	100.0	4.0	1.2	94.8	—	—
46	100.0	4.4	1.2	94.4	—	—
47	100.0	4.3	1.1	94.6	—	—
48	100.0	4.7	1.1	94.2	—	—
49	100.0	4.6	1.2	94.2	—	—
50	100.0	4.9	1.1	93.9	—	—
51	100.0	5.5	1.2	93.3	—	—
52	100.0	5.6	1.2	93.3	—	—
53	100.0	5.9	1.1	93.0	—	—
世帯保護率（‰）						
40年	23.2	173.5	248.2	15.5	—	—
45	21.1	165.2	175.9	13.0	—	—
46	20.7	145.3	175.4	13.0	—	—
47	21.0	167.0	180.4	12.5	—	—
48	20.8	152.8	176.2	12.4	—	—
49	20.1	153.2	163.3	11.8	—	—
50	20.7	144.1	173.5	12.4	—	—
51	19.9	121.6	161.4	12.1	—	—
52	20.2	116.4	180.7	12.4	—	—
53	20.7	116.1	200.4	12.4	—	—

資料　「被保護者全国一斉調査」「厚生行政基礎調査」

第23表　被保護世帯数の労働力類型

	総数	世帯主が働いている世帯					世帯員が働いている世帯	働いている者のいない世帯
		総数	常用	日雇	内職	その他		
昭和35年度	100.0	39.1	5.3	13.5	6.1	14.2	16.0	44.8
40	100.0	33.3	5.7	11.2	4.0	12.4	14.0	52.6
45	100.0	23.1	5.1	6.5	2.9	8.5	10.6	66.4
50	100.0	15.5	4.2	3.9	2.2	5.2	7.3	77.2
51	100.0	15.1	4.4	3.7	2.1	4.9	7.0	77.9
52	100.0	14.9	4.7	3.6	2.0	4.6	6.9	78.2
53	100.0	14.9	5.0	3.6	1.9	4.4	6.8	78.3

資料：統計情報部「社会福祉行政業務報告」

ある場合には，その所得から勤労控除として一定部分を差し引くことによって，ちょうどその差引き分に相当する額を最低生活費につけくわえるという措置がとられる。

稼働所得のある世帯の扶助支給額の算定方法を数式であらわすと次の通りである。

A－（Ⅰ－B）＝C

ただし，Aは世帯の最低生活費
Ⅰは稼働所得
Bは勤労控除
Cは支給される扶助額
A＜Ⅰ－Bの場合，扶助は支給されない。

したがってこの場合，世帯の実際の最低生活水準を構成するC＋Ⅰは，A＋Bに一致することになる。

第24表　勤労控除

（1980年4月現在・1級地）

	基礎控除		
100％ 21日以上	(1)の職種 14,820	(2)の職種 19,740	(3)の職種 24,850
80％ 16日～20日	11,856	15,792	19,880
60％ 11日～15日	8,892	11,844	14,910
40％ 10日以内	5,928	7,896	9,940

未成年者控除	9,400
新規就労者控除	6,000
特別控除	101,100
〃 1.3倍	131,430

次に勤労控除を1980年4月時点でみておくことにする。（第24表）。勤労控除は，基礎控除とその他の控除にわかれているが，その他の控除のうち特別控除以外は特殊な需要に応ずるものなので，ここでは基礎控除と特別控除についてのみ述べる。

基礎控除は，(1)～(3)の職種別に稼働日数の多寡で変化する性格をもつ。(1)～(3)の職種は大雑把にいって(1)の職は軽作業，(2)は中位の労働を必要とする職種，(3)は重労働作業である。

特別控除は年間1回ないし数回に分割して臨時的稼働所得（主として期末手当であるが，自営業や内職の場合は12回に分割して毎月控除）があった場合適用するものである。

これらの勤労控除を含む最低生活費（これを一般に「最低生活保障水準」と呼ぶ）が，それを含まないものに対してどれ位の割合であるかということをモデルの世帯についてみることとする。（第25表）

標準4人世帯の1980年4月1日現在の最低生活保障水準の，最低生活基準に対する指数は111であり，11％ふくらんでいることを示している。

第25表　モデル世帯の最低生活基準と最低生活保障水準の割合

世帯のモデル / 最低生活基準等	標準4人世帯（35才男，30才女，9才男，4才女）		老人1人世帯（68才男）	
	月額（1980.4.1）	月平均（1980年度・平均）	月額	月平均
生活扶助	122,960	139,702	59,230	68,562
住宅〃	9,000	9,000	9,000	9,000
教育〃	4,140	4,140	—	—
(A)最低生活基準	136,100	152,842	68,230	77,562
(B)勤労控除	14,820	25,773	14,820	25,773
（A＋B）最低生活保障水準	150,920	178,615	83,050	103,335
A＋B／A	(111)	(117)	(122)	(133)
(A)	136,100	152,842		
(B)×1.5	22,230	38,660		
(A)＋（B×1.5）	158,330	191,502		
(A)＋（B×1.5）／A	(116)	(125)		

ところで札幌市のような寒冷地の場合，冬期に加算される生活扶助基準が無視できないから年度平均月額でみると，最低生活基準は152,842円となる。これと対応させて勤労控除に関しても特別控除の月割分を加算して最低生活保障水準を算出すると178,615円となり，指数は117と若干上昇する。

参考までに生活保護世帯の半数を占める単身世帯のモデルでみると，その指数は月額の場合122，月平均額でみると実に133になることがわかる。

ところで，生活保護を受給していない一般階層にあって，もし仮りに標準4人世帯のモデルのような世帯であったとすれば，その世帯の有業人員はどれほどであるかということが，勤労控除を上積みした最低生活保障水準の指数をみる上で重要であろう。

いま1975年の家計調査によれば，全勤労世帯の世帯人員は3.96人（全都市）であり，有業人員は1.54人であるから，標準4人世帯の有業人員を1.5人として勤労控除に乗じて指数をもとめると，月額で116，月平均額で125になることになる。

つまり，有業者の含まれている一般世帯にあっては，勤労控除という問題を折りこんだだけで最低生活基準の110～120ぐらいの水準にあったとしても，それは実際に生活保護を受給している世帯の生活水準と全くかわらないということが言える。

しかも以上のことは世帯モデルを前提とした考察であって，実際の世帯の場合はもっと指数が上昇するのである。1973年におこなった札幌市における生活実態調査の際，[注6]世帯人員別に世帯の最低生活基準と最低生活保障水準を算出しその平均値を求めたところ，第26表のとうりであり，前者を100とした場合の後者は130前後に分布していることが判明した。このことは，一般世帯にあっては有業人員が4人世帯に対して1.5人より実際には多いということ，および，持家率が高く住宅扶助が計上されないために，最低生活基準がモデル世帯に比較して低くなることなどが影響しているものと考えられる。

以上が被保護世帯と一般世帯の世帯構成上の差異点にもとずく「低所得層」の範囲を決める場合留意すべき事項であるが，ここでの結論は，生活保護基準を最低30%ふくらませる必要があるということである。

第26表　世帯員数別最低生活基準と最低生活水準の比較（全世帯平均）

保護費 ＼ 世帯人員	仮定保護費 A 最低生活基準（勤労控除を除いたもの）	仮定保護費 B 最低生活保障水準（勤労控除を含めたもの）	B／A×100
1　人	34,039円	44,696円	131
2　人	48,406	65,172	135
3　人	59,719	80,130	134
4　人	73,324	94,699	129
5　人	82,061	113,217	138
6　人	98,807	126,860	128
7　人	110,612	147,084	133
8　人	127,802	177,616	139

高山武志著「大都市における低所得層の調査」（1975. 3）より

3）現物給付および諸経費減免措置分の金銭的価値

次に被保護世帯と一般世帯の消費生活の形態からみて最も異なる点は，一般世帯の場合，諸サービスの享受や信用を基盤とした利益といった「無形の利益」がないわけではないが，すくなくとも家計としてあらわれる消費生活は原則として，現金の収支によって成立しているのに対して，被保護世帯の場合，現物による給付や無料の利益の享受といった部分がかなりあって成立している点である。

もし厳密に家計を記録しようとすれば，これら現物給付や無料となった諸経費は現金に換算しなければならないが，現実にはそれは不可能である。

現物給付の典型である医療扶助を例にとって説明すると，被保護者が病気で医療機関に受診する場合，福祉事務所で医療券の交付を受け，それを指定された医療機関の窓口へもっていって受診することになる。診療や検査，投薬はすべて医師の手をつうじて現物で給付される。本人は医療費が現金に換算すればいくらに相当するかは当面わからない。もちろん他の保険診療の場合もそのこと自体同じであるが，一部自己負担金として保険診療の場合徴収される分も，被保護者の場合には現物給付のなかにふくまれてしまうから，医療費は原則として被保護世帯の家計には全くあらわれてこないのである。[注7]

また被保護世帯であるために支払いが免除されるものの例としてＮＨＫの受信料があるが，これも一般世帯では大部分が契約をして家計から支出しているのに，被保護世帯の場合は免除された分だけ現金に換算して家計に計上するということはない。

このように現物給付や諸経費の減免分は，被保護世帯の実際の消費生活の内容を最低生活基準より上回ったものにしているとみなければならない。そしてそのふくらんだ部分は，最低生活基準対比でみるとどの位のものであるかということは「低所得層」を測定する基準の目安として，当然考慮されねばならない。

そこで先に示した標準４人世帯をモデルにして，現物給付と諸経費の減免措置分の金銭的価値について検討する。

前述の医療扶助のほかにも出産扶助，葬祭扶助，一時扶助のうち衣類，寝具，配電設備，住宅維持費等は現物で支給される場合が多い。しかし医療扶助以外は非経常的支出であるため，ここでの検討の対象から除外する。

医療扶助の範囲は，診療，調剤，治療材料（めがねなど），施術，看護，移送はもちろん，入院費や看護者の寝具まで含まれている。国民皆保険を建前としているわが国では，一般世帯の場合もこれらの医療はなんらかの健康保険によってカバーされるわけであるから，これらの費用の総額が家計支出としてでてくるわけではないが，一部自己負担額は医療費支出として計上されることとなる。これを推定するのはむずかしいが，一応国民1人当り医療費75,100円（1977年度）に人員を乗じ，その3割（国民健康保険加入者を想定して）を自己負担分とすると，3年前でさえ年間90,120円に達していたことになる。

その他に地方自治体が実施している現物給付では，灯油券，ゴミ収集用ポリ袋引換券，公衆浴場利用券といったものがある。浴場利用券だけとりあげても，年間1人12回分であるから4人世帯の場合月間4回分に相当し，600～800円位の金銭価値になる。

次に被保護世帯を対象とした国や地方自治体，公共企業体等の実施している減免や無料化の措置がとられているものだけでも，①租税とりわけ住民税，②住民票などの公共手数料，③国民健康保険料，④国民年金保険料，⑤交通災害共済掛金，⑥保育料および各種福祉施設利用料，⑦NHK受信料，⑧公共事業利用料とりわけ上下水道料，公営交通運賃の一部免除など多岐にわたっている。

これらの費用の支払いは，想定する世帯の生活水準によってずいぶん変るが，標準4人世帯でかつ住民税均等割のみの低所得世帯の場合，月額どれ位支払っているかを試算したものが，第27表である。これは標準4人世帯の最低生活基準に対して約15%に相当することになる。

先に示した勤労控除とこれら現物給付等の現金換算分を最低生活基準に上積みすると，最低に見積っても30%の上昇であり，やゝ高めに見れば50%である。つまり被保護世帯の消費生活の実態は，最低生活基準の1.3倍から1.5倍ぐらいの水準にあるということになる。

だから「低所得層」を把握する水準として，最低生活基準の倍率をどの範囲まで拡げるかという点もおのづと明らかになってくる。

第27表　生活保護世帯で減免される諸経費の一覧

（札幌市の場合）

	年　額	月平均	備　考
住民税均等割額	2,500	208	札幌市民税・道民税均等割額
国民健康保険料	42,200	3,516	保険基本料4人分のみ
医療費一部自己負担	90,120	7,510	（本稿参照たゞし1977年度平均）
国民年金保険料	—	3,770	定額1人のみ加入として
交通災害共済掛金	1,460	(121)	55.10.1現在　自治体により減免措置が異なる
NHK受信料		880	カラー契約料
水道料		—	
下水道料		900	水洗下地域の使用料の平均
ゴミ収集ポリ袋		—	
公衆浴場入浴料		600	料金値上げの年に限る
保育料		1,600	住民税均等割世帯の3才児料金
(T)　計	—	19,105	
(A) 最低生活基準		136,100	第25表参照
(T)／(A)		14.0%	

われわれは，1.3倍から1.5倍の巾のどこをとってもよいと考えているが，一応中間的な水準として1.4倍を「低所得層」の範囲と考えた。したがってこれは厳密にそうでなければならないというものではなく，「貧困，低所得」を測定する当面の目安であり，その内容は被保護世帯の生活実態とほゞ同等水準であることを強調しておきたいと思う。

5 測定単位

1) 所得単位

○所得単位としての「世帯」

生活保護基準を尺度として「低所得層」を測定する際に次に問題となるのは，「低所得層」を，構成している「所得を共有する単位」をどのように定めるかという点にある。

この場合言うまでもなく「低所得」なる概念を用いて，国民生活の状態を知ることにあるわけであるから，所得の大きさは消費の大きさとほぼみあったものであるということが予定されている。もちろん所得が大きくともつゝましい消費生活を営んでいるという例もないわけではないが，すくなくとも所得が低い場合には，消費生活の水準も低いであろうということを前提にして所得の測定をすることは容認されるであろう。だからいちおう「所得を共有する単位」は，「消費を共同で行なう範囲」として考えられる。

以上の点を前提とするならば，おのずと所得単位は，消費を共同で行なう最少範囲である「世帯」を単位としてみるのが至当であろう。

つまりある世帯の所得水準を測定する場合その世帯員のすべての所得を把握し，その世帯の最低生活基準たる生活保護基準の尺度をあてることになる。その世帯が全体として低所得＝低消費であるかどうかを測定することになる。

ところで所得を測定する単位として「世帯」を用いることに関して，派生する問題がある点に留意する必要がある。

「世帯」をかりに生活保護法の規定にしたがい「同一居住，同一生計」を営なむ単位としてみた場合，その世帯における所得水準と消費水準がほぼ等しいものとみることができるかどうかという点は検討しなければならない。

こんにちでは1世帯で1人だけ働いている，いわば生計心中者1人だけの世帯は世帯全体の半分程度であり，いわゆる多就労世帯が多くなっているであろう。世帯員の多くが就労して所得を得ている場合，その所得取得者の世帯における位置によって，共同の消費へ回る部分は変化すると考えられる。すなわち，雇用労働者世帯の場合には，まさに1世帯に複数の雇用労働者がいれば，その1人1人の所得は，その取得者の位置によって，共同の消費へ回る部分に変化をもたらすと考えられるが，その世帯が自営業層に属している場合，複数の就業者の所得は一応自業所得として一括して把握され，共同の消費に回る部分もそれに対応していると考えられる。たゞし，今日の都市自営業層にあっては家族労働力がすべて自営業への就業にふりむけられるとは限らず，生計中心者は自営業に従事しているが，他の世帯員のあるものは雇用労働者として就労している場合がすくなくないから，事実上雇用労働者世帯と同様の傾向がみとめられる世帯が多いかもしれない。

世帯主1人に所得がある場合，および世帯主とその配偶者に所得がある共働き世帯の場合などは，その大都分が共同の消費に回るであろう。しかし，それ以外の，たとえば，子供や親に所得がある場合，その所得の大きさは，単純にその世帯の消費水準の拡大に連動しないかもしれない。

われわれは札幌調査の過程で，子供の所得は実際には月額10～15万円ほどであるが，家にいれるのは食費分として5万円だけであるといった事例にたびたび出合っている。このような事例の場合，

この調査においては世帯の所得としては，その子供の実際に得ている額をみこんでいるから所得水準は，消費の実態に比べれば，高い方に偏よることになる。つまり，生活保護基準の尺得で測定した所得階層をみる場合，多就労世帯では，ランクされた所得階層より実際の消費生活水準が下回ることがありうるということを留意すべきである。

2)「世帯」を単位とする場合の問題点

ところで，先にもふれた雇用労働者世帯にあっては，「同一居住，同一生計」をもって世帯と認定することが，所得単位として真に実情を解明しうる方策であるかという，より基本的な問題を考察しておく必要がある。

なぜならば，世帯の貧困を問題にする場合，「同一居住，同一生計」にある者全てを世帯構成員とみなし，その所得の総体をもって最低生活水準を維持しているか否かを測定するとてすれば，こうした世帯概念によって隠されてしまう貧困問題へのアプローテが困難になるのではないかという点にある。

例えば，世帯主と妻，結婚適令期の娘と中学生の子供により構成されている世帯を想定してみよう。世帯主は日雇労働者で就労が不安定でありしたがって所得も不安定である，娘は高校卒業後，大企業の事務員をしているとしよう。世帯主と娘の収入を合算すれば，最低生活費よりかなり上回り，平均的な生活水準が維持できるかもしれない。しかしこの世帯にそなわっている社会保障の水準は，娘を別にすれば，日雇健康保険か国民健康保険といった，フリンジ・ベネフイットのきわめて稀薄な，その意味では貧弱な保障でしかないだろう。またフローでは一定の水準をたもちえても，ストックに回る部分や，ストックにつながる信用，たとえば住宅確保のための融資を受けるための信用といったものはそなわっていないと考えていなければならない。

さらに娘が結婚をして他出すれば，この世帯の場合，低所得層へ編入される可能性は高い。

このような事例の場合，かのロウントリィーが解明したライフサイクルの上からすれば当然のことであり，そのような事態まで想定して「低所得層」の測定をしようとすれば，大方の雇用労働者世帯は「低所得層」になってしまうだろうという反論もあろう。しかし，いわゆる核家族化の進展のなかで，夫婦と未成熟の子供で構成される夫婦世帯が都市生活における世帯の中核的存在であることを勘案すれば，それ以外の世帯員，すなわち夫婦からみた親や，兄弟姉妹，および生産年令に達して就労している子供などは，いずれこの世帯と別の生計を営なむものとして，すくなくとも彼らの所得のなん割かは割引いて考えなければならないとも言える。

世帯の貧困を世帯員個別の貧困に解消することには問題があるが，夫婦および未成熟の子供の関係，（わが国では法的にこの関係を「生活保持義務関係」といっているが）を軸にしてみるということがあってもよいと思う。事実，わが国の生活保護制度にあたる英国の補足給付制度における救済の基礎単位は，生活保持義務関係にあるものの世帯を単位として認定しているのである。

同居しているかとか，単に生計をいつにしているかという範囲で貧困の実態を改善しようとすると，老人の貧困といった問題の場合，親族と別居していてかつ低所得の者しかでてこないという不合理のあることが指摘されている。

社会保障をはじめとする生活保障が真に有効に機能するためには，保障救済すべき単位を，「同一居住・同一生計」の世帯からもう一歩ふみこんだ，きめの細かさが要求される時代なのである。因みにわが国の生活保護制度においても，世帯の認定に関して，英国なみにするよう主張する論議も多く，実際の運用では，世帯分離といった取扱いがかなり広範にとり入れられ，先に例示したような世帯で，娘をのぞく他の世帯員の誰かが傷病により生活保護の適用を申請した場合，一定の条件のもとで娘を世帯内で生計を一にしていないものとして（このような運用を世帯分離という）夫

婦と中学生の子供を単位とし，保護の要否を決定する方法が講じられている。

だから，生活保護を必要とする世帯ないし人口がどのくらい存在するか，もしくは，それらの人口に比して現に受けているものはどのくらいいるかといった政策の基礎となる推計をする場合には，世帯を生活保持義務関係にある世帯単位に分解してみることが必要になるであろう。そしてこのような方法をとれば，要保護層は，同一居住同一生計の世帯を単位として測定したものより多くなるであろうことは明白である。

以上のことは，本研究との関係で言うならば，一応「同一居住，同一生計」の世帯を所得単位として，所得階層分布を測定するが，実際の「世帯の貧困」はそれより大い方へ偏よるであろうということを意味する。

だから，この調査における所得単位をやゝ広い意味での世帯としてとろうとしているので，個別の世帯がたとえ「低所得」基準より上にある場合でも，それらのある種の世帯のなかには，隠された「世帯の貧困」が存在していると考えられる。これらの世帯群を分別するメルクマールは，その生計中心者の就労の不安定性や，世帯員の多就労などであろう。

3) 所得の把握

○貧困の持続期間

所得を世帯を単位として把握しようとしていること，およびその場合予想される偏りについては，前節で述べたが，所得を把握する上でのいま1つの問題は，所得をどの期間でつかまえるかという点である。この課題もまた，世帯の貧困をどうみるかということとかゝわっている。端的に言えば喰えないという状態がどの程度持続すれば，貧困と言いうるかということである。1ケ月間最低生活水準を割りこむような状態が続けば，その世帯は貧困であると言えるであろうか。もちろん持続期間を長い方へのばしていけば，貧困状態にあるということはかなり容易に判断がつくであろう。子供を育てている期間（15年～20年位であろうか）最低生活水準の限界上をさまよっているような状態であれば，それを貧困世帯とみなすことに誰しも同意するであろう。問題は貧困状態の最短期間をどの程度にみるかということにある。

この場合，やはり，生計中心者の就労，就業状態と深くかゝわりあうと考えなければなるまい。日雇労働者であれば，日々貧困状態とそうでない状態がたちあらわれることもある。給与生活者の場合，月単位の所得がその世帯の状態の指標になるし，自営業者では，年間所得がものをいうかもしれない。しかし雇用労働者の多くは，年間数回の期末年当が支給されている場合が多いから，月単位の所得の把握では不十分だという意見もある。

そこで，月間所得と年間所得の関係について検討し，貧困測定をおこなう場合の所得の把握のし方と，その問題点を考察したいと思う。

○年間所得と月間所得の関係

用いる資料は1978年8月に実施した（1973年10月におこなった調査対象世帯のうち，追調査が完了した）464世帯であって，その所得階層を，月間所得によるものと，年間所得によるものを比較検討することとした。

この場合，原則として，月間所得は毎月決って同一居住同一生計世帯に入るすべての所得をとり，年間所得は，1978年1月から12月までに予想されるすべての所得とした。したがって，年間所得は推定額であることをまぬがれないが，この比較の焦点の1つである雇用労働者の期末年当については，前年実績を勘案して，月平均給与の何倍位であるかを回答してもらうこととした。例外的な事例は，年金生活者の場合に年額の1/12を月間所得としたことと，季節雇用労働者の場合に，年間所得は，実際に得た賃金と，冬期間の雇用保険給付額の合算とすることとした点である。また所得階層

決定にあたっては，月間所得にもとずく階層は，前記1973年実施の方式にのっとっておこない，年間所得にもとずく所得階層は，年間所得推計額を月間生活保護基準に12ケ月を乗じて得た額で除して決定した。

階層決定の方法は次の通りである。

$$\text{月間所得にもとずく所得階層} = \frac{\text{月間総所得}}{\text{月最低生活基準}}$$

$$\text{年間所得にもとずく所得階層} = \frac{\text{年間総所得}}{\text{月最低生活基準} \times 12}$$

所得階層は，この式によって得られる数値を次のように分類したものである。

第Ⅰ階層　～0.99
第Ⅱ〃　1.00～1.39[注8]
第Ⅲ〃　1.40～1.99
第Ⅳ〃　2.00～2.49
第Ⅴ〃　3.00～

また月最低生活基準は，その世帯構成と子供の教育段階，家賃額などにもとづき生活保護法の手続きによって得られた，生活保護基準額である。したがって，世帯員の稼働状況にみあって必要経費として控除される勤労控除分も，賞与にみあって控除される特別控除も上積せしていないし，夏期冬期に加算される期末一時扶助もみこんでいないから，もっとも厳格な最低生活費である。

第28表　月間所得階層と年間所得階層の関係

月所得による所得階層 ＼ 年所得による所得階層	Ⅰ′	Ⅱ′	Ⅲ′	Ⅳ′	Ⅴ′	計
Ⅰ	(77.2) 27	(22.8) 8				7.5 (100.0) 35
Ⅱ	(1.4) 1	(47.2) 34	(44.4) 32	(5.6) 4	(1.4) 1	15.5 (100.0) 72
Ⅲ			(58.1) 75	(31.8) 41	(10.1) 13	27.8 (100.0) 129
Ⅳ		(1.4) 1		(57.8) 41	(40.8) 29	15.3 (100.0) 71
Ⅴ			(0.6) 1	(0.6) 1	(98.7) 155	33.8 (100.0) 157
計	(6.0) 28	(9.3) 43	(23.3) 108	(18.7) 87	(42.7) 198	100.0 (100.0) 464

第28表は，以上の手続きによって得られた月間所得にもとずく所得階層（以下月間階層と略す）と年間所得にもとずく所得階層（年間階層）の相関表である。

月間階層の分布によれば，第Ⅰ階層7.5％，第Ⅱ階層15.5％，以下，27.8％，15.3％，33.8％，であるが年間階層の分布では，第Ⅰ階層6.0％，以下，9.3％，23.3％，18.7％，42.7％，となっ

ており，第Ⅲ階層までは，年間階層が月間階層を下回っているが，第Ⅳ，第Ⅴ階層では逆転していることがわかる。つまり，階層の低い方では，月間階層でとった方が大めにでてきて，年間階層では全体に月間階層より上位の階層へ移動しているということがいえる。

年所得でみるより月所得の方が「低所得層」を大めにみつもるという根拠が示されていると思う。このことは，全体の分布が右上方に拡がっていて，月間階層と年間階層が対応するところより左下方への分布がきわめてまれであるという事実でもうらずけられる。

しかしそうであるからといって，低所得層を測定する場合に月間所得をもっておこなうという方法が不適当であると断定するわけにはいかない。

その理由の第１には，月間所得での第Ⅰ階層（生活保護基準以下の層）は，年間所得でみても，第Ⅰ′ 階層ないしは第Ⅱ′ 階層，つまり年間をつうじて低所得にある階層であるということ。

第２には，月間所得第Ⅱ階層の場合もほぼ半数は年間所得第Ⅱ′ 階層以下で，上昇しているといっても第Ⅲ′ 階層が大部分であること。

第３には，以上２点を総括すると，月間所得Ⅰ～Ⅱ階層全体 107 世帯のうち，年間所得Ⅰ′ ～Ⅱ′ 階層は70世帯で，なお65％を占めていることである。

つまり低所得層を問題にする場合，月間所得でとっても年間所得でとっても低所得層として把握される対象はそれほど大きくかわらないのである。

さらに第28表で年間所得階層を決定するにあたって年間所得のなかに賞与等いわゆる期末手当をみこんでいるが，最低生活費算定にあたっては，これらに対応する特別控除額など全く捨象していることを想起するならば，月間所得階層Ⅱから年間所得階層Ⅲ′ へ「上昇」している世帯群も実際の生活保護受給世帯の消費水準からすれば，1.4倍から２倍未満というランクの下の方へ分布しているであろうことは想像に難くない。

そのように考えると，年間所得階層が月間所得階層に比してせいぜい１ランクしか上昇していないが，その上昇のなかみはかなり割引きして考える必要があるだろう。

次に極くわずかであるが，年間所得階層が月間所得階層を下回る事例があることに注意を払う必要がある。簡単に言えば，月間所得よりも年間所得の$\frac{1}{12}$の方が下回る世帯である。
のちにみるように季節労働者世帯であるが，本調査世帯が５年前に調査した世帯の追調査結果であるため，季節労働者のような流動性の高いと考えられる世帯の多くは，漏れてしまっていること，およびこれらの世帯はもともと低所得層に入っていて「下降」した世帯として表れないことなどにより，きわめて少数事例しかでてこないものと思われる。

しかし，年間所得では所得階層が「下降」するこれらの世帯は，とりわけ北海道における生活問題を考察する上で重要な課題を担っていて軽視することはできないであろう。

以上の点をふまえて月間所得と年間所得の関係を，整理すると以下のようになる。

A　月間所得階層と年間所得階層が原則的には等しい層

B　月間所得階層より年間所得階層が上昇する層

C　月間所得階層より年間所得階層が下降する層

以上の類型を念頭におきながら，月間と年間の所得階層の組合せ別に，世帯主の就労形態別の分布をみると，第29表のとうりである。自営業就労世帯は，月間所得で確定した所得階層がほゞ年間所得階層に一致している。もちろん，上昇している世帯もいるが，これらの世帯では世帯員が雇用労働者と就労しているためにその所得の変動の影響をうけたものと考えられる。

これとは対照的に，常用労働者である場合には，月間より年間所得階層の上昇している世帯が圧倒的に多くなっているが，Ⅱ・Ⅱ′ 層や，Ⅲ・Ⅲ′ 層もかなりの数で存在していることも見のがせない。臨時，日雇就労も全体に分布しているが，Ⅳ・Ⅱ′，Ⅴ・Ⅳ′ といった年間所得階層下降型はほ

第29表　所得階層組合せ別，主の就労形態

月年 所得階層組合せ ＼ 主就労形態	0 自営	1 常用	2 臨時	3 日雇	4 内職	5 家事	6 不就労	7 失業	8 不明	計
Ⅰ・Ⅰ′	5	3	2	2			15			27
Ⅰ・Ⅱ′		7	1							8
Ⅱ・Ⅰ′		1								1
Ⅱ・Ⅱ′	12	17	1	1			3			34
小計	12.2 (24.3) 17	10.9 (40.0) 28	26.7 (5.7) 4	23.1 (4.3) 3			47.4 (25.7) 18			15.1 (100.0) 70
Ⅱ・Ⅲ′	1	29		1			1			32
Ⅱ・Ⅳ′		3					1			4
Ⅱ・Ⅴ′		1								1
小計	0.7 (2.7) 1	12.8 (89.2) 33		7.7 (2.7) 1			5.3 (5.4) 2			8.0 (100.0) 37
Ⅲ・Ⅲ′	15.1 (28.0) 21	15.6 (53.3) 40	26.7 (5.3) 4	15.4 (2.7) 2	100.0 (1.3) 1		18.4 (9.4) 7			16.2 (100.0) 75
Ⅲ・Ⅳ′	2	39								41
Ⅲ・Ⅴ′		13								13
小計	1.5 (3.7) 2	20.2 (96.3) 52								11.6 (100.0) 54
Ⅳ・Ⅱ′			1							1
Ⅴ・Ⅲ′				1						1
小計			6.7 (50.0) 1	7.7 (50.0) 1						0.4 (100.0) 2
Ⅳ・Ⅳ	18	15		1			7			41
Ⅳ・Ⅴ	2	25	1					1		29
小計	14.4 (28.6) 20	15.6 (57.2) 40	6.7 (1.4) 1	7.7 (1.4) 1			18.4 (10.0) 7	100.0 (1.4) 1		15.1 (100.0) 70
Ⅴ・Ⅳ′				1						1
Ⅴ・Ⅴ′	78	64	5	4			4			155
小計	56.1 (50.0) 78	24.9 (41.0) 64	33.2 (3.2) 5	38.4 (3.2) 5			10.5 (2.6) 4			33.6 (100.0) 156
計	100.0 (30.0) 139	100.0 (55.4) 257	100.0 (3.2) 15	100.0 (2.8) 13	100.0 (0.2) 1		100.0 (8.2) 38	100.0 (0.2) 1		100.0 (100.0) 464

とんど，この就労形態に属しているが特徴的である。またこれらの就労形態の場合，月間所得でも年間所得でもⅠ～Ⅱ階層にとどまっている世帯の割合が，自営常用世帯における割合よりづっと高くなっていることもしめしている。

世帯主が不就労である世帯では，月間所得階層が年間所得階層を規定しているが，Ⅰ～Ⅱ階層への滞留が一層ひどいことがみてとれる。以上のようにA類型は自営業層と年金生活者などの無業層であり，B類型は，常用労働者層，C類型は季節労働者を典型とする，日雇，臨時就労者層であることがわかる。

参考までに世帯主の職業階層別に，月間所得と年間所得の組合せでみると，第30表のとうりであるが，就労形態別分布で指摘した事態が一層具体的に表現されている。

以上の考察で明らかなとうり，就労形態により差異があるとは言え，月間所得で所得階層を決定する方法は，年間所得による方法と，それほどひどい偏りがあるわけではなく，とりわけ，われわれが低所得層と考える労働者下層に関しては，その差はいちじるしく小さいものであることが確認

第30表　所得階層組合せ

月年所得階層組合せ ＼ 職業階層	1 農民	2 中経営企業者	3 小経営企業者	4 零細経営企業者	4.2 10経営人以下零者	5 専門管理者	6 生産・運輸自営	7 商業自営	8 サービス自営	9 医療・保健自営	10 家族生産・運輸自営	11 家族商業自営	12 アパート貸間	13 家族サービス自営	14 内職	15 家族その他自営	16 大企業事務	17 中企業事務	18 小企業事務	19 10人以上細事務零
Ⅰ・Ⅰ′												1		3		1				
Ⅰ・Ⅱ′																			1	
Ⅱ・Ⅰ′																				
Ⅱ・Ⅱ′	1						1	1			1	7		1				1	1	2
Ⅱ・Ⅲ′														1			1	2	3	
Ⅱ・Ⅳ′																				1
Ⅱ・Ⅴ′																				
Ⅲ・Ⅲ′	2							3			4	4	3	5	1		1	1	5	
Ⅲ・Ⅳ′						1	1					1					3	1	2	2
Ⅲ・Ⅴ′																	1			
Ⅳ・Ⅱ′																				
Ⅴ・Ⅰ′																				
Ⅴ・Ⅲ′																				
Ⅳ・Ⅳ′	1			1			2	3	3		3	2	2	1			1		1	1
Ⅳ・Ⅴ′											1	1					1		3	2
Ⅴ・Ⅳ′																				
Ⅴ・′			3	6		3	12	8	3	3	4	18	11	10			6	3	8	3
計	4		3	7		4	16	15	6	3	13	34	16	21	1	1	14	8	24	11

できる。

さらに当然のことながら，年間所得について調査する場合，とりわけ雇用労働者にあっては推定で決定しなければならない要素が多く，月間所得に比して不確実な性格をもたざるを得ないという実情がある。しかし，これらの点は，調査のいわば技術的側面に属することであって，低所得研究にとってより重要なことは，毎月々の生活が「低所得」水準にある世帯が，たとえ期末手当等により年間所得でみれば，「低所得層」とはならないとしても，その消費の水準は，おそらくは臨時収入があった時に一時的に上昇するだけであって，計画的に，かつ平均的に毎月々の消費水準を押し上げるとは考えられないという点にある。

われわれは，だから最低限度月々の所得が，最低生活費の尺度からみて不十分なものであれば，それは貧困－低所得であるとみなし，事実低所得にあっては，月間所得でも年間所得でも大差ないことをたしかめたのである。

日々の貧困は，それらの階層の総体を把握するなかで考察していかなければならないだろう。

別・主の職業階層

192 10細人以事下零務	20 官事公庁務	201 教(公立員)	202 教(私立員)	21 医療技術者	22 中労企働業者	23 小労企働業者	24 10細人労以上働零者	242 10細人労以下働零者	25 運輸労働者	26 タ運クシー転手	27 官労公働庁者	28 販労働売者	29 サ労ービ働ス者	30 公サービス安ス	31 建職設人	32 そ職の他人	33 重労作働業者	34 軽労作働業者	35 無職	計
						1					1						1	4	15	27
						1				2	1	1					1	1		8
											1									1
			1			3		1	4						1	1	1	3	3	34
	5				1		1		4		3	4	3			1	1	1	1	32
									1		1								1	4
							1		-											1
1	4		1		2	1	2	1	2	3		9	2		3		5	3	7	75
	4	3	1		1	5	1	2	1	1	7	3					1			41
1	4					1					2			2		1	1			13
																		1		1
																	1			1
3	1				1					2		1			2	1	1	1	7	41
1	3			1	1	3	2	2	1	2	3		1						1	29
															1					1
	6	1	1	2	1	6	3	2	1		5	7	5	1	1		5	3	4	155
6	27	4	4	3	7	21	10	8	14	10	24	25	11	3	8	4	18	17	39	464

注 1. 「富山調査」の報告は，氏原正治郎・江口英一「都市における貧困の分布と形成に関する一資料」「社会科学研究」第 8 巻 1 号，（東大社研）に掲載されており，中野調査は，江口英一著「現代の『低所得層』上巻（1980 年ミネルヴァ書房）に掲載されている。

注 2. 基礎調査の概要によれば，実支出，実収入とも 3 月中の現金によるもので，しかも，1000円単位で記入したとある。

注 3. 「生活線等級」1. 0 の基準となる生活消費水準は「肉体を現状に保持し，年令の推移にしたがって標準的成長又は衰弱を保ち得，更に社会的生存に必要な最少限の消費量を見込んだ消費水準」（1953. 1「生活実態の分析」社会保障資料No. 21，厚生大臣官房総務課 一 富山調査の原票に関する調査の概要より）としてあるが，このようなモデルの下敷きとして生活保護世帯の消費水準が想定されていたものと考えられる。

注 4. イギリスの1966年より以前の公的扶助制度である「国家扶助」の基準は，1932 年に Rowntree らの Sub - Committeeが作ったマーケット・バスケット方式による最低生活を1948－58年の間は消費者価格指数のみでスライドさせ，それ以降は消費者価格指数，生計費指数，退職年金生活者の収入水準上昇率でスライド・アップさせたという。（1968. 10. 篭山京，江口英一，田中寿共著「公的扶助制度比較研究」光生館 P91）後者の場合，生計費指数や年金生活費の収入水準上昇率も結局消費者物価指数に強く影響されるから，基本的には，ロウントリーの 1932年基準がベースになっていることにかわりわない。また西ドイツの場合，各ラントで基準を決定するがノルドライン・ウエストファーレンでは，1959年につくったマーケット・バスケットに小売価格の変動だけを加えた，単純物価スライドで1970年まで使用していたという。（1978年 9 篭山京「公的扶助論」光生館 P271）

注 5. 生活保護行政の第 1 線で活躍しているケースワーカーの 7 7 %は標準 4 人世帯の基準を「高い」と感じ，24 %が「丁度よく」，64 %が「低い」と回答している。多人数世帯（5 人以上）の基準になると，30 %が「高い」と回答し，「低い」と答えたものは36%であったという。（公的扶助研究第14回全国セミナー実行委員会編「今日の生活問題と福祉事務所の役割」1979. 3掲載の「ケースワーカーと被保護者の意識」P40）

注 6. 高山武志著「大都市における低所得層の調査」（1976. 北海道社会福祉協議会刊）の「低所得層の測定」の項参照のこと，なお本稿は，この「低所得層の測定」を出発点として，それを補充するために展開していることをつけくわえておきたい。

注 7 これはあくまでも「原則として」であり，実際の被保護世帯の場合，風邪程度では医療券の交付をうけない場合が多い。それは，手続きがわずらわしいこともあるが，健康保険をもっている者でも，医院へいかずに売薬ですませる例が多いのとほぼ似た心境であることによる。だから，売薬を購入する費用等は，被保護世帯の場合にもでてくる。「最低生活の検討」の項でとりあげたAケースの場合もそのような支出がなされている。

注 8. 第Ⅰ階層は，勤労控除を含まない最低生活基準額以下の所得しかない世帯であり，第Ⅱ階層は，前項で規定した「低所得」の範囲内にある世帯ということになる。

教育計画研究グループ業績一覧

Ⅰ　教育計画研究

1. 児童生徒父兄教師の道徳的価値観について（高山他共同執筆，1958，北海道教育研究所紀要29号）
2. 勤労青年の職業生活の推移と教育機会に関する調査研究（高山他共同執筆，1959，北海道教育研究所紀要31号）
3. 高校適正配置に関する基礎資料（高山，1960，北 海道教育研究所紀要33号）
4. 中学校卒業者の都市における就業実態調査その1（高山，1961，北海道教育研究所紀要34号）
5. 同上その2（同上　35号）
6. 勤労青年に関する研究その1（高山，1962，北海道教育研究所紀要36号）
7. 同上その2（同上 1963，38号）
8. 同上その3（同上　40号）
9. 農村婦人の生活と学習（高山，1965，北海道教育研究所紀要45号）
10. 職業別にみた学力の解析（高山，1965，教育社会学研究20集）
11. 農村における若妻の生活と学習（高山，1966，北海道教育研究所紀要51号）
12. 職業技術系各種学校の教育計画的考察（高山，1966，北海道私学教育研究協会）
13. 市町村間における社会教育水準の比較に関する研究（高山，1967，北海道教育研究所紀要56号）
14. 学歴別，産業別にみた青年の生活態度の推移（高山，1968，北大教育学部紀要15号）
15. 北海道の高等教育配置計画における地域計画に関する調査研究（高山他共同執筆，1976，北海道地域問題研究会）
16. 大学の立地と地域社会の受益効果（高山，1980，北海道開発調整部資料）
17. 道北「過疎」地域における社会階層と中卒者の進路（高山・杉村，1981，北大教育学部産業教育計画研究施設報告書19号）

Ⅱ　貧困児童教育研究

1. アメリカの貧困児教育（高山，1981，北大教育学部紀要38号）
2. 教育貧困（高山，1981，「貧困と社会福祉」法律文化社刊所収）

Ⅲ　地域・産業変動研究

1. 新産業都市研究中間報告（高山，1965，日本地域開発センター報告書）
2. 地域社会の変貌（高山他共同執筆，1968，「教育学全集」14巻，小学館刊所収）
3. 北海道の第3次産業（高山，1969，北海道委託研究報告書）
4. 漁民層分解と家族構成（高山，1972，「社会福祉と生活構造」光生館刊所収）

Ⅳ　低所得・貧困研究

1. 北海道における階層分化の形態と貧困の類型・漁村編（高山，1954，北海道総合開発委員会事務局）
2. 大都市における低所得層の調査（高山，1975，北海道社会福祉協議会）
3. 現代都市における「不安定就業階層」の新しい傾向について（杉村，1979，北大教育学部産業教育計画研究施設報告書17号）
4. 年金生活者の生活実態に関する実証的研究（高山，1980，北海道委託研究報告書）
5. 英国の貧困概念－Deprivationについて－（高山，1981，北大教育学部産業教育計画研究施設

報告書20号）

6. 「低所得層」の測定（杉村，1981，同上20号）

V　公的扶助研究

1. 被保護結核世帯の生活指導：第２部（高山，1956，北海道民生部）
2. 昭和35年以降の保護行政の変遷（杉村，1968，社会事業研究所年報６号）
3. 低所得階層の福祉問題（杉村，1969，月刊福祉11月号）
4. 貧困者の権利と社会保障（杉村，1970，「現代の貧困と社会保障」汐文社刊所収）
5. 社会福祉主事論（杉村，1971，「社会福祉研究」９号　鉄道弘済会刊）
6. 生活困窮者（杉村，1976，「社会福祉概説」有斐閣刊所収）
7. 現代の低所得階層と公的扶助（杉村，1976，「社会福祉学を学ぶ」有斐閣刊所収）
8. 貧困問題とケースワーク（杉村他共同執筆，1977,「ケースワークの基礎知識」有斐閣刊所収）
9. 戦後公的扶助の展開（杉村，1981，「社会福祉の形成と課題」川島書店刊所収）
10. 生活保護受給者（杉村，1981，「貧困と社会福祉」法律文化刊所収）
11. 公的扶助はどこにいくのか（杉村，1981，「季刊労働法別冊，社会福祉」総合労働研究所刊所収）

VI　訳　　書

1. ウエッダーバン編著：イギリスにおける貧困の論理（高山訳，1977，光生館）
2. デヴィッド・ピアショ：福祉国家 ── 成功か失敗か ──（高山訳，1981，北大教育学部産業教育計画研究施設報告書19号）

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設研究報告書・研究紀要既刊タイトル

研究報告書第１号　農業の近代化と農民の生産意欲　第１編 …… 昭和37年　６月
－ 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 －

第２号　農業の近代化と農民の生産意欲　第２編 …… 昭和38年　３月
－ 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 －

第３号　産業社会における教育の役割 …… 昭和39年　11月
－ 賃金決定における教育的要因の分析 －

第４号　労働類型と熟練形成過程 …… 昭和39年　11月

第５号　地域開発と学卒労働力移動 …… 昭和39年　11月
－ 北海道における中・高・大学卒業者の労働市場圏の研究 －

第６号　地域開発と産業教育Ⅰ・地域開発と地域社会変動構造 …… 昭和41年　10月
－ 道央・苫小牧地域を中心とした地域変動の実証的研究 －

第７号　地域開発と産業教育Ⅱ・労働移動と職業意識 …… 昭和41年　５月
－ 苫小牧地方労働市場の変動構造と産業教育訓練生の意識構造 －

第８号　地域開発と産業教育Ⅲ・地域開発と労働者教育 …… 昭和42年　10月
－ 苫小牧地域工業化にともなう産業教育の展開過程に関する実証的研究 －

第９号　建設業の構造変化にともなう建設職人層の賃労働者化
と労働組合運動 …… 昭和46年　７月
－ 親方制的雇用構造の解体過程の進行と養成訓練の変容に関する実証的研究 －

第10号　教育とコンピューター …… 昭和46年　７月

第11号　鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅰ …… 昭和49年　３月
－ Ｍ製鉄所および構内社外企業の企業内教育展開過程についての実証的研究 －

第12号　酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働 －
生活過程　第１編 …… 昭和51年　３月
－ 北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びＳ部落と大樹町尾田地区Ｔ部落における比較研究 －

第13号　鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅲ …… 昭和51年　３月
－ 大手独占体系列企業の「合理化」と企業内教育展開過程についての実証的研究 －

第14号　鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅱ（上） …… 昭和52年　３月
－ 大手独占体Ｍ製鉄所の「合理化」と鉄鋼労働運動の変貌過程についての実証的研究 －

第15号　酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働 －
生活過程　第２編 …… 昭和53年　３月
－ 北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びＳ部落と大樹町尾田地区Ｔ部落における比較研究 －

第16号　農村社会における「家」の解体と老人生活 …… 昭和53年　７月
－ 北海道・新酪農地帯・大樹町における家族と老人生活に関する地域研究 －

第17号　産業と教育　第１号 …… 昭和54年　７月

第18号　酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成 …… 昭和55年　３月

第19号　産業と教育　第２号 …… 昭和56年　３月

第20号　低所得層の研究Ⅰ …… 昭和56年　３月

研究紀要第１号　アジア地域労働の質の比較研究（中間報告） …… 昭和43年　11月
農業近代化と農業後継者教育
地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育

執　筆　者　紹　介

高　山　武　志　（北海道大学教育学部・助教授）

杉　村　　宏　（　同　上　）

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書　第20号

昭和56年３月18日　印刷
昭和56年３月25日　発行

発行機関　北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設
060　札幌市北区北11条西７丁目

発 行 者　美土路　達　雄

印 刷 所　富士プリント株式会社
064　札幌市中央区南16条西９丁目